

コミュニティ・スクールに関する参考資料

令和3年12月24日（金）

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議（第8回）

目次

P 2

中間まとめ

P 4

制度関連

P 17

導入状況等

P 25

各種データ関連

P 50

各地の事例

P 64

文部科学省の取組

P 72

総論関連

P 86

社会教育関連資料

P 92

総務省関連資料

1. コミュニティ・スクール推進の必要性

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた新学習指導要領の着実な実施や学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の実現等に加え、不登校やいじめ、児童虐待への対応、感染症対策、防災など学校や地域が抱える様々な課題にも対応しつつ、未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、これまで以上に学校・家庭・地域の連携・協働が必要となる。また、コロナ禍によりあらためて浮き彫りとなった学校・家庭・地域の役割分担や連携・協働の重要性、安定した学校経営体制の必要性の観点からも、校長や教職員だけでなく、保護者や地域住民等が「当事者」として参画し、学校運営を支え・強化する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、全ての学校に求められる機能である

2. コミュニティ・スクール推進のための方策

コミュニティ・スクールの意義や目的、必要性及び効果について、関係者が広く十分に理解し、効果的な取組が全国で展開されるよう、特に以下の項目について支援の強化が必要

（1）コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ちながら学校運営に参画する仕組み「学校運営協議会」と地域と学校が連携・協働して活動を行う「地域学校協働活動」は、両者の連携による取組の効果等を示しつつ、一体的な推進を図ることが必要

（2）円滑な導入のための都道府県教育委員会等による伴走支援

教育委員会の担当者、学校管理職等の関係者が、コミュニティ・スクールの必要性や有効性を正しく理解し、方向性を示しつつ取組を進めることが重要。都道府県教育委員会等による積極的・継続的な働きかけや、アドバイザーの配置など伴走支援体制の構築が必要

（3）コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の総合調整・事務局機能を持つ人材の配置・機能強化

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組むためには、両者の総合調整や企画立案、事務局機能を担う人材が重要であり、これらの役割を担う地域学校協働活動推進員等が継続的な活動を可能とするため、人材の配置促進・機能強化等を図ることが必要

（4）地域学校協働活動推進員等の資質向上

地域学校協働活動推進員等は、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の中核を担う人材であり、総合調整や企画立案役として、地域と学校の連携・協働に関わる幅広い知識や技能を身に付けることが求められることから、段階的・体系的なスキルアップ研修や実践者同士の交流等の機会充実を図ることが必要また、学校運営協議会委員の資質向上を図ることも必要

上記のほか、導入促進のための支援、地域運営組織や関係部署との連携促進、首長の理解促進、成果・効果の事例の横展開等が必要

3. 今後の検討事項（案）

以下の論点等については、今後、本会議において引き続き検討を行う

- （1） これからのコミュニティ・スクールの在り方
- （2） 「社会に開かれた教育課程」の実現において担う役割
- （3） 学校評価とコミュニティ・スクールの関わり
- （4） いわゆる「類似の仕組み」について
- （5） 高等学校等における取組
- （6） コミュニティ・スクールに係る教師の資質に関すること

P 2

中間まとめ

P 4

制度関連

P 17

導入状況等

P 25

各種データ関連

P 50

各地の事例

P 64

文部科学省の取組

P 72

総論関連

P 86

社会教育関連資料

P 92

総務省関連資料

コミュニティ・スクールのこれまでの主な経緯

教育改革国民会議報告（平成12年12月）

新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言

中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）

地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、
・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置
・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）

学校運営協議会制度創設

各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月）

全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの必置について検討を進める

中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法（平成29年3月改正、同年4月施行）

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（社会教育法）
・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「**地域学校協働活動**」と定義
・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱に関する規定を整備

教育基本法改正 （平成18年12月）

学校・家庭・地域の相互の連携・協力に関する条項（13条）の新設

第一期教育振興基本計画 （平成20年7月閣議決定）

期間：平成20年度～平成24年度
・コミュニティ・スクールの設置促進に取り組む
・「学校支援地域本部」などの取組を促し、広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す

第二期教育振興基本計画 （平成25年6月閣議決定）

期間：平成25年度～平成29年度
・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
・全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築

第三期教育振興基本計画 （平成30年6月閣議決定）

期間：平成30年度～令和4年度
・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

コミュニティ・スクールのこれまでの主な経緯（一部補足）

教育改革国民会議報告
-教育を変える17の提案-

平成12年12月22日
教育改革国民会議

- 新しい時代に新しい学校づくりを

地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（“コミュニティ・スクール”）を市町村が設置することの可能性を検討する。これは、市町村が校長を募集するとともに、有志による提案を市町村が審査して学校を設置するものである。校長はマネジメント・チームを任命し、教員採用権を持って学校経営を行う。学校経営とその成果のチェックは、市町村が学校ごとに設置する地域学校協議会が定期的に行う。

規制改革推進3か年計画
(再改定)

平成15年3月28日
閣議決定

- コミュニティ・スクール導入に向けた制度整備（平成15年中に検討・結論）

新しいタイプの公立学校であるコミュニティ・スクールを導入することの意義は、教職員人事を始めとする運営・管理及び教育の実施等について、学校、保護者、地域の独自性を確保する一方で、地元代表や保護者の代表を含む「地域学校協議会（仮称）」に対しアカウントビリティを負うことにより、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校運営を可能とし、独創性と創造性に富んだ人材の育成に資することにある。

これらの点を踏まえ、コミュニティ・スクール導入のための制度整備に関しては、例えばコミュニティ・スクール導入の設置手続、「地域学校協議会（仮称）」の設置と機能、都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び地域学校協議会の教員任免等に係る権限の在り方等の点について、法令上の規定を設けることを検討する。

中央教育審議会答申
今後の学校の管理運営の
在り方について

平成16年3月4日
中央教育審議会

- 地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について

- 地域が公立学校の運営に参画する意義

・ 公立学校の管理運営に保護者や地域住民が参画することにより、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域の創意工夫を活かした、特色ある学校づくりが進むことを期待。

- 制度化に当たっての基本的考え方

- ・ 地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置。
- ・ 保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会）を設置。
- ・ 学校運営協議会は、教育計画、予算計画の方針などの学校運営の基本的事項について承認。
- ・ 学校運営協議会は、校長や教職員の人事について任命権を有する教育委員会に対して意見を述べ、教育委員会は、その意見を尊重して人事を行う。
- ・ 学校の創意工夫を活かした様々な取組が可能となるよう、校長の裁量権の拡大が重要。
- ・ 地域運営学校自身による自己評価に加え、教育委員会による不断の点検・評価が重要。必要に応じて指導、指定取り消し等の是正措置を行う。

「学び続ける」社会、全員
参加型社会、地方創生を
実現する教育の在り方につ
いて
(第六次提言)

平成27年3月4日
教育再生実行会議

- 地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む

少子・高齢化が進展し、地域コミュニティに多様な機能が求められる中で、学校は、人と人をつなぎ、様々な課題へ対応し、まちづくりの拠点としての役割を果たすことが求められる。こうした観点から、全ての学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール化を図り、地域との連携・協働体制を構築し、学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）への発展を目指すことが重要。その際には、学校教育と社会教育が一体となったまちづくりの視点も重要。こうした取組に当たって、教育委員会制度改革によって新たに設けられる総合教育会議の役割が重要であり、地方公共団体を挙げての教育による地方創生の取組が求められる。

- （教育機関を核とした地域活性化）

○ 国は、コミュニティ・スクールの取組が遅れている地域の存在を解消し、一層の拡大を加速する。このための制度面の改善や財政面の措置も含め、未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援等に努める。そして、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。

地方公共団体は、国の支援策も活用して、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図ることを目指す。その際、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置することや、地方公共団体の判断により、小中一貫教育の取組と連携して進めることも効果的である。さらに、こうした人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となることを目指す。

コミュニティ・スクールのこれまでの経緯（昨今の政府文書等における主な記載）

第2期「まち・ひと・しごと創生
総合戦略」
(抜粋)

令和元年12月20日
閣議決定

政策パッケージ

【基本目標2】地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

2-1 地方への移住・定着の推進

(2) 若者の修学・就業による地方への定着の推進

②高等学校の機能強化等

I 地域の将来を支える人材育成の要となる高等学校の機能強化

(b)多様な高校生一人ひとりの個性に応じて最適な地域課題などの解決すべき課題を効果的に見出すことができるよう、高等学校と地域とが連携・協働してコンソーシアムを構築する。また、こうした取組の全国への展開に向けた検討を行う。さらに、全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築することを目標とし、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進する。

少子化社会対策大綱
(抜粋)

令和2年5月29日
閣議決定

施策の具体的内容

I 重点課題

1. 結婚・子育てで世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

I-1 (3) 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体的な実施)

○「新・放課後子ども総合プラン」の実施

施策に関する数値目標

【項目】新・放課後子ども総合プラン

(一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備)

【目標】1万カ所以上で一体型の実施を目指す(2023年度末)

※うち、放課後子供教室は全小中学校区での実施を目指す(2023年度末)

II ライフステージの各段階における施策

4. 子育て

II-4 (9) 子供が健康で、安全かつ安心に育つ環境の整備

(子供の健やかな育ち)

○地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備

地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動とコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の一体的な推進による地域と学校の連携・協働を進め、地域ぐるみで子供たちを健やかにはぐくむ体制を構築する。

施策に関する数値目標

【項目】地域ぐるみで子供の教育に取り組む体制の構築

うち、地域と学校が連携・協働する体制の構築

【目標】全ての小中学校区において地域学校協働活動を推進(2022年度)

全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを導入(2022年度)

中央教育審議会答申
「令和の日本型学校教育」の
構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を
引き出す、個別最適な学び
と、協働的な学びの実現～
(抜粋)

令和3年1月26日
中央教育審議会

4. 「令和の日本型 学校 教育」の構築に向けた 今後の方向性

学校だけではなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要である。その際、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に実施することが重要である。

地域と学校の協働体制の概要

学校（コミュニティ・スクール）

教職員



校長



教職員



学校運営協議会

委員：

保護者

地域学校協働活動推進員

地域住民 など



全公立学校で努力義務化

学校運営・その運営に必要な支援に関する協議等

学校運営協議会の主な役割

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

教育委員会が、所管の学校ごとに学校運営協議会を設置

✓ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること

✓ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること

✓ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

※小中一貫型小・中学校など、複数校に一つの協議会を置くことも可能

地域学校協働活動推進員 地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

・地域住民と学校との情報共有

・地域住民等への助言 等

教育委員会が委嘱することができる

（社会教育法第9条の7）

想定される対象者：

・地域コーディネーターやその経験者

・PTA関係者・経験者

・退職教職員

・自治会・青年会等関係者

・公民館等社会教育施設関係者 等



地域学校協働活動

地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動

（社会教育法第5条第2項 ほか）

○協働活動

地域人材育成、郷土学習、協働防災訓練、学習・部活動等支援、花壇整備、登下校の見回り 等

○体験活動

社会奉仕体験活動、自然体験活動、職場体験活動 等

○放課後等の学習活動

放課後、土曜日、休日における学習、スポーツ活動 等

地域

保護者

地域住民

PTA

地域の青少年

地域学校協働本部

★地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制

※従来の学校支援本部等をベースに学校と地域が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築



地域学校協働本部の3つの要素

✓ コーディネート機能

✓ 多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）

✓ 継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

社会教育施設・団体

文化団体

スポーツ団体

企業・NPO 等

警察・消防等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号) (抄)

第四十七条の五

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該**学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関**として、**学校運営協議会を置くように努めなければならない**。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）（抄）

附則

（学校運営協議会の在り方の検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成二十九年文部科学省令第二十三号）（抄）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び中学校において、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合
- 二 同一の教育委員会の所管に属する中学校及び高等学校において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合
- 三 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び当該小学校に在籍する児童のうち多数の者が進学する中学校において、これらの学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合その他教育委員会においてその所管に属する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合

改正事項	改正前	改正内容
① 学校運営協議会の設置を努力義務化	<ul style="list-style-type: none"> 協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 各教育委員会に対して、協議会の設置の努力義務を課すこととした（第1項関係）。
② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、<u>地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく</u>必要性が高まっていた。 委員は、<u>地域住民や保護者一般</u>のみが規定されていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会において、学校運営への必要な支援に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、協議の結果に関する情報を地域住民等に提供しよう努めることとした（第5項関係）。 地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加えることとした（第2項関係）。
③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、<u>校長とともに責任感をもって学校運営に参画できる人材が必要</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命に当たり、校長が意見申出を行えることとし（第3項関係）、校長がリーダーシップを発揮できる仕組みとした。
④ 任用に関する意見の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規定がないことで、抵抗感が強かった</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような事項について教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることとした（第7項関係）。
⑤ 複数校で一つの協議会を設置することを可能に	<ul style="list-style-type: none"> <u>学校ごとに協議会を設置することとされていたが、学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができることとした（第1項関係）。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

第五条

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

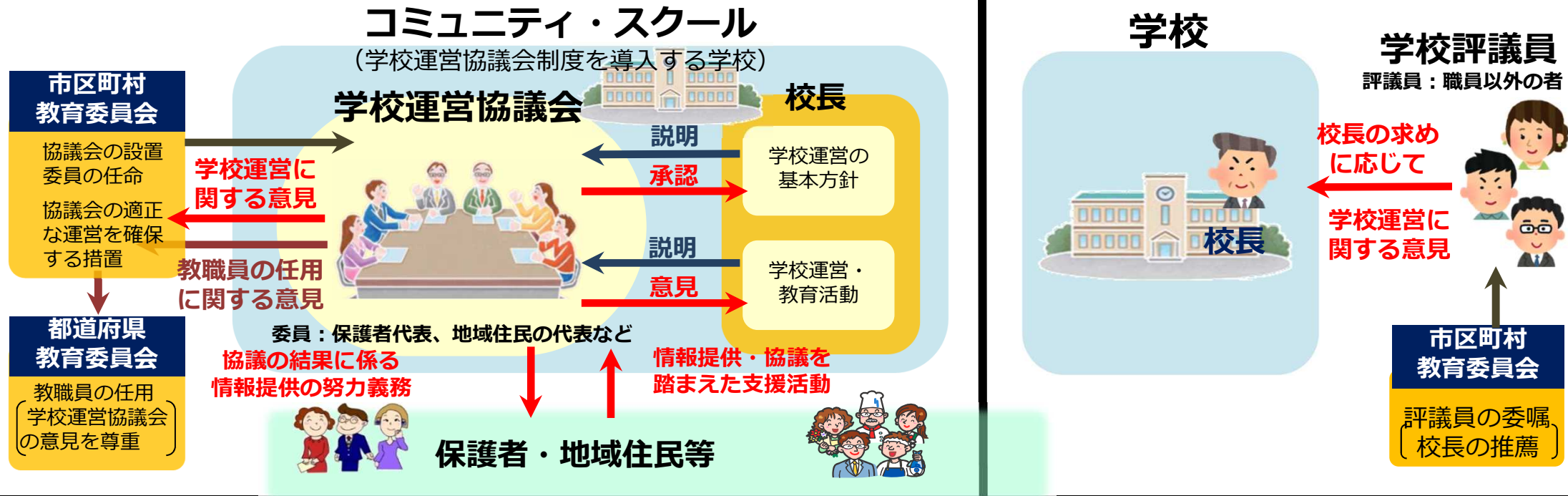
2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

『学校評議員制度』と『学校運営協議会制度』との相違



保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的

協議体の設置(校長の運用によらない)



継続性の観点



校長の異動に左右

協議体による組織的な活動の広がり



組織的活動の観点



想定していない

法令等に基づき役割(権限)が明確化



役割の明確化の観点



校長の運用

主体的参画による連携・協働性が向上



連携・協働性の観点



第三者的関わり

既存の仕組み（いわゆる「類似の仕組み」）と学校運営協議会の関係

基本的な考え方

「学校評議員」や「学校関係者評価委員会」、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組。それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していく。

保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築

コミュニティ・スクールへの過渡的な段階の姿として捉えて推進

学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校)

「学校運営協議会規則（教育委員会規則）を作成し、地教法に基づく仕組みに位置づける

自治体類似の仕組み (〇〇型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体*

※教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体（任用等に関する意見を主活動として位置づけていない協議会も含む。）

学校関係者評価委員会

学校運営協議会で一体的に展開

学校関係者評価委員会は、学校関係者評価を実施するための任意設置の会議体です。

学校教育法第43条、同法施行規則第67条

学校評議員制度

学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校評議員制度は、学校評議員が、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる制度です。

学校教育法施行規則第49条

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展させる主なメリット

- ◆ 事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ◆ 学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ◆ 学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ◆ 基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ◆ 学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

- ◆ 学校・教育委員会が、主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要。
- ◆ 学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切。

※文部科学省 コミュニティ・スクールの作り方（「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年改訂版））をもとに作成

学校評価について

制度概要

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

【目的】

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、

- ① 学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、
- ② 各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、
- ③ 学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

学校評価の現状と課題 ～学校評価等実施状況調査（平成26年度間）から～

- 保護者や地域住民による学校関係者評価の実施率は、前回調査時（23年度間）に比べて上昇。
【公立学校93.7%→96.0% 国公立学校合計：83.9%→85.7%】
 - 一方、94.4%の学校が「学校運営の組織的・継続的改善」において「効果があった」と回答したものの、このうち「大いに効果があった」は20.3%に留まっていることから、**実効性を高めることが今後の課題。**
- (参考)
- 自己評価実施率（公立：99.9%、国立：100%、私立：83.8%、国公立合計：96.7%）
 - 学校関係者評価実施率（公立：96.0%、国立：95.0%、私立：44.8%、国公立合計：85.7%）

文部科学省の取組

- 各学校や設置者の取組の参考となるよう**学校評価ガイドライン**を策定（平成22年7月）。
- 学校評価の充実・改善に関する調査研究を意欲ある教育委員会等に委託し、**実践的な取組例**を取りまとめ、普及。（平成25年度：8教育委員会）
- 小中一貫教育を実施する学校における学校評価の留意点を盛り込んだ**学校評価ガイドライン**を改定（平成28年3月）。

教育委員会に求められる役割

- ① **明確な方針の策定**
 - ・明確な学校教育に関する方針を策定し、各学校の評価目標との関連を図る
 - ・各学校の創意工夫に満ちた主体的な取組を尊重しつつ、統一的な様式や共通評価項目、スケジュール等を例示するなど、各学校の取組を推進する
- ② **学校評価に関する好事例の普及と人材育成**
- ③ **評価結果を踏まえた学校運営の改善・充実**
 - ・各学校の学校評価が適切に行われているか検証し、学校評価を通じた学校運営改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を行う
 - ・学校評価の結果等を踏まえ、学校に対する支援や条件整備等の改善を行う

各学校における取組の充実

実効性の高い評価とは、教育活動や教育水準の向上、子供の成長につながっているという**有用感のある取組**。そのための参考となる学校による取組例として以下がある。

- (1) 学校内における取組の充実
 - ① 学校評価における目標の系統化・重点化
 - ② 全教職員の参加と協働による学校評価の実施
 - ③ 効率的・効果的な学校評価を行う体制づくり（ICTの活用、学校事務職員の活用等）
- (2) 学校関係者との連携、協働の推進
 - ① 情報提供の充実による学校への理解促進と連携強化（HPの充実、学校に触れる機会の提供等）
 - ② 学校関係者評価委員会の運営の工夫等（学校の現状や課題、改善の手立ての明示等）
 - ③ 外部アンケート等の工夫（項目の精選、学校の持つ指標・データと対比して活用等）

参考

◇文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm 文部科学省HP [トップ](#) > [教育](#) > [小学校、中学校、高等学校](#) > [学校評価について](#)
 ◇学校評価ガイドライン〔平成22年改訂、平成28年改訂〕
 ◇地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について（報告）（平成24年3月12日 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価WG）
 ◇学校評価の取組事例（リンク集） ◇平成24年度 実効性の高い学校評価・情報提供の充実・改善等に向けた取組事業成果報告書（概略版）

コミュニティ・スクール（CS）と地域学校協働活動に関わる人材

名称・呼称等	CSと地域学校協働活動における主な役割等	配置単位	任命等	根拠法令等	備考
1 学校運営協議会委員	【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）】 学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関である学校運営協議会の構成員として学校運営に参画 （目標や課題の共有、解決に向けた協議等）	学校単位 （複数校の場合有）	教育委員会が任命 （特別職の地方公務員）	地教行法第47条の5	
2 地域学校協働活動推進員	【社会教育法】 地域住民等と学校との情報共有や地域学校協働活動における助言・支援など、学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役 【地教行法】 学校運営協議会委員として学校運営に参画 ※学校運営協議会に関わる人材として企画調整等の事務局的な役割を担うことも想定	主に、学校単位又は地域学校協働本部単位 （R3調査 8,843人）	教育委員会が委嘱	社会教育法第9条の7 地教行法第47条の5	「地域コーディネーター」や学校運営協議会の企画調整等を行う「CSディレクター」等についても、地域学校協働活動推進員の役割の一つとして財政支援
3 CSマイスター	全国の自治体、学校等への指導・助言 文部科学省等との情報共有	文部科学省 （R3時点 36人）	文部科学省が委嘱		経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者から文部科学省が委嘱

P 2

中間まとめ

P 4

制度関連

P 17

導入状況等

P 25

各種データ関連

P 50

各地の事例

P 64

文部科学省の取組

P 72

総論関連

P 86

社会教育関連資料

P 92

総務省関連資料

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の内訳（令和3年度調査結果）

	コミュニティ・スクール			地域学校協働本部		
	導入校数	導入率	増加校数 (前年度比)	整備校数	整備率	増加校数 (前年度比)
幼稚園	276	9.8%	39	553	19.5%	53
小学校	7,051	37.5%	1,167	12,570	66.9%	793
中学校	3,339	36.5%	618	5,625	61.5%	419
義務教育学校	95	66.0%	19	101	70.1%	18
高等学校	805	22.9%	137	435	12.4%	49
中等教育学校	4	11.8%	1	2	5.9%	0
特別支援学校	286	26.0%	87	185	16.8%	9
合計	11,856	33.3%	2,068	19,471	54.7%	1,341

※ 幼稚園には幼稚園型認定こども園を含む。

※ 学校数の母数は今回調査において教育委員会から回答のあった学校数としている。

※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定を含む））による。

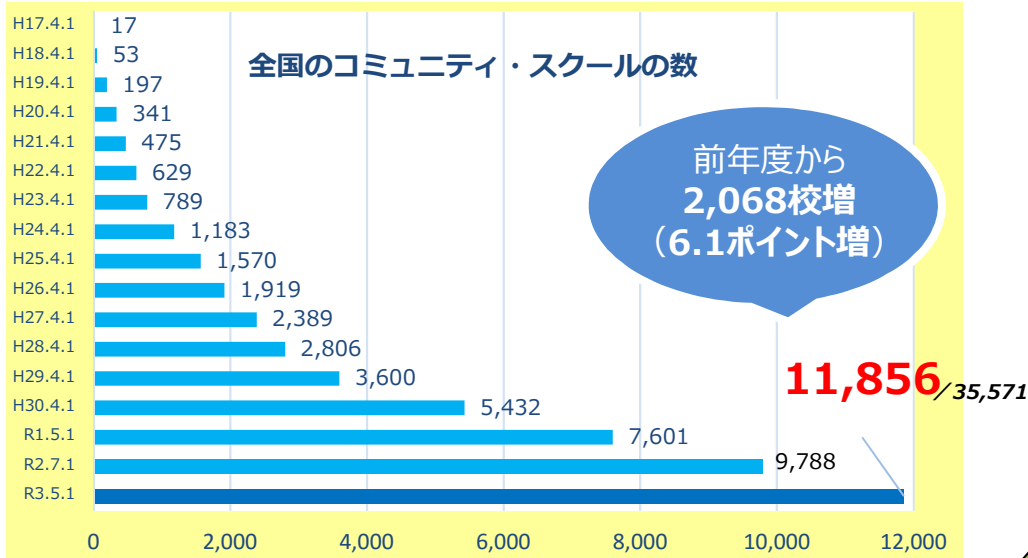
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 ー学校数ー

学校運営協議会を設置している学校数

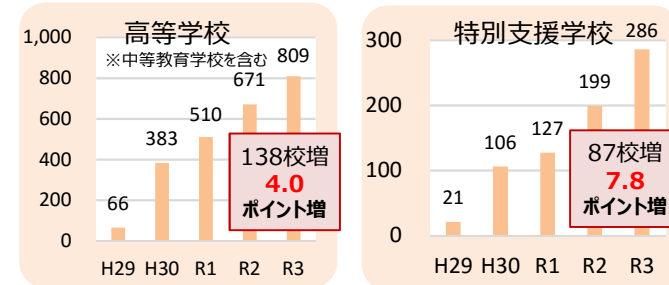
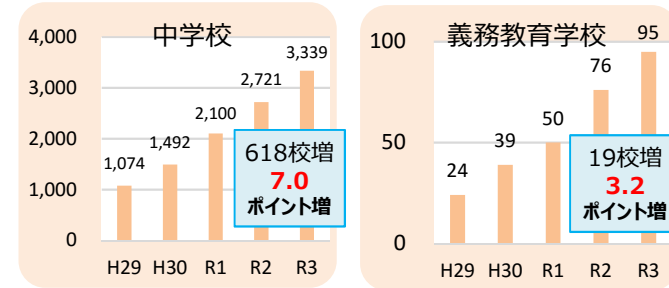
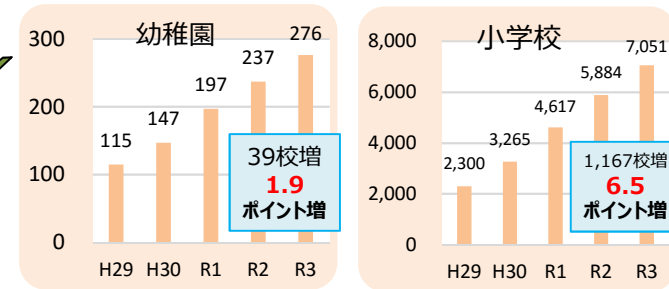
46都道府県内 **11,856校**（令和3年5月1日現在）

（幼稚園276、小学校7,051、中学校3,339、義務教育学校95、高等学校805、中等教育学校4、特別支援学校286）

全国の学校のうち、**33.3%**がコミュニティ・スクールを導入



校種別設置状況

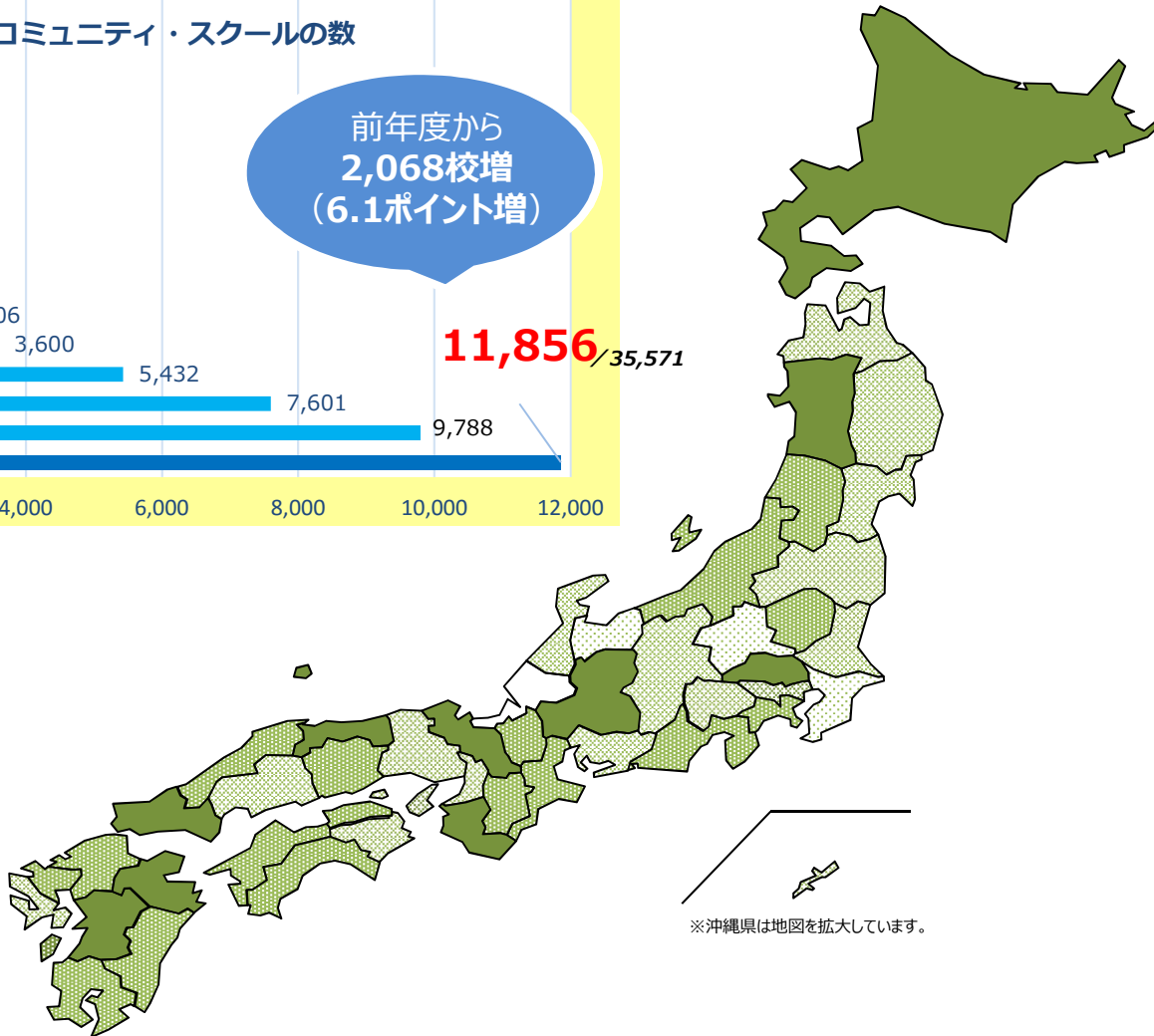


12.3倍

13.6倍

コミュニティ・スクールを導入している学校の割合

- 【設置率】※
- 50%以上 ... ●
 - 30%以上 ... ●
 - 10%以上 ... ●
 - 10%未満 ... ●
 - 設置なし ... ○



※母数は令和3年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。
※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

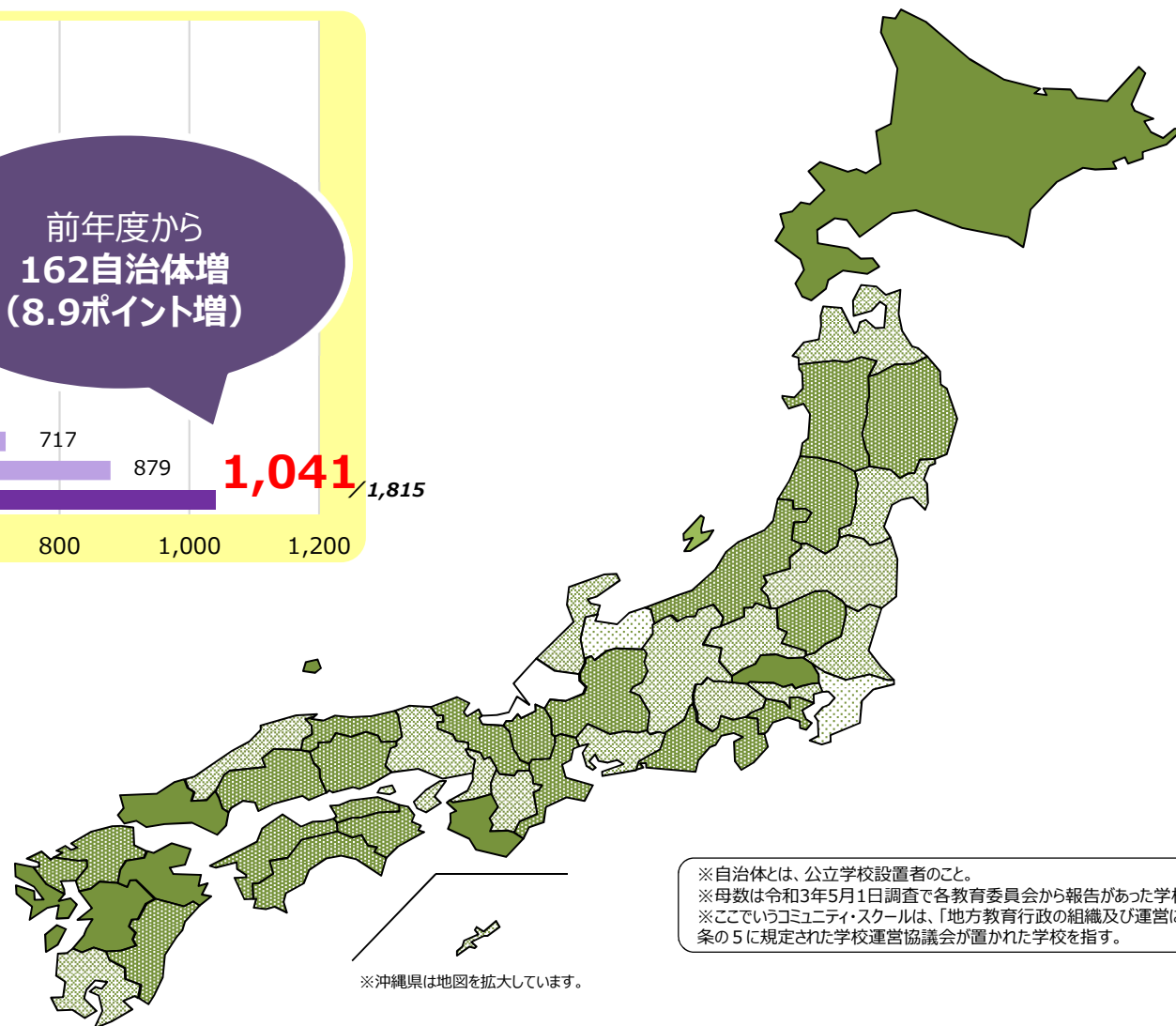
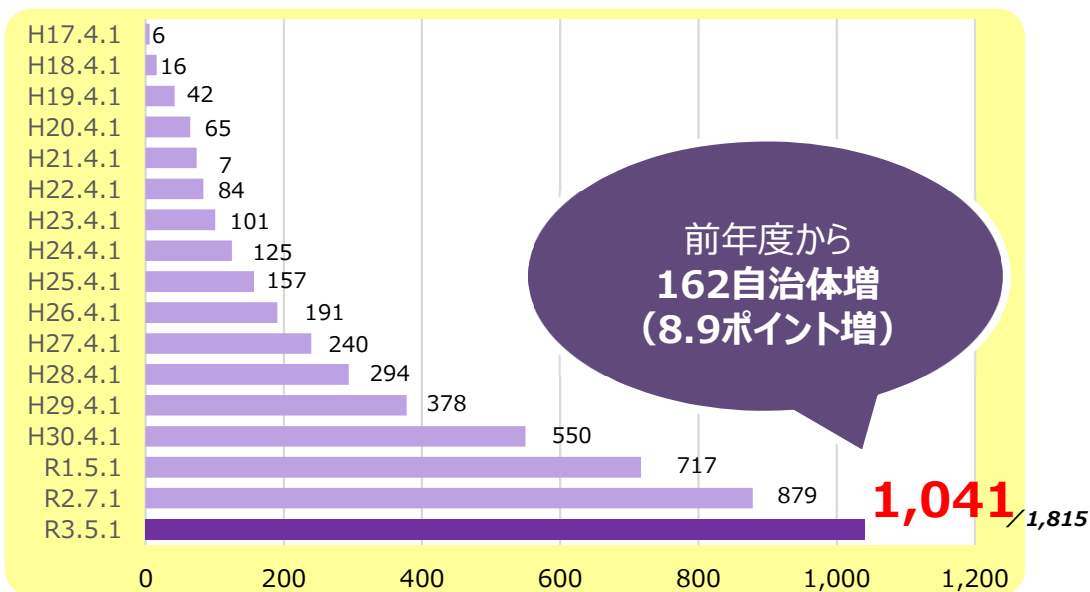
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 ー自治体数ー

コミュニティ・スクールを導入している自治体数

46都道府県内 **1,041自治体** (令和3年5月1日現在)

(32道府県、998市区町村、11学校組合)

全国の自治体^{*}のうち、**57.4%**がコミュニティ・スクールを導入



コミュニティ・スクールを導入している自治体の割合

【設置率】※

- 80%以上 ... ●
- 50%以上 ... ●
- 20%以上 ... ●
- 20%未満 ... ●
- 設置なし ... ○

※自治体とは、公立学校設置者のこと。
 ※母数は令和3年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。
 ※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

※沖縄県は地図を拡大しています。

地域学校協働本部の整備状況 ー学校数ー

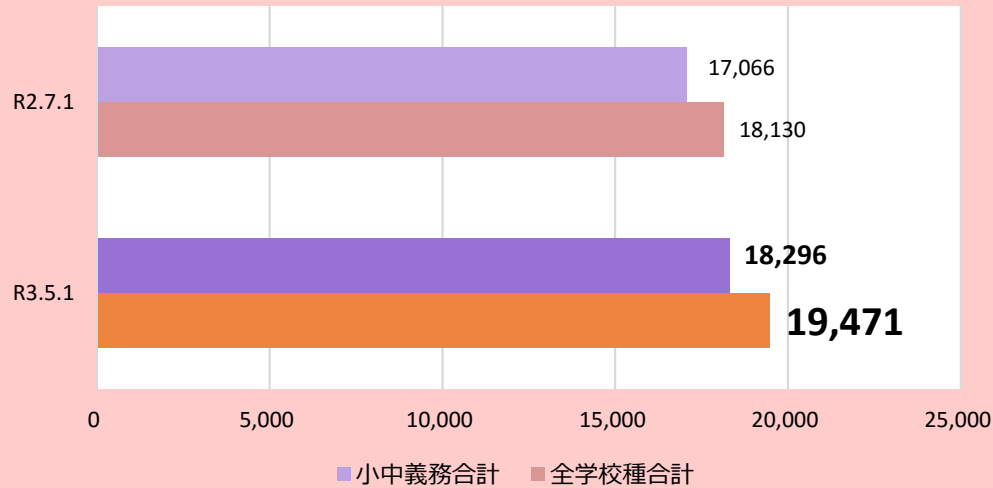
地域学校協働本部が整備されている公立学校数

46都道府県内 **19,471校** (令和3年5月1日時点)

(幼稚園553、小学校12,570、中学校5,625、義務教育学校101、高等学校435、中等教育学校2、特別支援学校185)

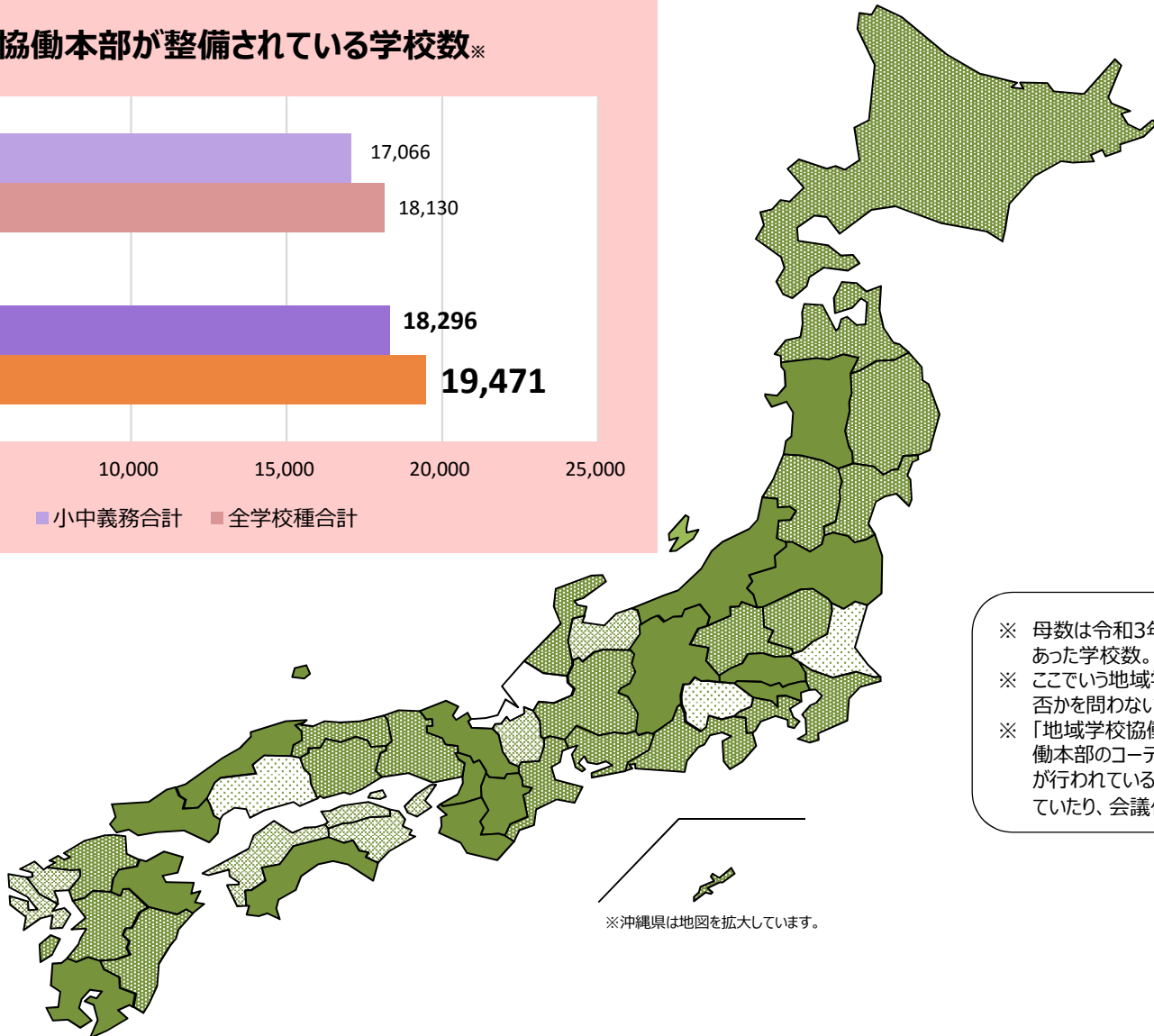
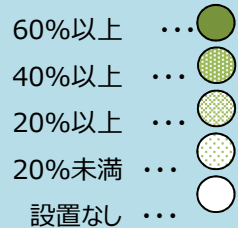
全国の公立学校のうち、**54.7%**が地域学校協働本部にカバーされている

地域学校協働本部が整備されている学校数※



地域学校協働本部が整備されている学校の割合

【整備率】※

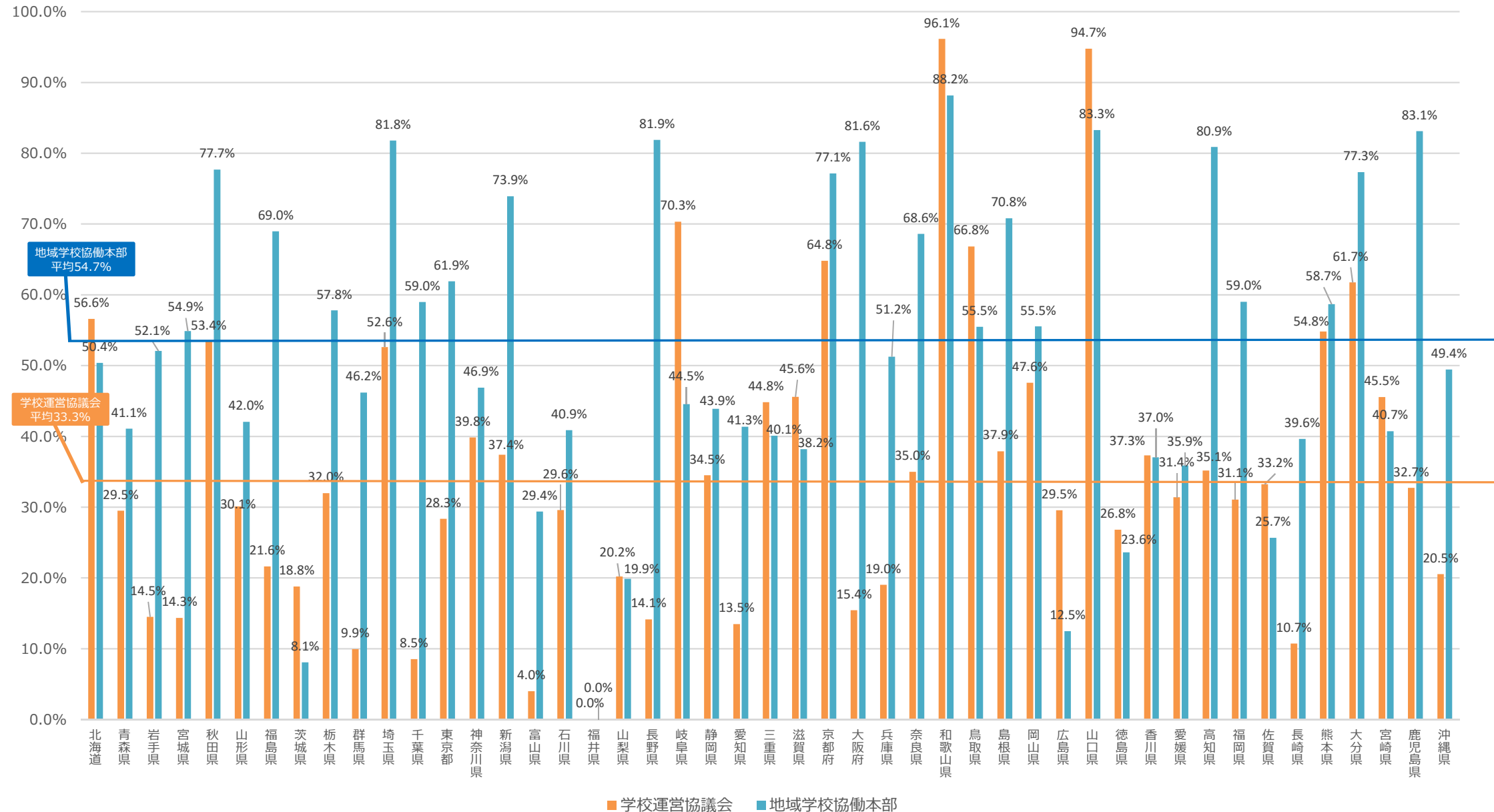


※沖縄県は地図を拡大しています。

- ※ 母数は令和3年5月1日調査で各教育委員会から回答があった学校数。
- ※ ここでいう地域学校協働本部とは、国庫補助による活動か否かを問わない。
- ※ 「地域学校協働本部が整備されている」とは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務室があるものではない。

コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率（都道府県別・全学校種）

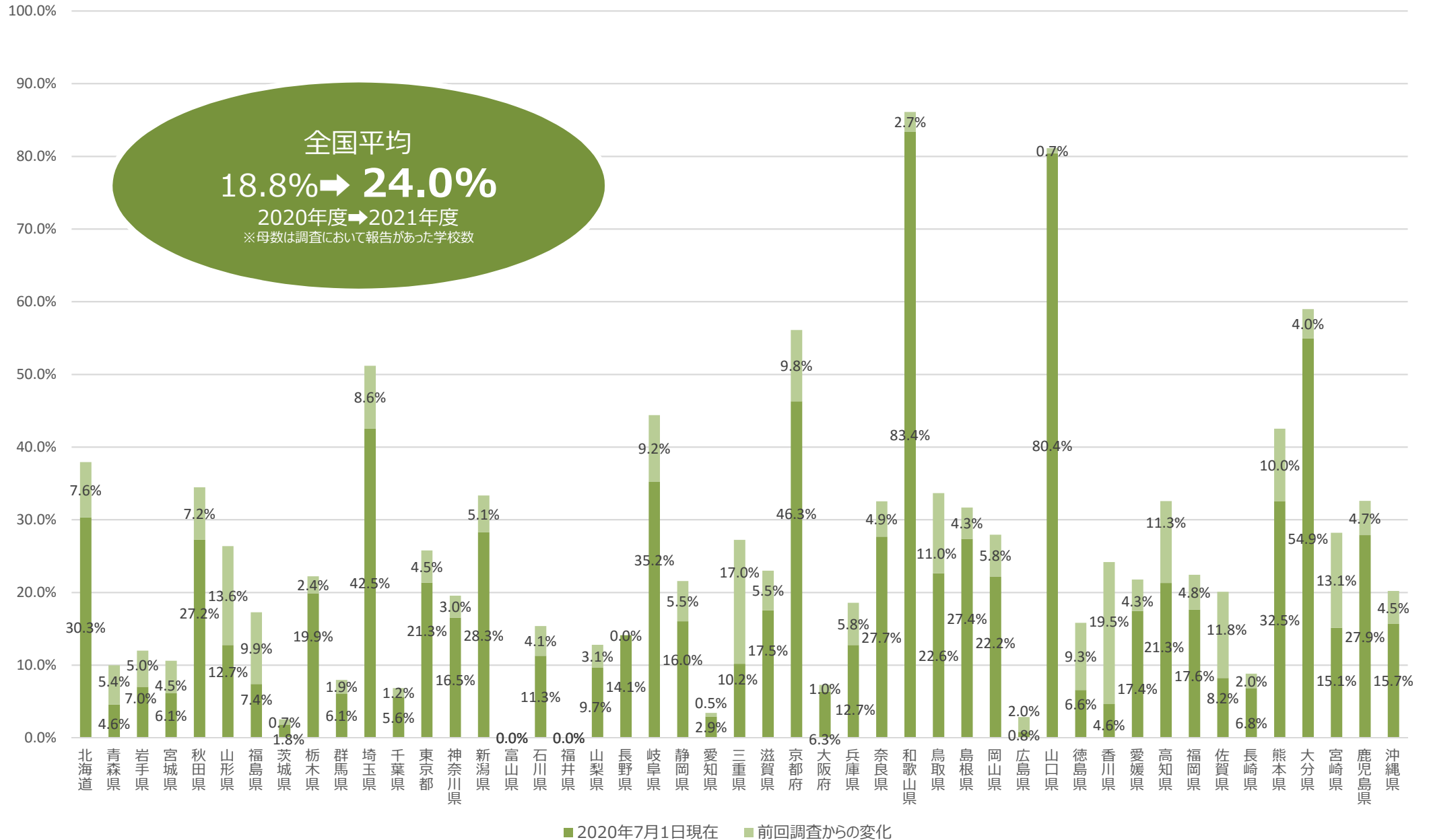
コミュニティ・スクールを導入している公立学校数：11,856校（幼稚園：276、小学校：7,051、中学校：3,339、義務教育学校：95、高等学校：805、中等教育学校：4、特別支援学校：286）
 地域学校協働本部が整備されている公立学校数：19,471校（幼稚園：553、小学校：12,570、中学校：5,625、義務教育学校：101、高等学校：435、中等教育学校：2、特別支援学校：185）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定を含む））による。

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方の機能が備わっている学校の割合（都道府県別・全学校種）

いずれも整備されている公立学校数：8,528校（幼稚園：155、小学校：5,543、中学校：2,556、義務教育学校：70、高等学校：124、特別支援学校：80）



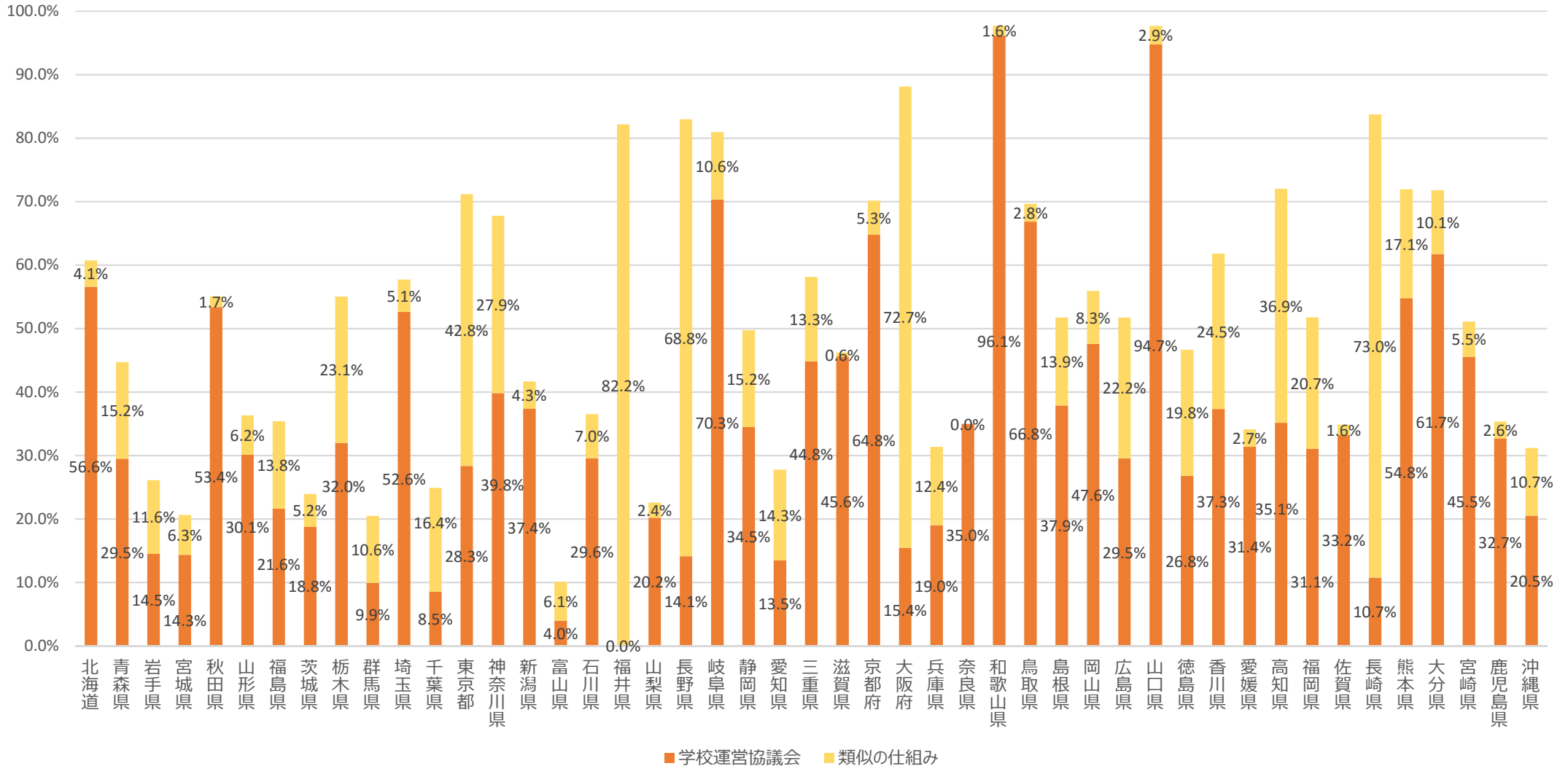
※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクールではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。
 ※ 単位未満を四捨五入しているため、2ヶ年の積み上げの合計と内訳の合計とは一致しない場合がある。
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在）による。

学校運営協議会の『類似の仕組み』の実施状況

学校運営協議会を設置している公立学校数：11,856校（幼稚園：276、小学校：7,051、中学校：3,339、義務教育学校：95、高等学校：805、中等教育学校：4、特別支援学校：286）
 いわゆる『類似の仕組み』を設置している公立学校数：6,859校（幼稚園：431、小学校：3,919、中学校：1,869、義務教育学校：16、高等学校：486、中等教育学校：7、特別支援学校：131）

いわゆる『類似の仕組み』の定義
 （調査におけるもの）

- 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。
- 学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。



※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2021年5月1日現在）による。

P 2

中間まとめ

P 4

制度関連

P 17

導入状況等

P 25

各種データ関連

P 50

各地の事例

P 64

文部科学省の取組

P 72

総論関連

P 86

社会教育関連資料

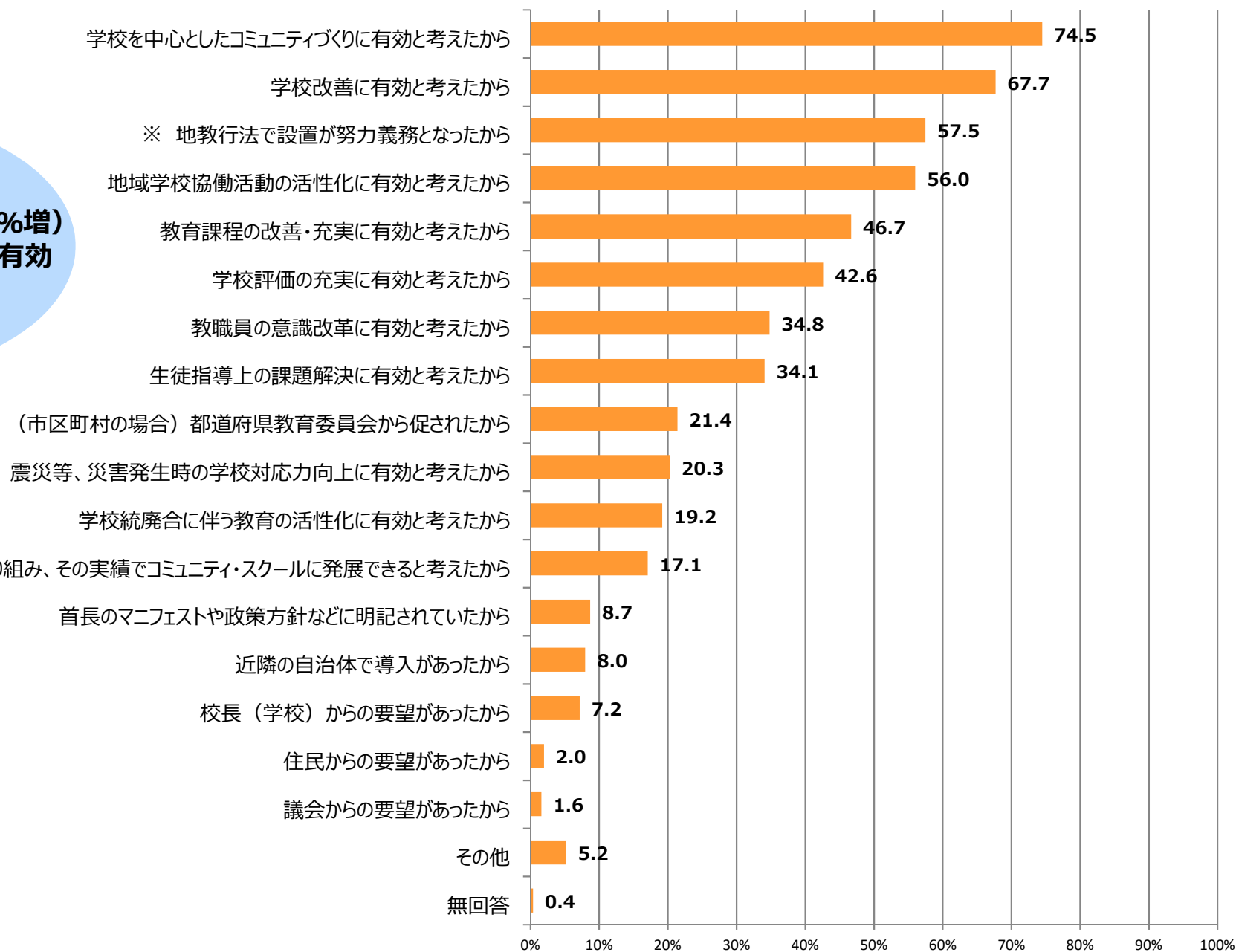
P 92

総務省関連資料

コミュニティ・スクールの導入理由（CS導入教育委員会）

※CS＝コミュニティ・スクールのこと。以降同じ。

H27調査と比較して
・学校改善に有効（59.3%増）
・教育課程の改善・充実に有効（17.1%増）
の割合が高くなっている



※ H27調査では設定されていない選択肢
 【CS導入教育委員会の回答】

コミュニティ・スクールによる成果認識（CS導入校）

とてもあてはまる

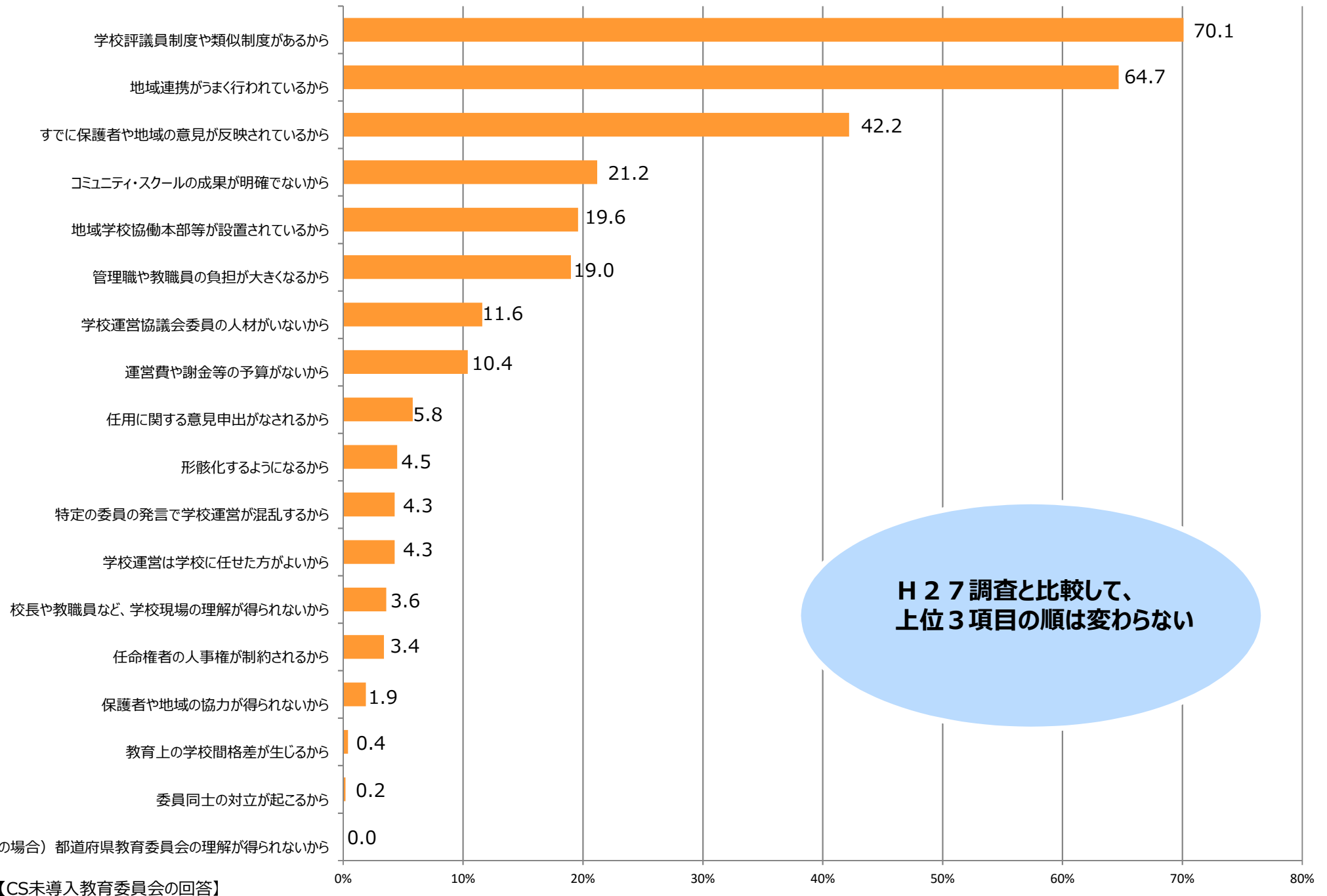
まああてはまる



「学校と地域が情報を共有するようになった」
 「地域が学校に協力的になった」
 「特色ある学校づくりが進んだ」で肯定的な回答割合が8割を超えている

【CS導入校の回答】

コミュニティ・スクールを導入していない理由（CS未導入教育委員会）



コミュニティ・スクール導入のために重要なこと（CS未導入校）



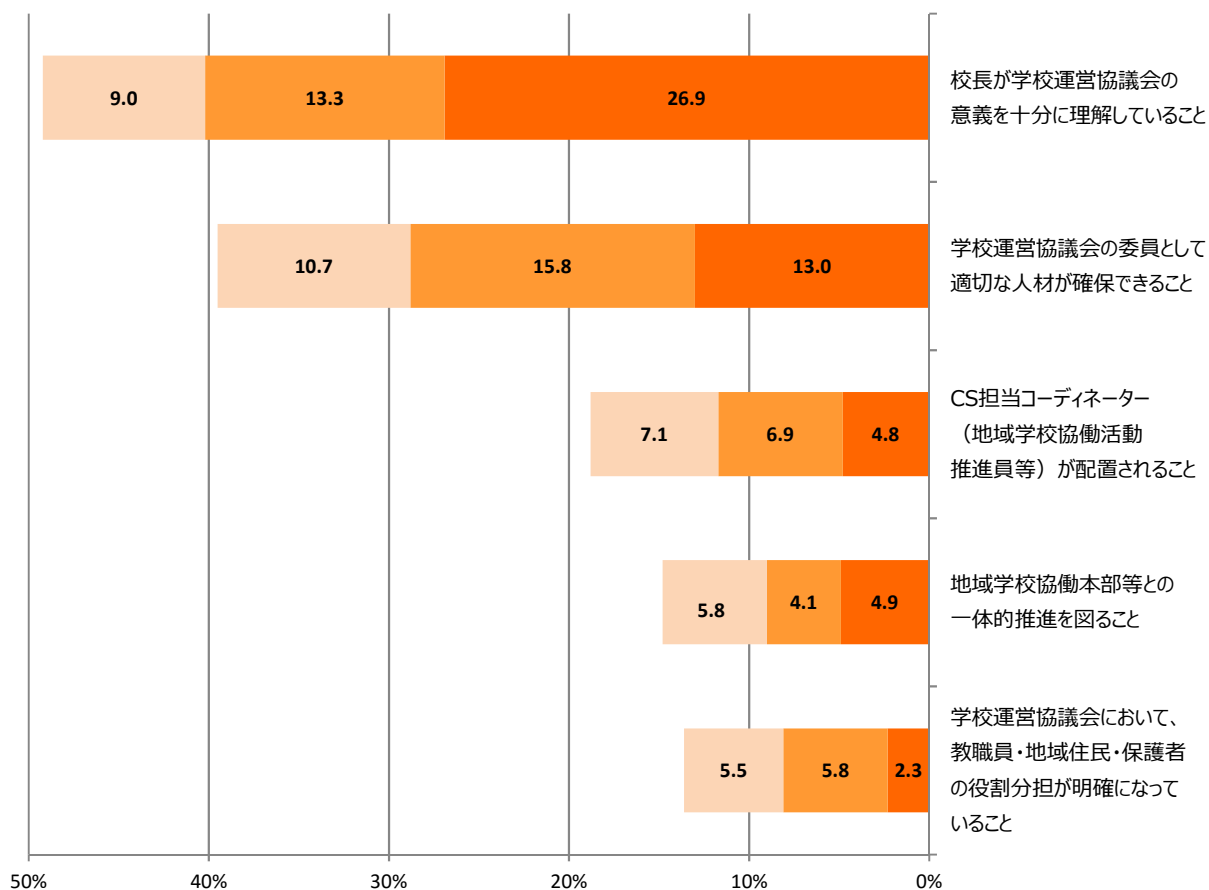
・「学校運営協議会の委員として適切な人材が確保できること」
 ・「地域学校協働活動推進員等の学校運営協議会の運営を調整する人材が配置されること」
 の割合が高く、H27調査と比較して
 ・「学校運営協議会の運営予算が確保されること」（26.2%減）
 ・「教育委員会からの働きかけがあること」（25.7%減）
 ・「教職員の加配措置がなされること」（19.9%減）
 の割合が大幅に減少している。

コミュニティ・スクールの導入・効果的な運営の継続における重要事項（CS導入教育委員会）

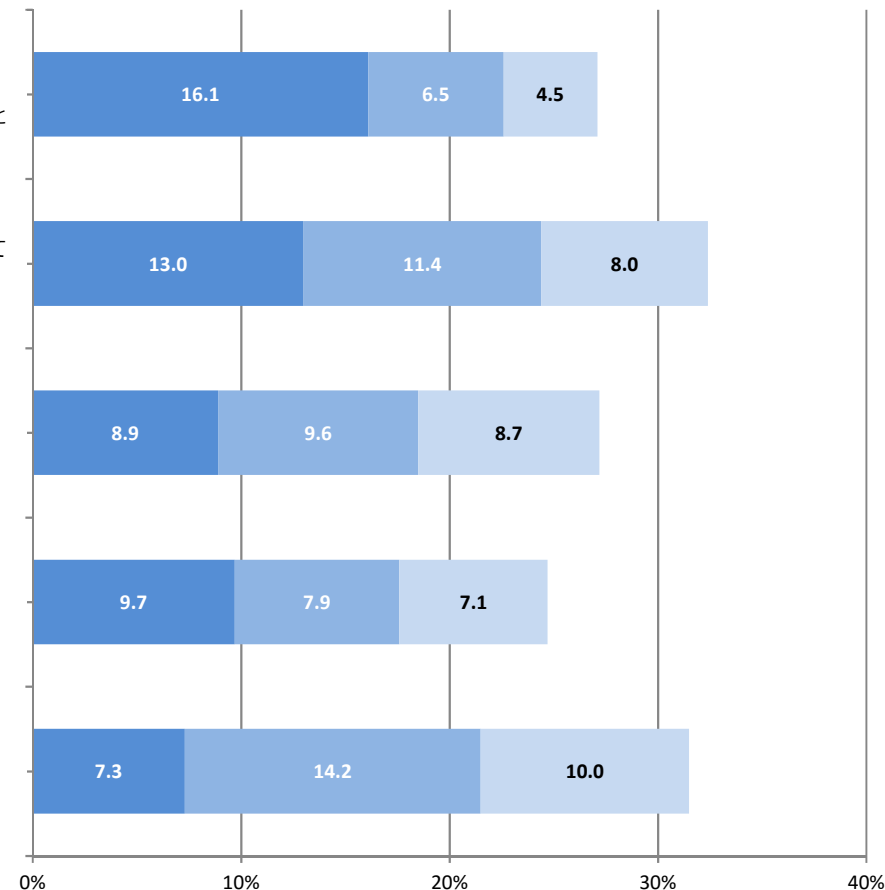
◆ 教育委員会が学校運営協議会の導入・効果的な運営の継続において重要であると考えている事項は、学校運営協議会に関わる校長の理解や適切な人材を委員とすることのほか、地域学校協働活動推進員のようなコーディネーターの配置や、地域学校協働本部の一体的な推進とする割合が高い。

■ 導入時1位
 ■ 導入時2位
 ■ 導入時3位
 ■ 効果的な運営の継続1位
 ■ 効果的な運営の継続2位
 ■ 効果的な運営の継続3位

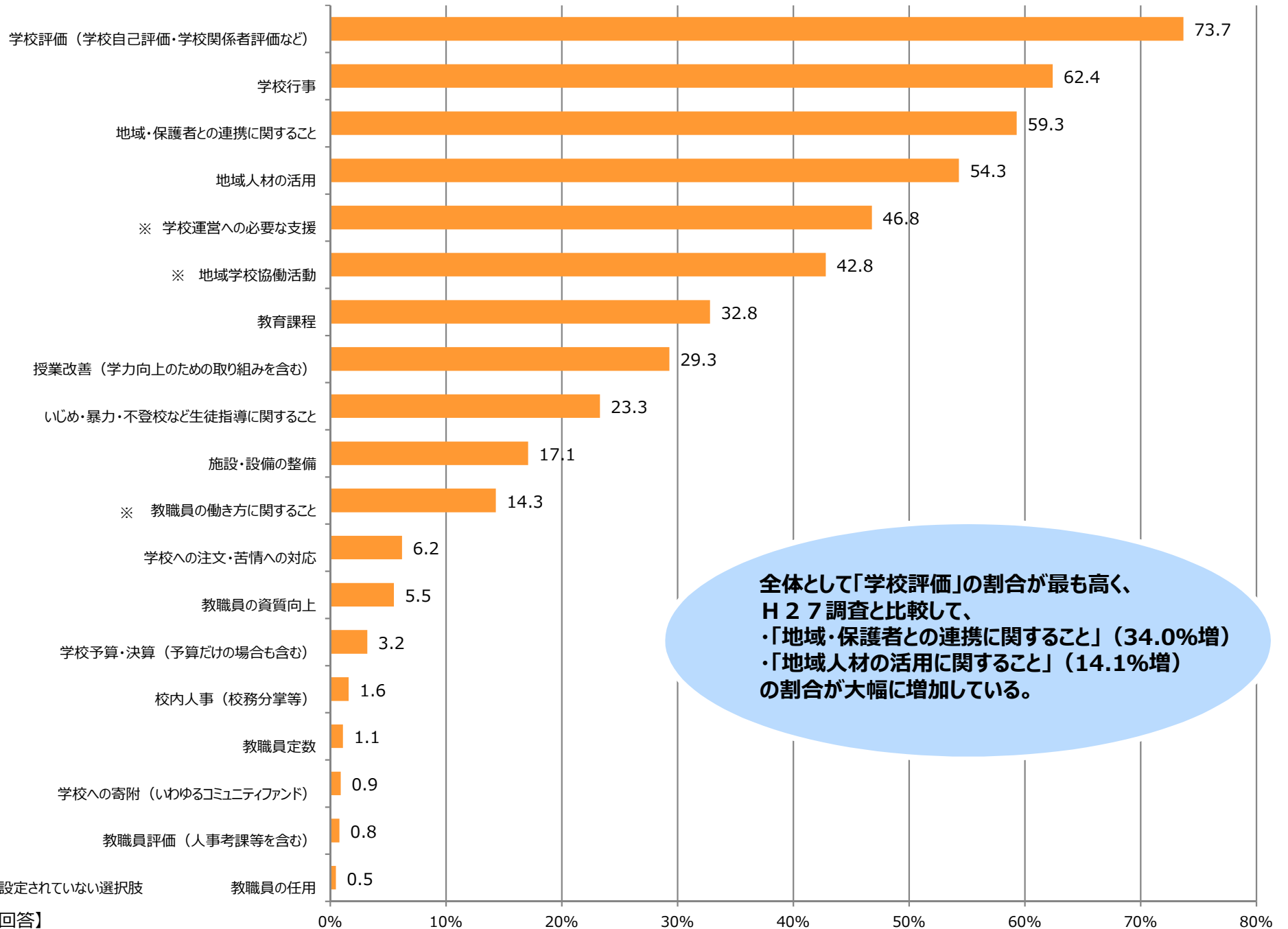
学校運営協議会の導入時における重要事項



学校運営協議会の効果的な運営の継続における重要事項



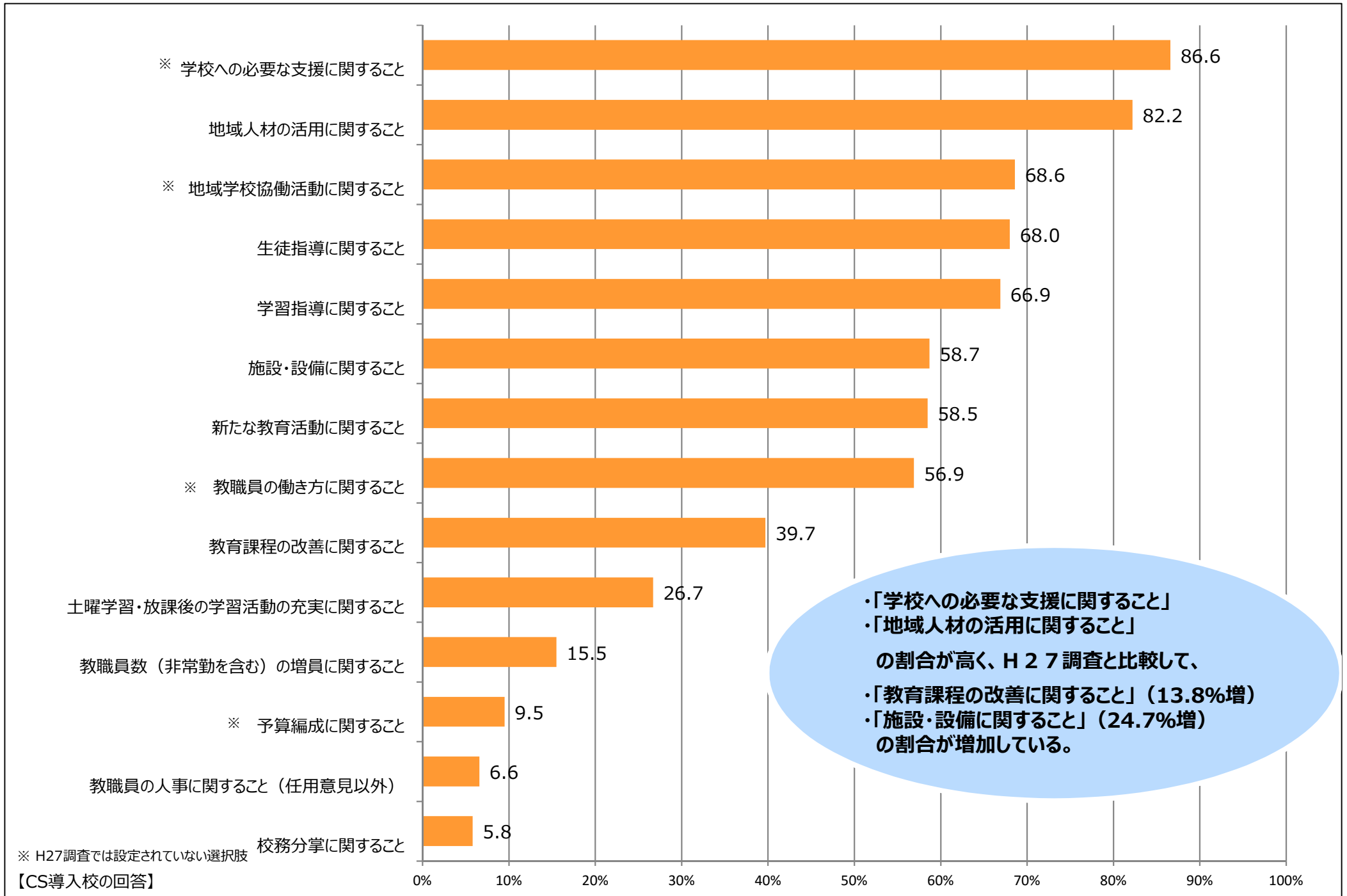
学校運営協議会で多く取り上げられた事項（CS導入校）



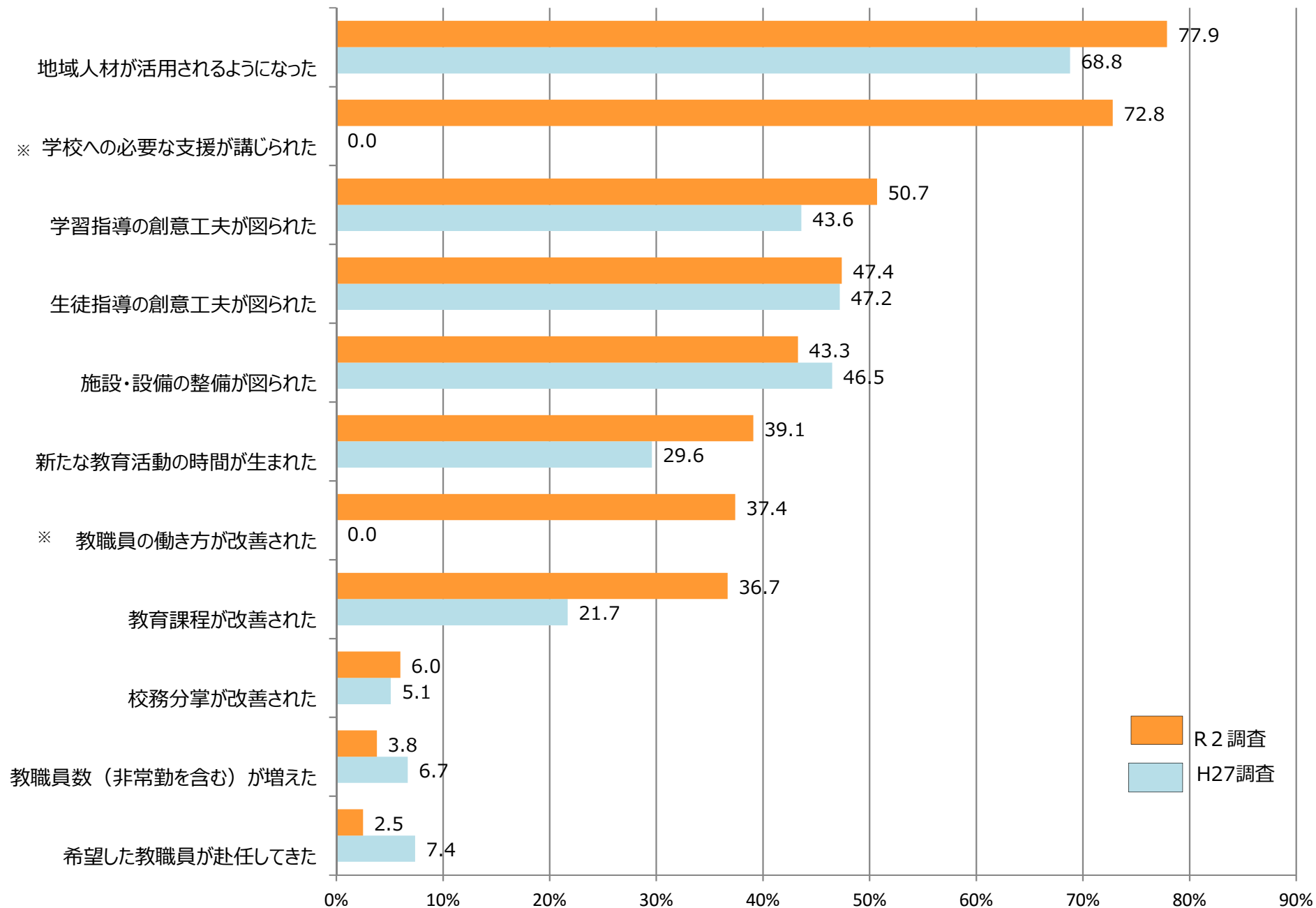
全体として「学校評価」の割合が最も高く、
H27調査と比較して、
・「地域・保護者との連携に関すること」（34.0%増）
・「地域人材の活用に関すること」（14.1%増）
の割合が大幅に増加している。

【CS導入校の回答】

学校運営協議会からの学校運営に関する意見内容（CS導入校）



学校運営協議会の意見によって実現した具体的事項（CS導入校）

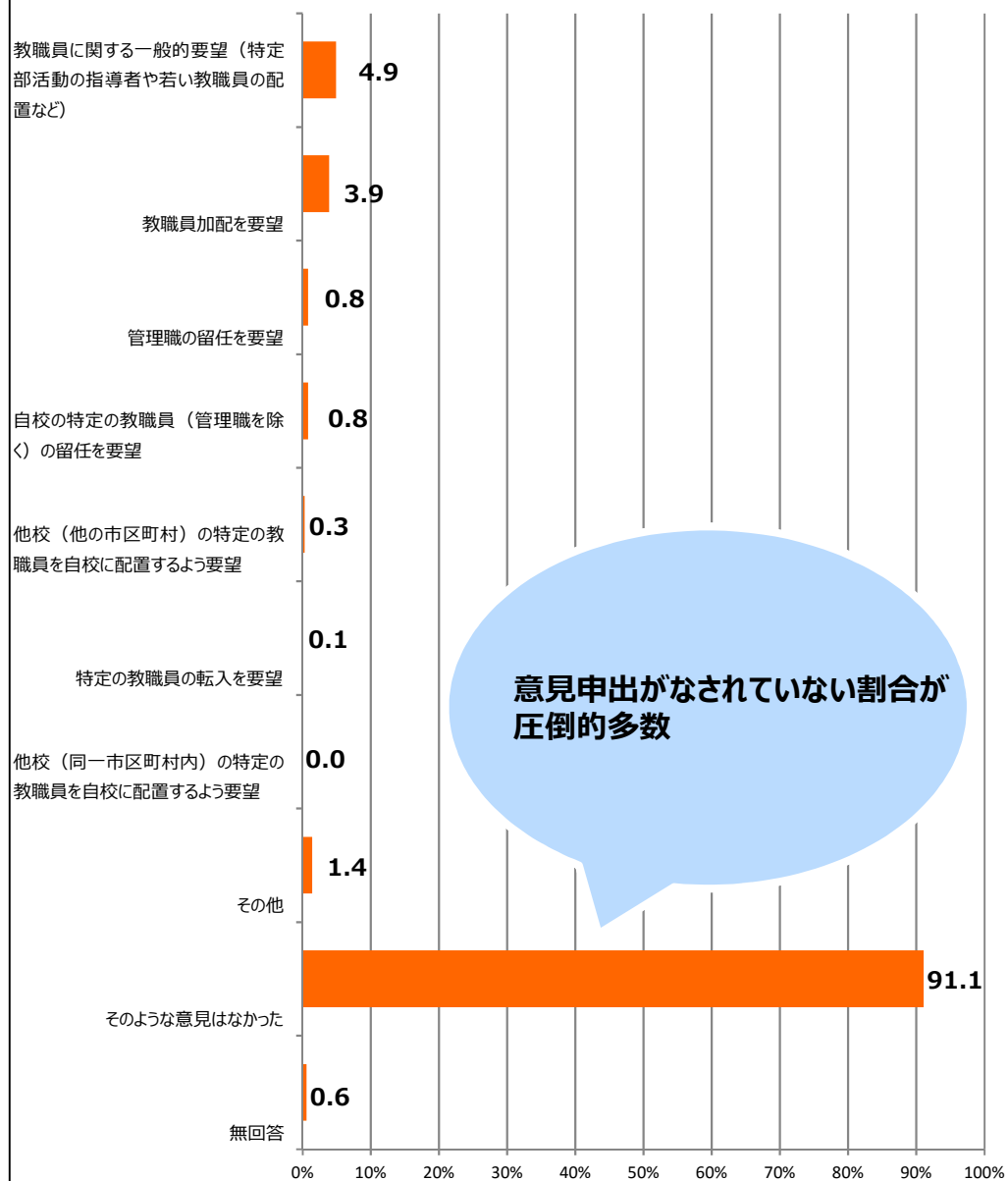


※ H27調査では設定されていない選択肢

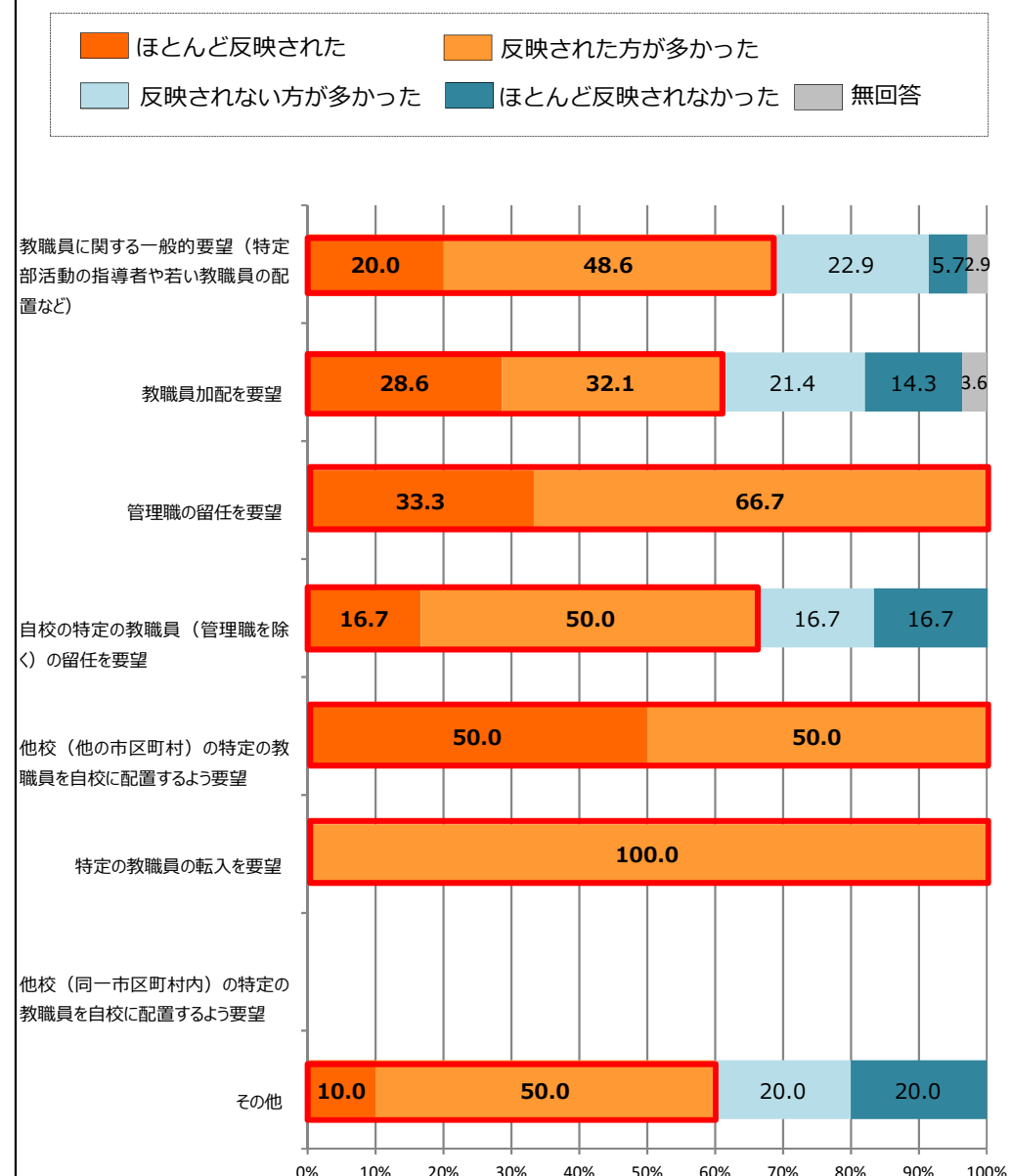
注釈) それぞれ選択肢「4何度も実現した」と「3少し実現した」の合計。

対象学校の職員の任用等に関する意見申出と反映（CS導入教育委員会）

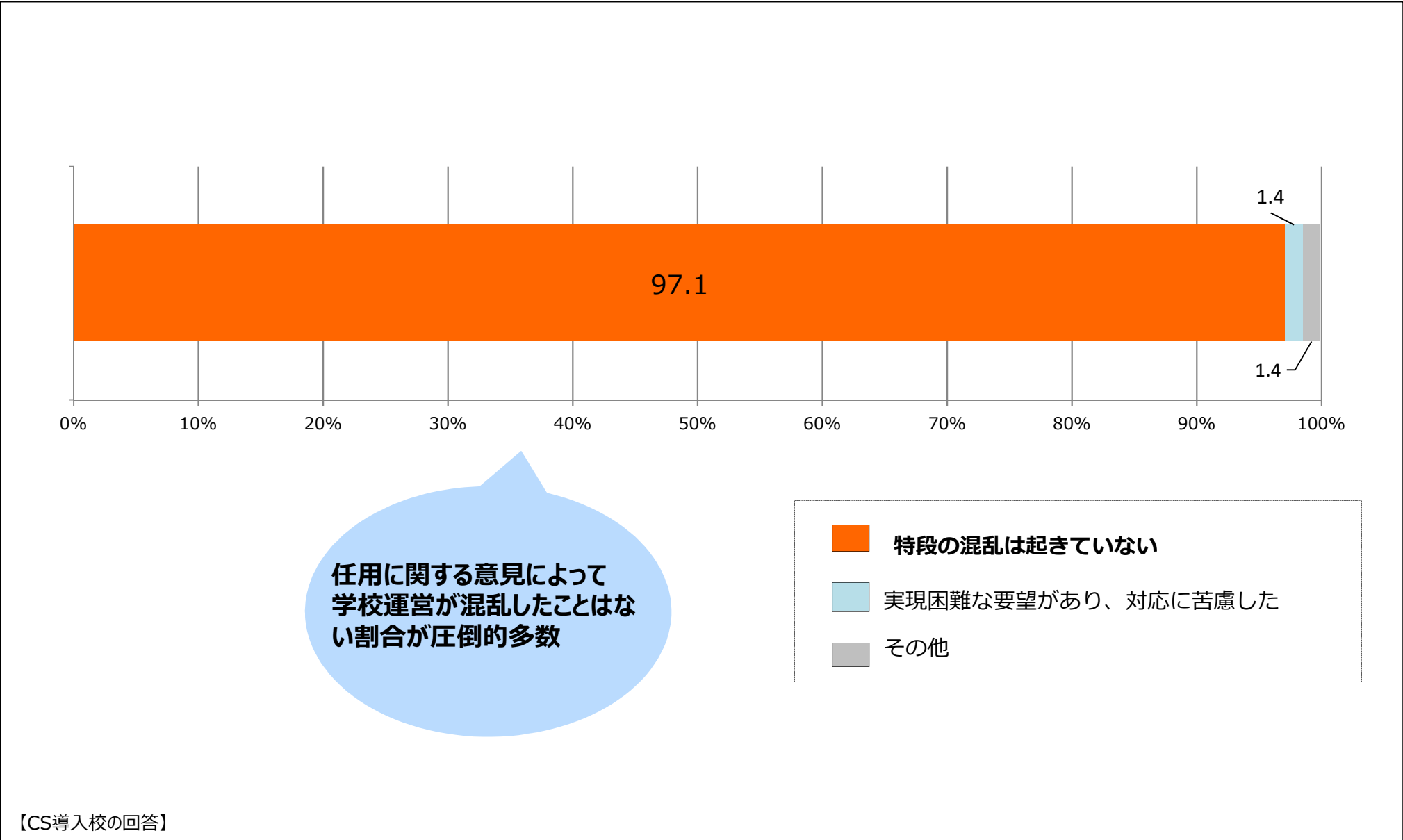
◆対象学校の職員の任用等に関する意見申出内容



◆対象学校等の職員の任用等に関する意見申出内容別反映状況



教職員の任用等に関する意見による学校運営の混乱（CS導入校）

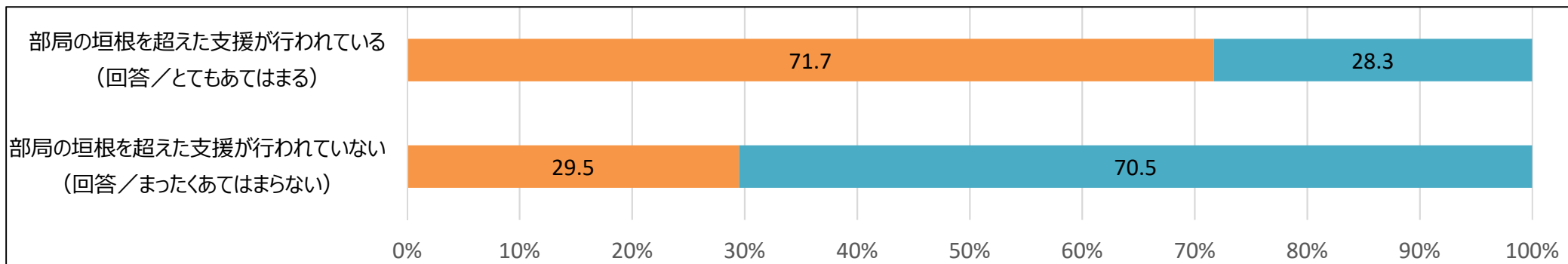


教育委員会による支援策とコミュニティ・スクールが有益だと強く感じている学校の関係①（CS導入校）

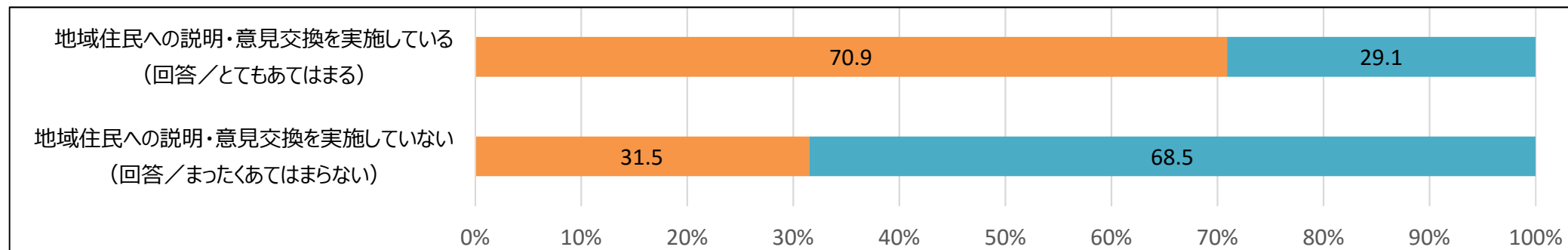
✓ 教育委員会による支援施策・事業に対する認識との関係を見ると、いずれの項目においても「とてもあてはまる」と回答した学校では学校運営協議会の有益さに対する実感の割合が高い傾向がある。

学校運営協議会の活動は学校運営に有益な成果を及ぼしている ■ あてはまる ■ まああてはまる、あまりあてはまらない、あてはまらない、無回答 の合計

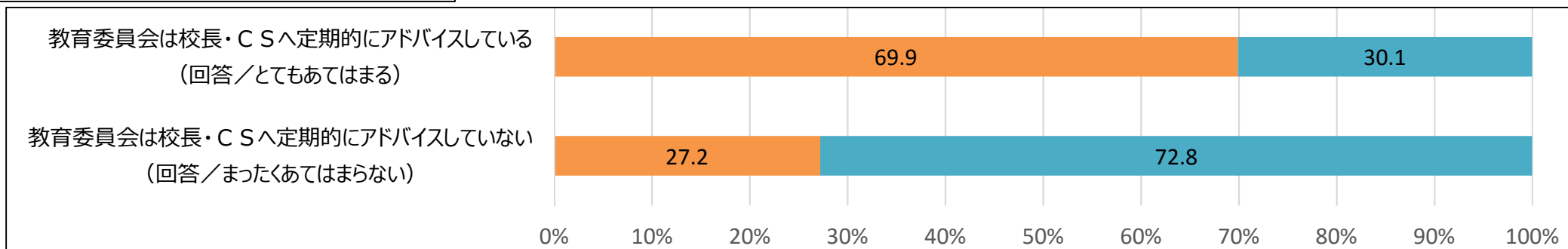
部局の垣根を超えた支援



地域住民への説明・意見交換の実施



教育委員会の定期的なアドバイス

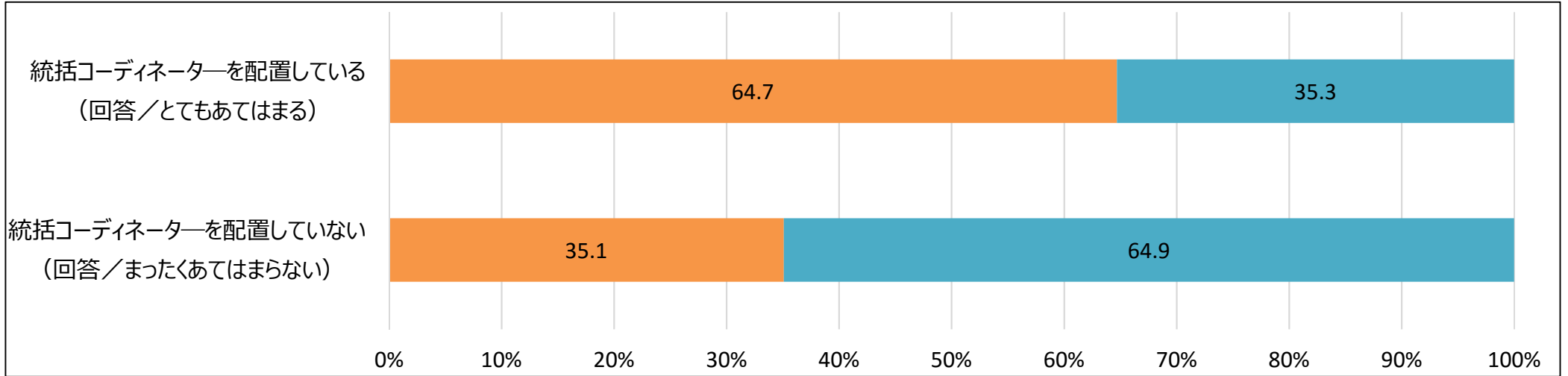


【CS導入校の回答】

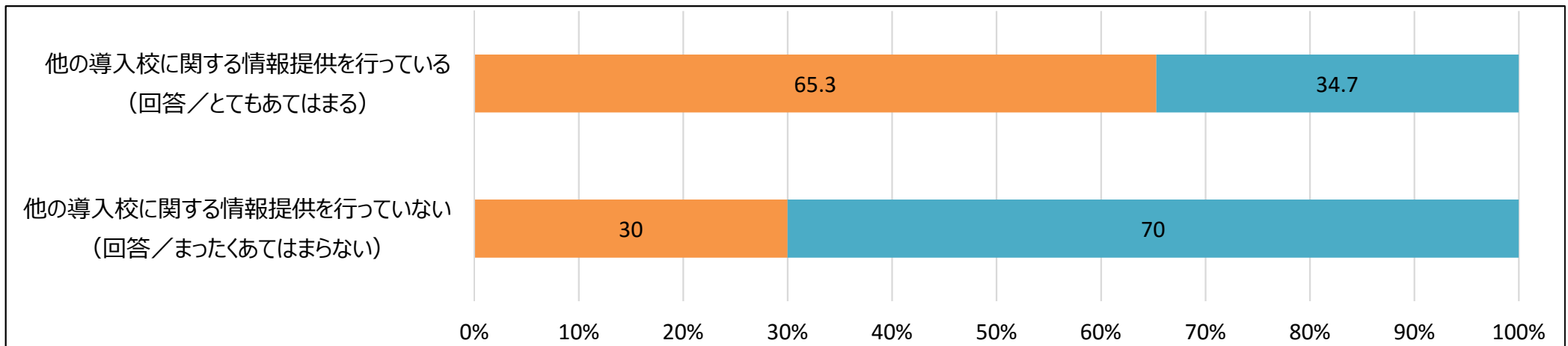
教育委員会による支援策とコミュニティ・スクールが有益だと強く感じている学校の関係② (CS導入校)

学校運営協議会の活動は学校運営に有益な成果を及ぼしている ■ あてはまる ■ まああてはまる、あまりあてはまらない、あてはまらない、無回答 の合計

統括コーディネーターの配置



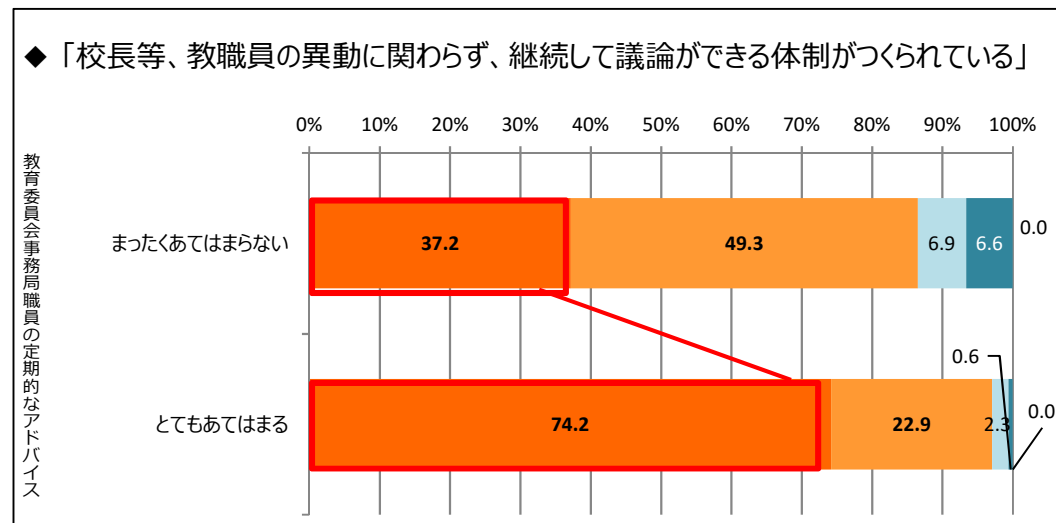
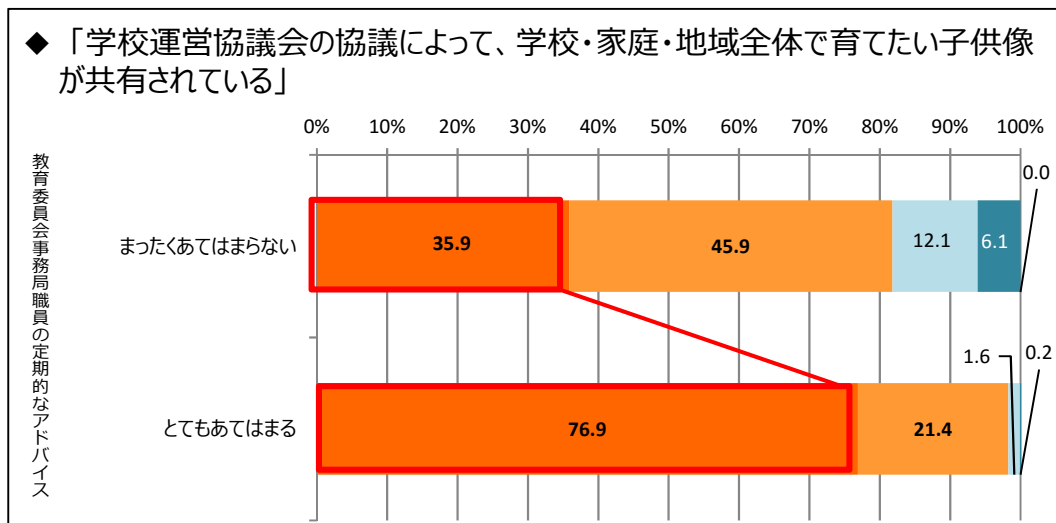
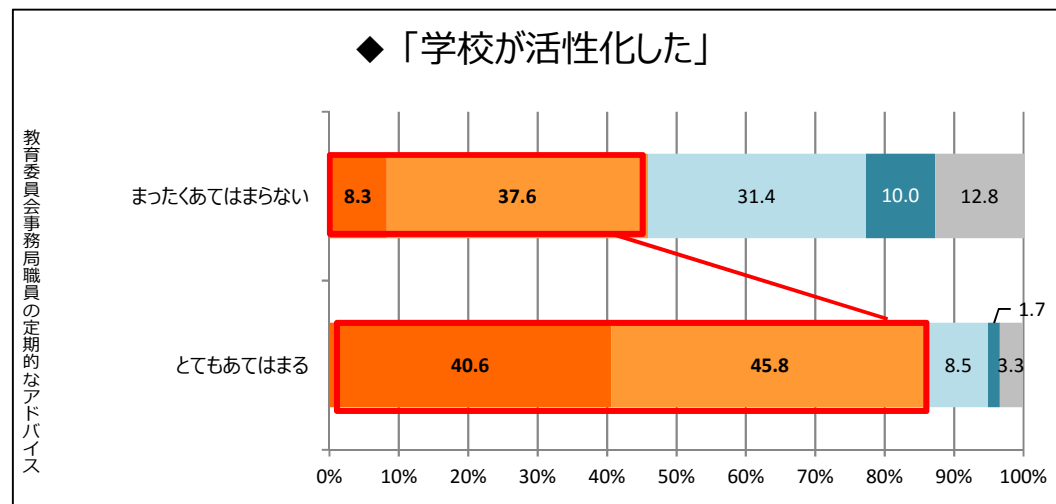
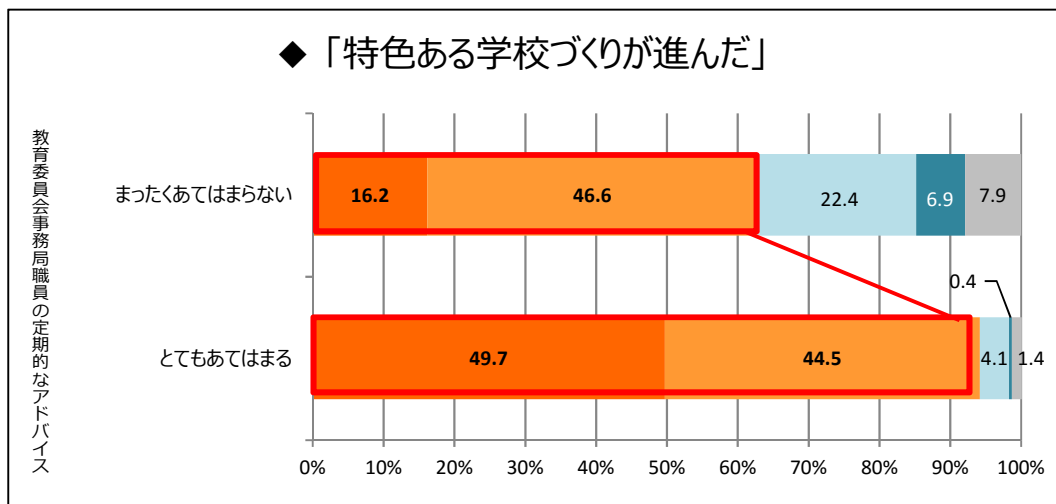
他の導入校に関する情報提供



教育委員会の伴走支援が学校運営協議会の成果認識に及ぼす効果

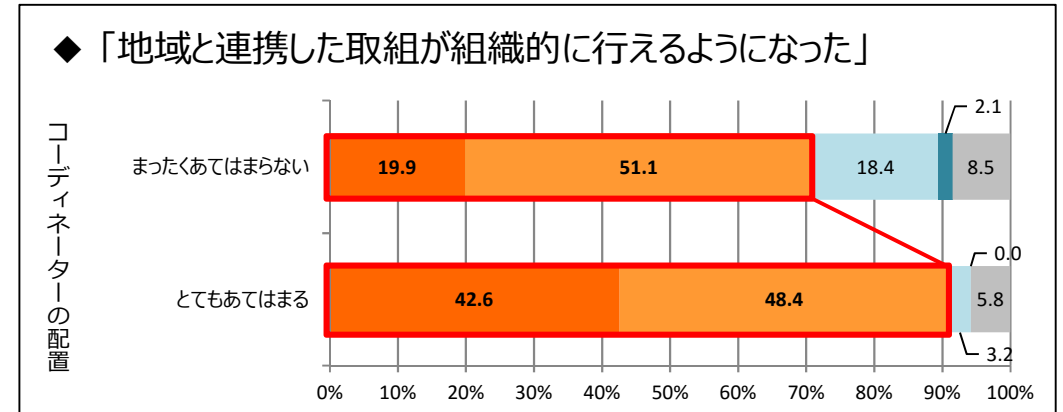
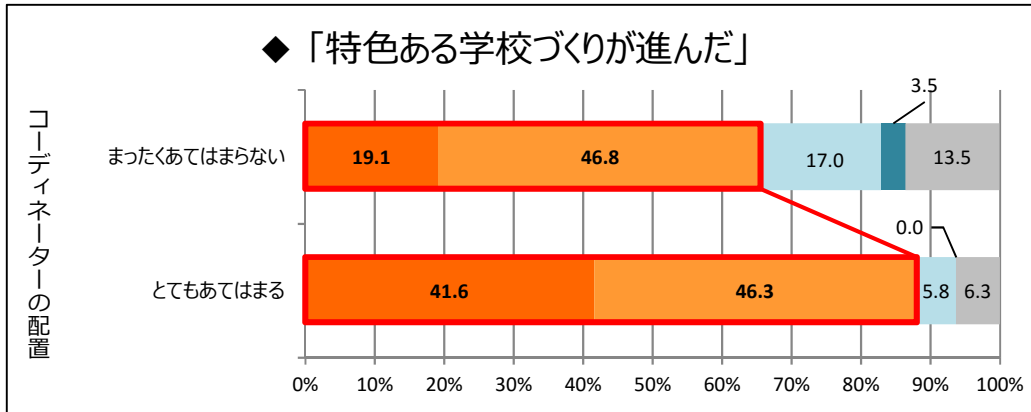
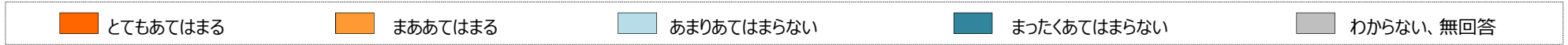
- ◆ 「教育委員会事務局職員が校長、学校運営協議会に対して定期的にアドバイスを行っている」と回答した学校は、そうでない学校に比べ、「特色ある学校づくりが進んだ」「学校が活性化した」「学校運営協議会の協議によって、学校・家庭・地域全体で育てたい子供像が共有されている」「校長等、教職員の異動に関わらず、継続して議論ができる体制がつくられている」と実感する割合が高い。

■ とてもあてはまる
 ■ まああてはまる
 ■ あまりあてはまらない
 ■ まったくあてはまらない
 ■ わからない、無回答

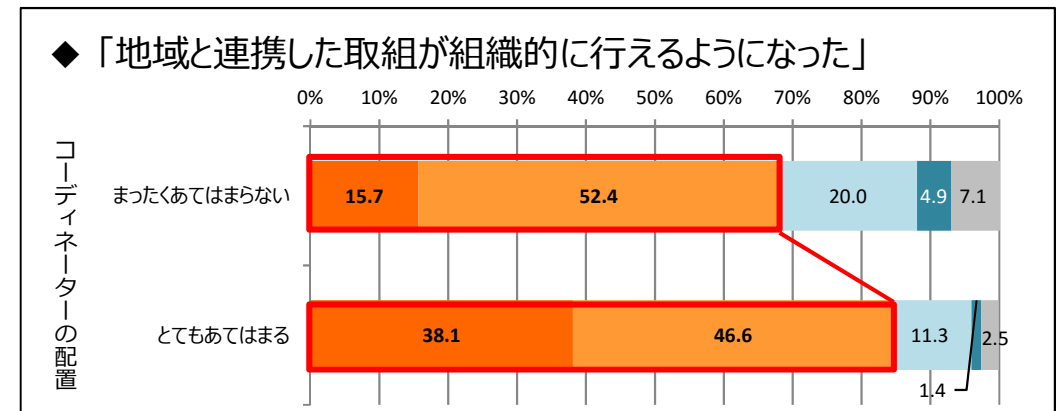
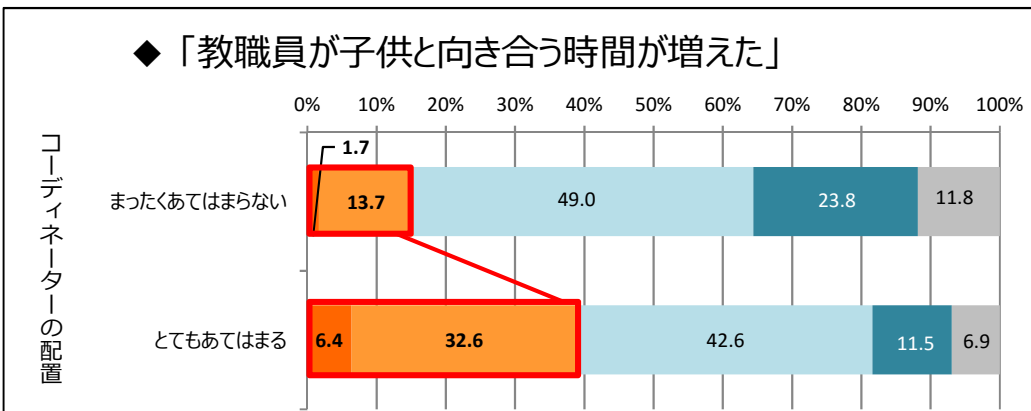
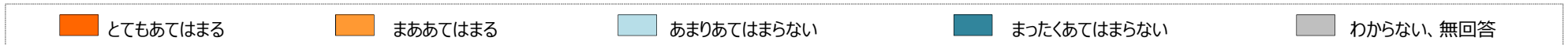


コミュニティ・スクールへの地域学校協働活動推進員配置による効果

◆ CS導入校に対してコーディネーター（地域学校協働活動推進員等）を配置している自治体は、そうでない自治体に比べ、「特色ある学校づくりが進んだ」「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」と実感する割合が高い。

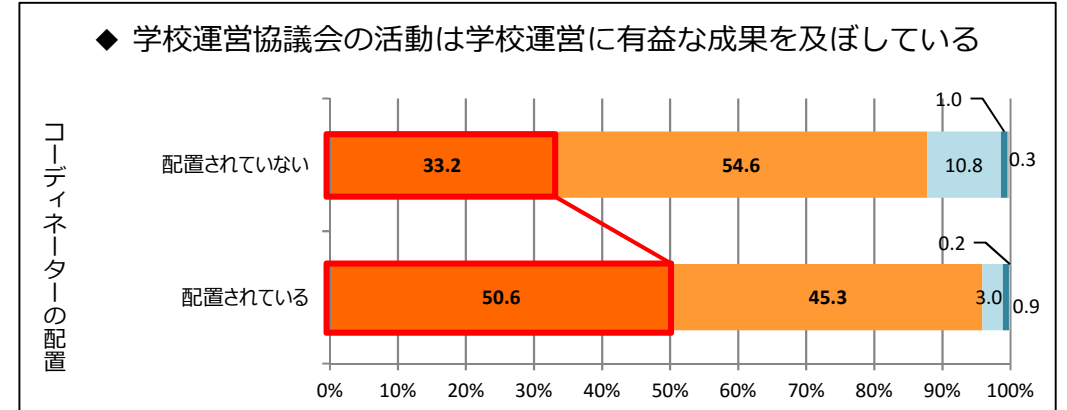
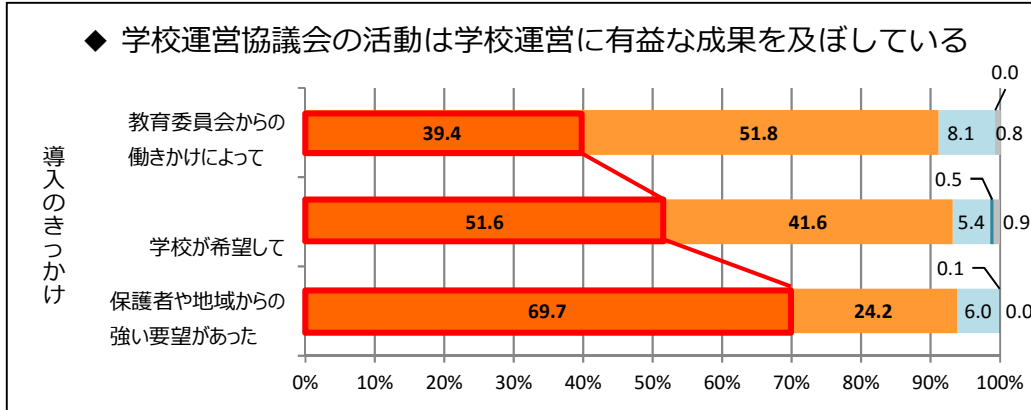
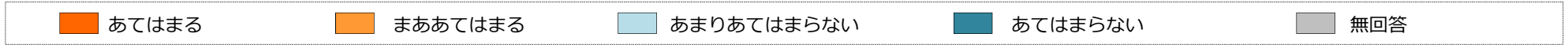


◆ 自治体の取組として、CS導入校に対してコーディネーター（地域学校協働活動推進員等）が配置されている学校は、そうでない学校に比べ、「教職員が子供と向き合う時間が増えた」「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」と実感する割合が高い。

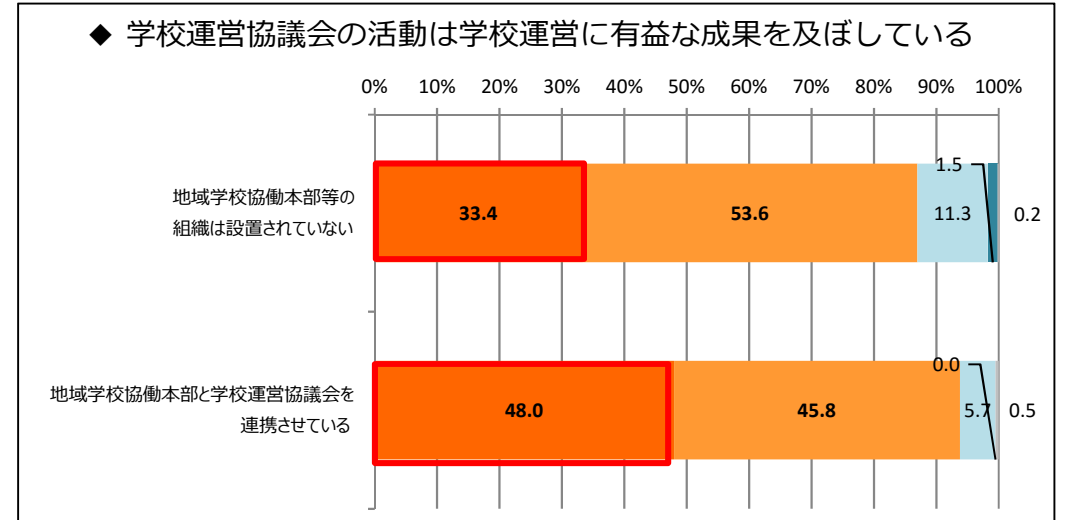
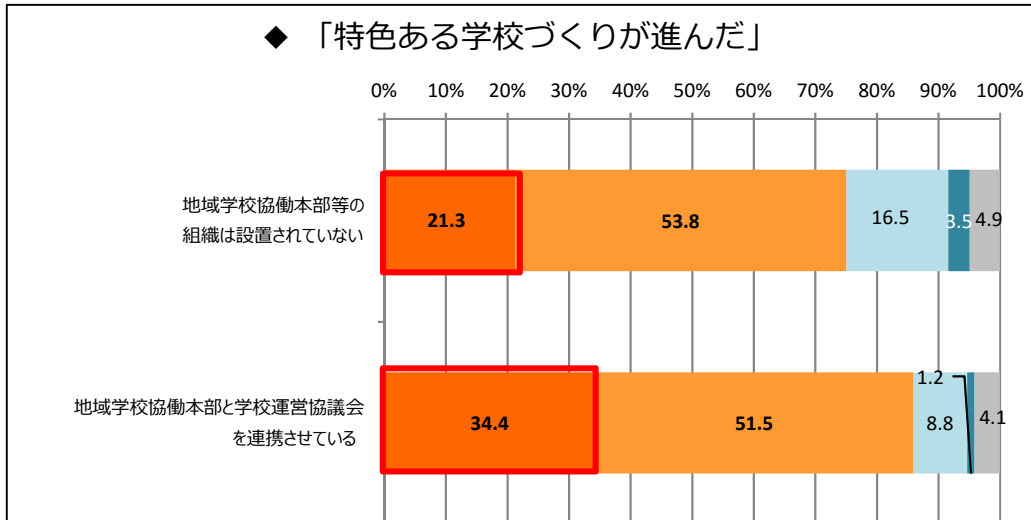
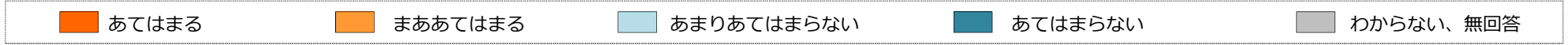


家庭・地域との連携・協働が学校運営協議会の成果認識に及ぼす効果

◆ 学校運営協議会の導入のきっかけとして、「保護者や地域からの強い要望があった」「コーディネーターが配置されている」学校の方が、学校運営協議会の活動が学校運営に有益であると感じている割合が高い。



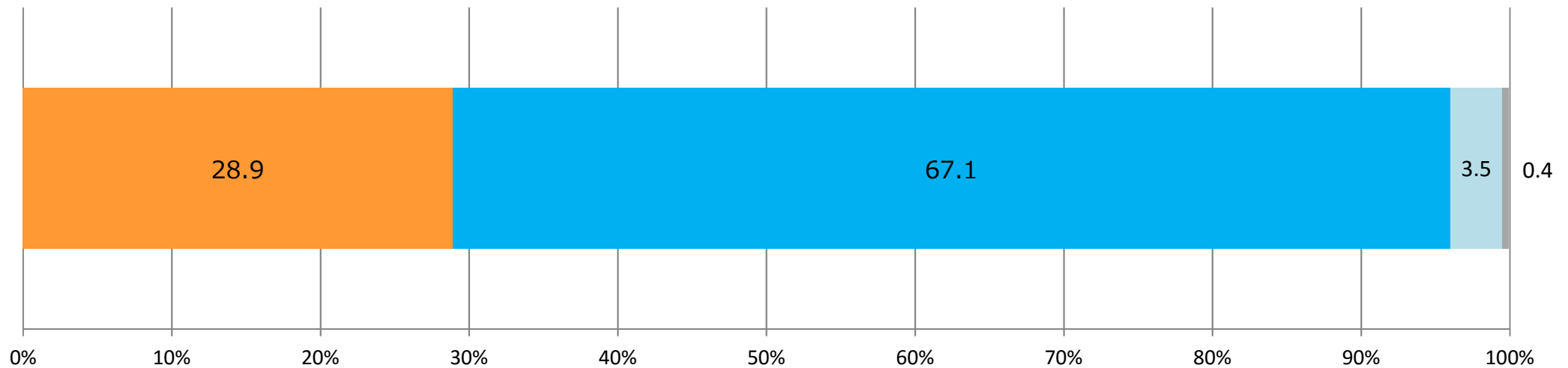
◆ 地域学校協働本部と学校運営協議会が連携している学校の方が、「特色ある学校づくりが進んだ」「学校運営協議会の活動は学校運営に有益な成果を及ぼしている」と感じている割合が高い。



学校運営協議会の必置に対する考え（CS導入教育委員会）

■ 全ての教育委員会で必置とすべき ■ 現行通り努力義務のままとすべき ■ その他 ■ 無回答

◆ 学校運営協議会を必置とすることについてどのように考えますか



○その他（3.5%）の内訳

- ・地域や学校の実情に応じて考えるべきもので、法で縛り付けるものではない。当事者が主体性をもって設置したものでなければ本来の目的を失い、形骸化したものとなる。
- ・必置・努力義務の選択はどちらでもよく、それよりも、運営協議会の設置とそれに対する運営面への具体的な支援等をセットにすることが、効果を高めるには必要であるとする。

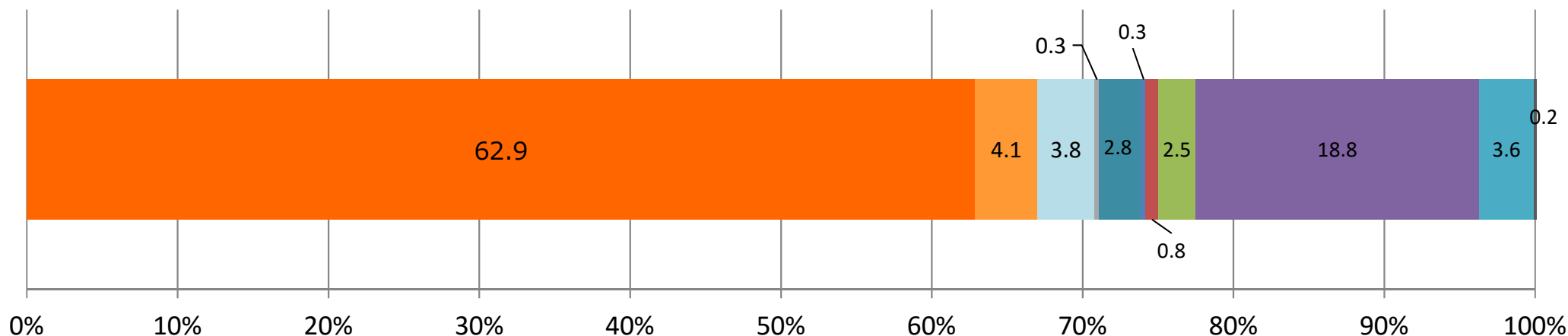
学校運営協議会委員の構成（CS導入校）

◆ 委員人数

平均13.64人（H27調査 平均13.36人）

H27からほぼ変化なし

◆ 学校運営協議会の会長の選出枠組

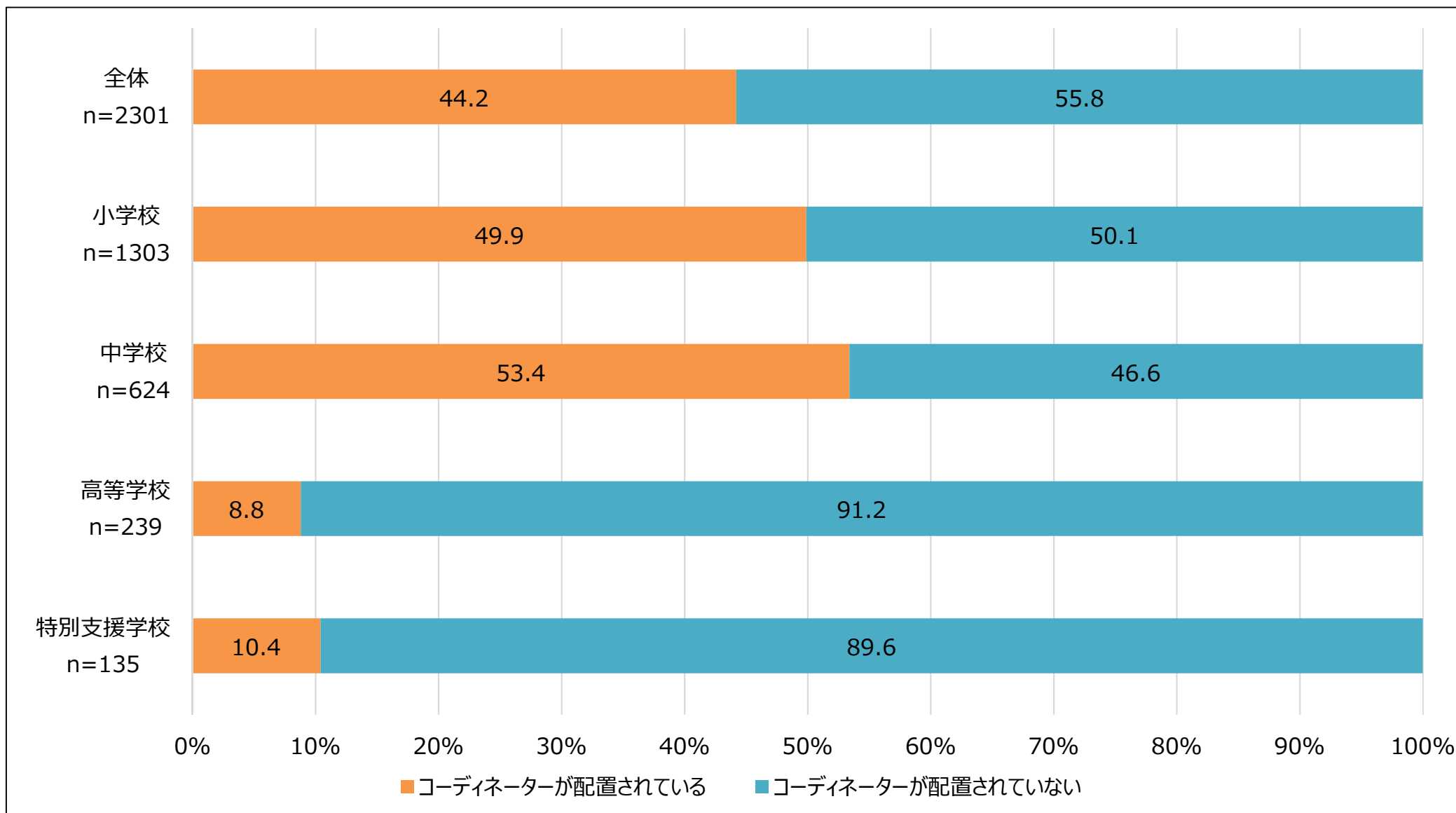


H27調査と比較すると
地域代表が増加している
(9.9%増)

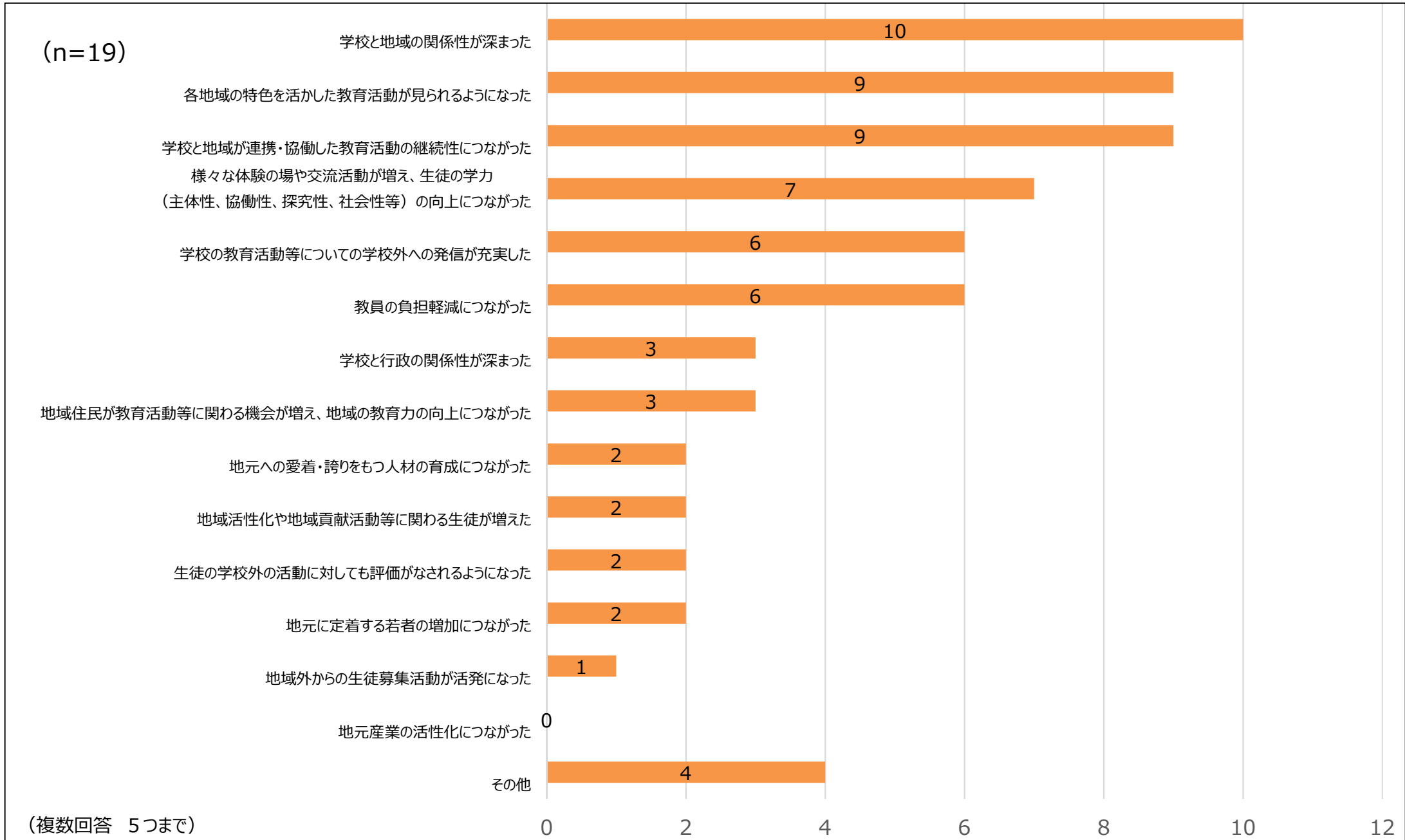
- | | | | |
|---------------------|------------|-------------|-------|
| 地域代表（自治会・PTA含む） | 保護者代表 | 地域学校協働活動推進員 | NPO代表 |
| 対象学校の校長・管理職 | 教育委員会事務局職員 | 商工会代表 | |
| 関係機関職員（警察や児童福祉施設など） | 有識者 | その他 | 無回答 |

学校と地域の連携のためのコーディネーター配置状況（CS導入校）

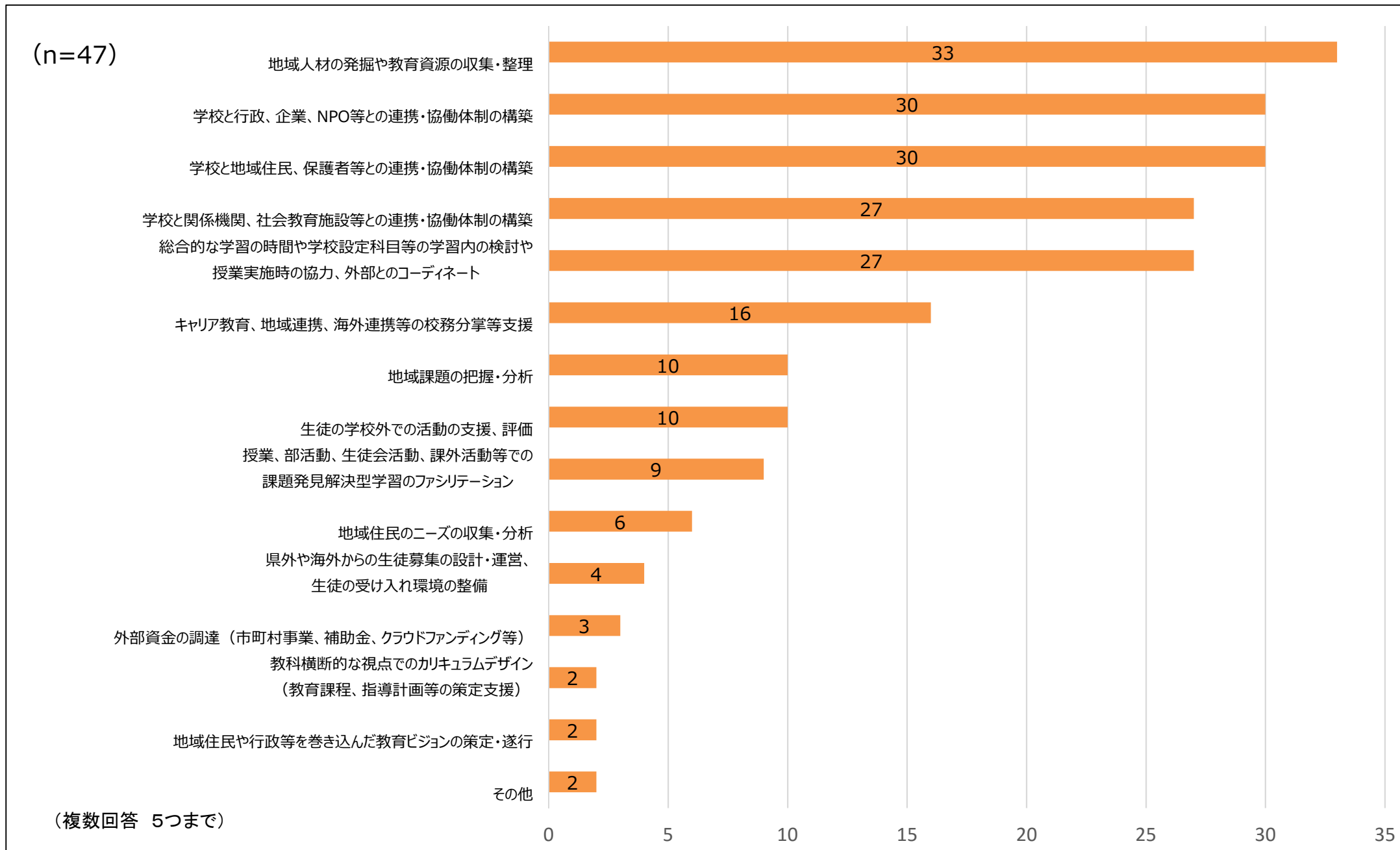
- ✓ コーディネーター（地域学校協働活動推進員、非常勤職員（有償）、ボランティア（無償））は小学校、中学校において配置されている学校の割合が高い。



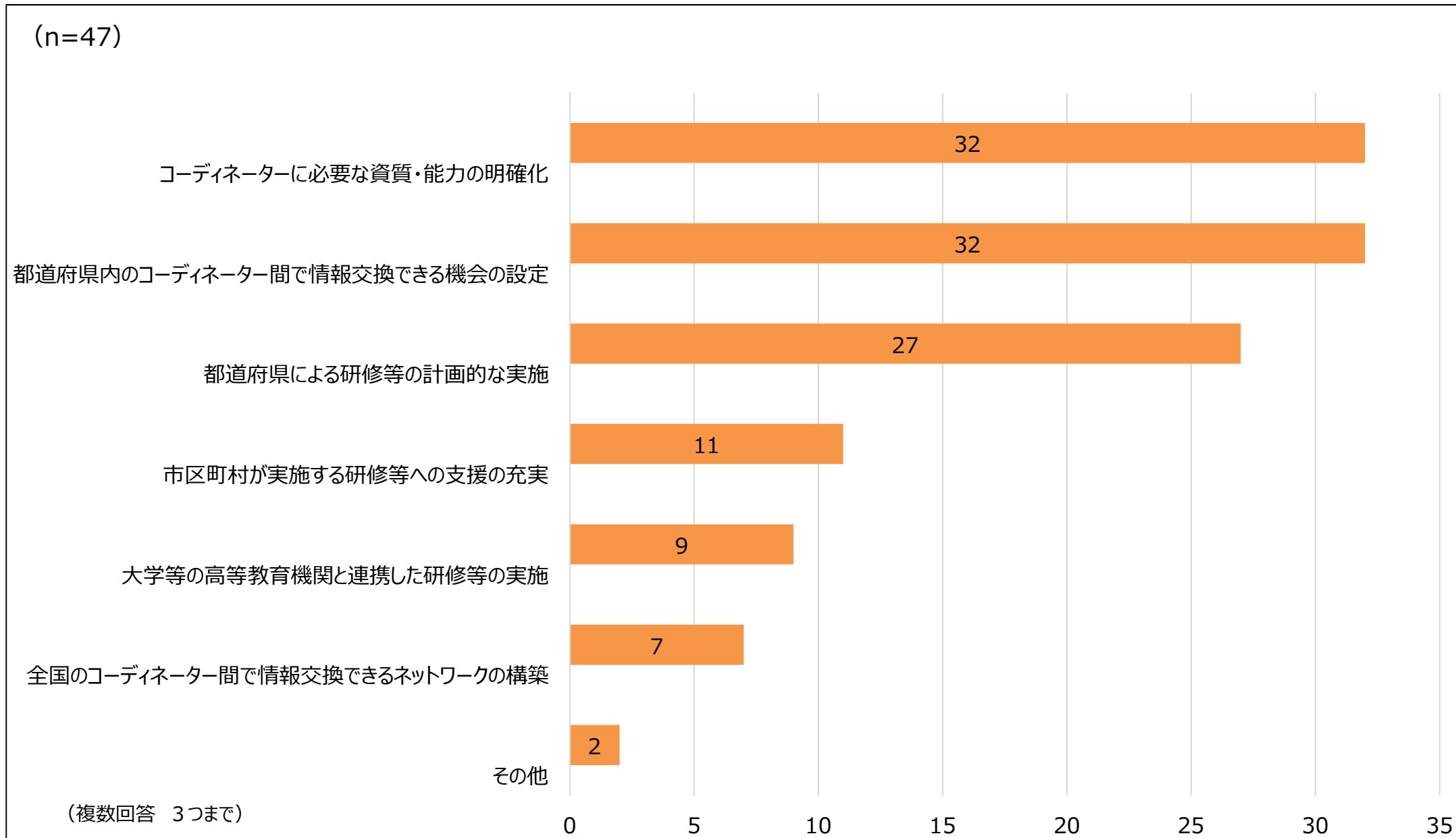
コーディネーターを配置したことによる成果・効果



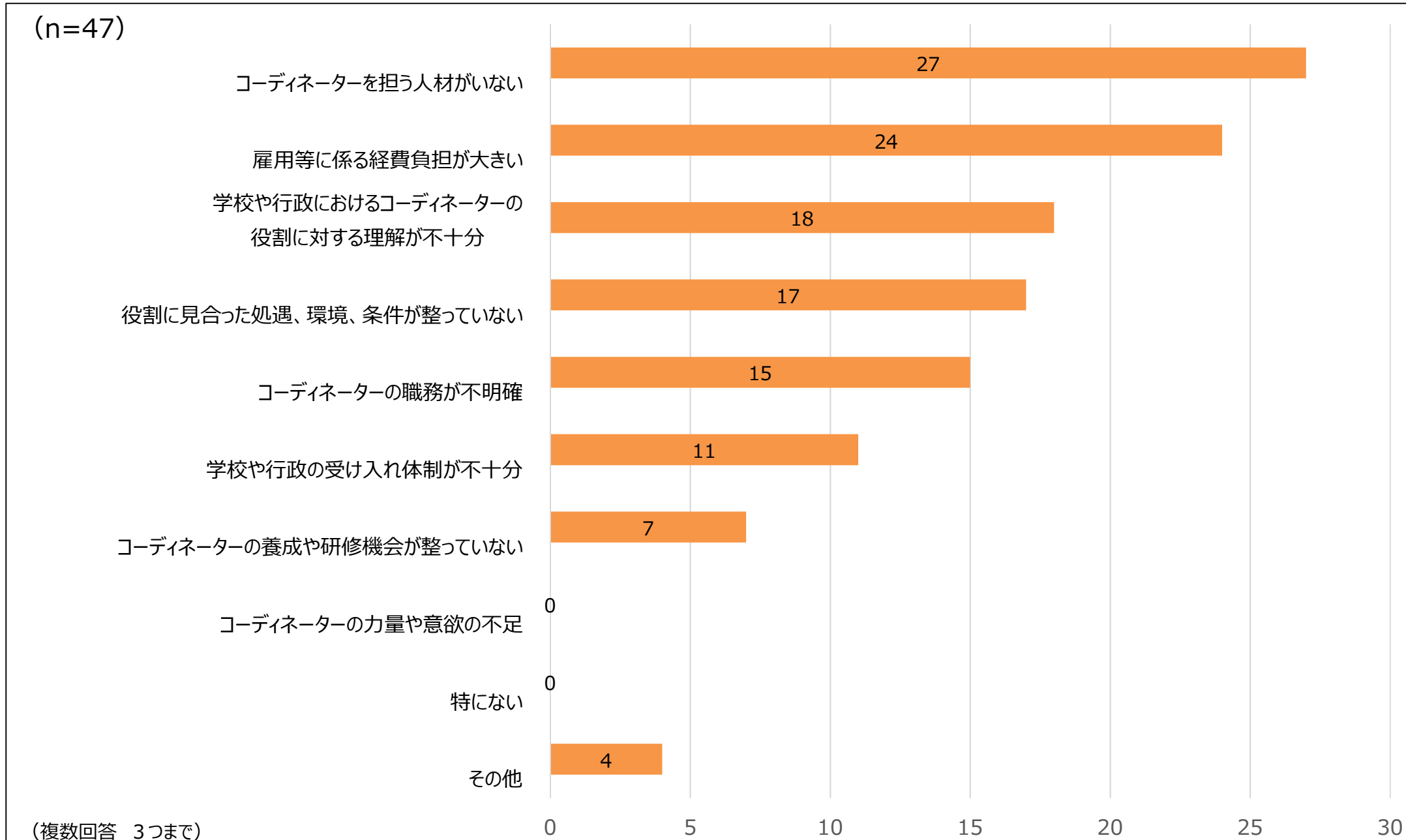
今後コーディネーターに期待する職務・活動内容



今後必要と考えるコーディネーターの養成・育成の在り方

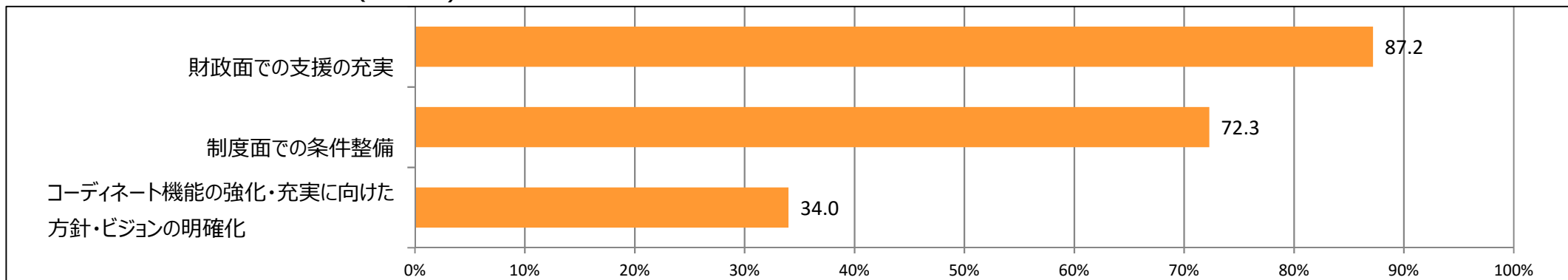


コーディネーターを配置する上での課題

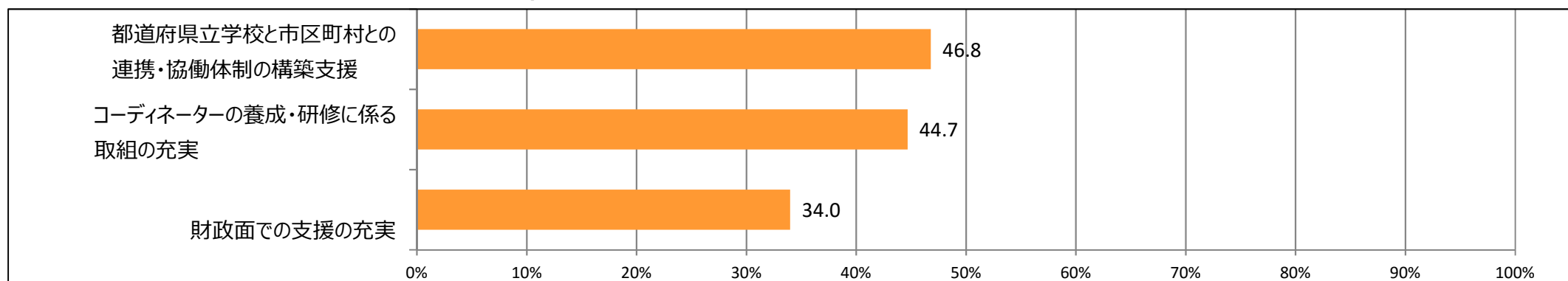


コーディネーター機能の強化・充実に向けて求められる役割（上位3つ）

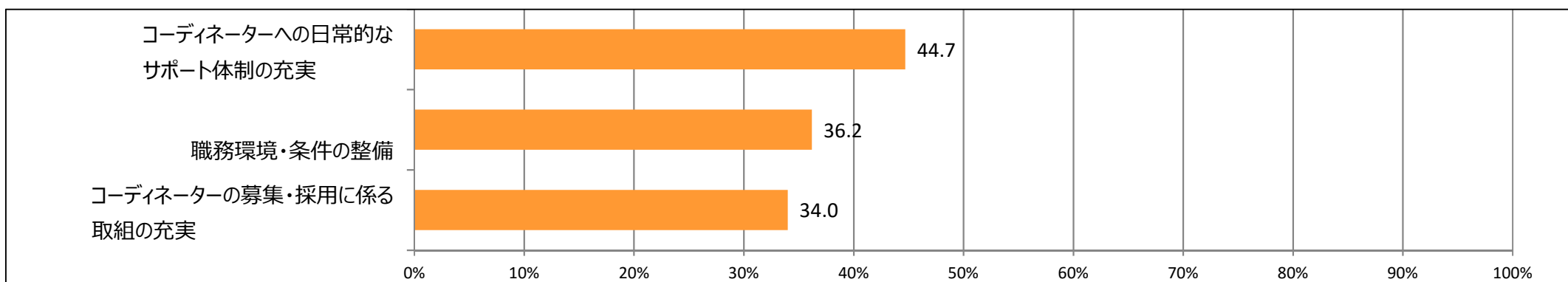
【国に求められる役割】 (n=47)



【都道府県に求められる役割】 (n=47)



【市区町村に求められる役割】 (n=47)

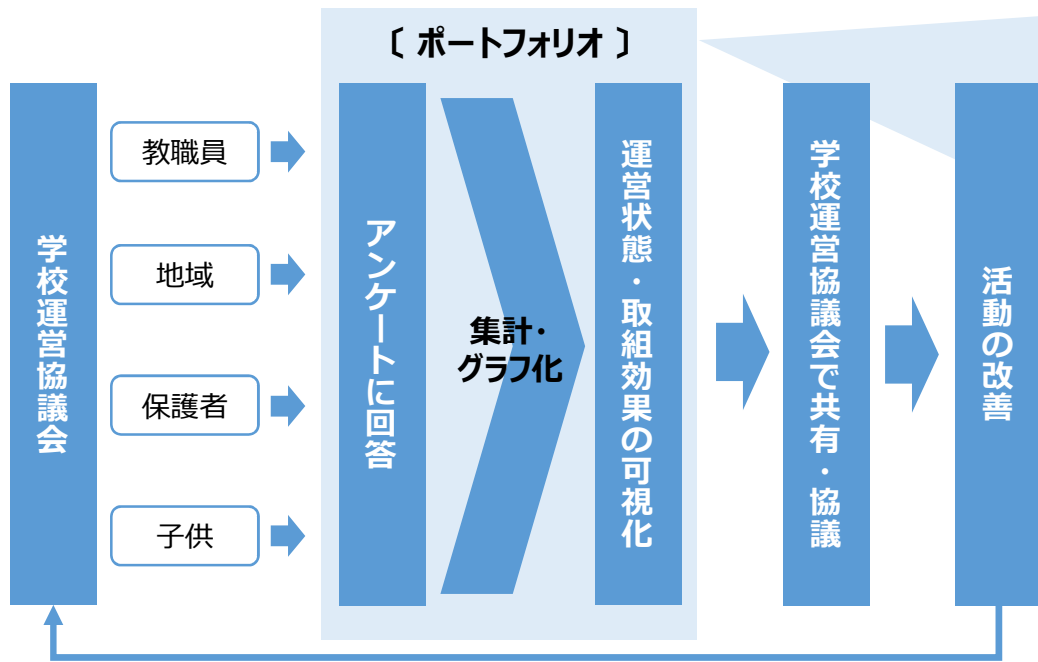


C Sポートフォリオ（コミュニティ・スクールの効果検証ツール）の活用について

各地域・学校において、コミュニティ・スクール関係者（教職員・地域・保護者・子供）に対するアンケート結果を相互に関連付けて集計し、C Sの運営状態や取組の効果等をグラフ化・視覚化する検証用ツール「C Sポートフォリオ」の活用により、当該地域・学校の取組状況を関係者間で共有し、改善に向けた協議や取組につなげることが可能となる

（※文部科学省委託事業として、令和2年度は、試行的に一部小中約40校で検証を実施。令和3年度は、小中における継続検証及び高等学校での検討・検証を実施予定）

【C Sポートフォリオの仕組み（イメージ）】



- 可視化される事項の例：
- 学校運営協議会の運営に関する事項（自律性、対等性、持続性、熟議度等）
 - 学校（教職員）・家庭（保護者）・地域の意識・活動状況に関する事項
 - 子どもの関心や学校や地域との関わりに関する事項
 - 大人（教職員、地域、保護者）の関心や関わりに関する事項 など

- ▶ C Sの運営状態やC Sの生み出す効果を視覚化
- ▶ 今後の学校運営の改善や、地域との協働の在り方の検討につなげる

C Sの診断ツール（≒健康診断）

【今後の活用の可能性】

- ① ポートフォリオを定期的に活用することで、各地域・学校のC Sの現状や成果、課題の視覚化と経年比較が可能となり、学校運営協議会で共有・改善方策について協議することで、P D C Aサイクルを効果的に回すことができる（定期健康診断）
- ② 項目の工夫などにより、学校評価（関係者評価）を兼ねて実施することで、学校業務の効率化・デジタル化にも寄与

P 2

中間まとめ

P 4

制度関連

P 17

導入状況等

P 25

各種データ関連

P 50

各地の事例

P 64

文部科学省の取組

P 72

総論関連

P 86

社会教育関連資料

P 92

総務省関連資料

コミュニティ・スクールにおける地域と協働した学校運営の事例（福島県本宮市）

本宮市立本宮まゆみ小学校では、学校の教育目標に基づく基本方針（ビジョン）について、学校運営協議会での協議等を通じて、実現のための方策や具体的な取組、実践方法等を含め検討・作成し、保護者や地域の思いを反映した学校運営を進めている

背景・取組概要

本宮市立本宮まゆみ小学校では、学校運営協議会において、年間を通じて**保護者や地域住民との協議（熟議）を行いながら、次年度の学校の基本方針（ビジョン）を作成**しており、基本方針を作成する過程で**学校評価（学校関係者評価）を踏まえた修正等**を加えるなど、年間を通じての取組が、**次年度の教育活動の改善につながる学校運営**を進めている

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営の基本方針を保護者や地域と一緒に**作成する過程として学校運営協議会を活用**
- ◆ 幅広い関係者が熟議を通じて基本方針作成に関わることで、**学校の考えや抱えている課題等が共有**され、地域からの学校の見え方が変わり、**関係者全員の当事者意識**が向上
- ◆ **学校関係者評価を踏まえた検討**を加えることで、**実績・評価に基づく改善**につなげる

特徴的な活動

- ◆ 学校の**基本方針を、承認するだけでなく、年間を通じた熟議等により地域とともに作成**
- ◆ 協議により、具体的な取組や**教育課程での実施、地域における実施などの役割分担も整理**
- ◆ 参観日の申込や児童の出欠確認に**ICTを活用するなど、働き方改革に資する取組も促進**

関係者の声

- （学校）「協議を学校運営に活かすためには、**校長の意識とマネジメント能力**が非常に重要」
「方針に基づき、**地域の思いや意見を踏まえた教育課程の編成**にもつながっている」
- （地域）「協議を通じて、**学校の困り感がよく理解でき、それを踏まえた協力ができている**」
- （保護者）「**家庭等においても、学校の基本方針を意識した子供との関わり**ができている」

学校運営協議会における協議の流れ

開催	項目	協議内容（運営方針関連）※
4月	協議	当該年度の方針・取組等についてあらためて共有（→実践）
6月	熟議①	重点目標を実現する方策の検討 →目標や課題の対応方策を協議
8月	熟議② +協議	具体的な取組の検討 →方策を具体的な取組に落とし込む
10月	熟議③ +協議	取組をどうやって実践するか検討 （教育課程に組み込む、地域活動として実施、など）
12月	ビジョン まとめ	3回の熟議を踏まえ、次年度の方針を整理
2月	学校 評価	学校関係者評価を踏まえ、改善点等を検討し方針を修正
3月	方針の 承認	関係者全員でつくった次年度の方針を学校運営協議会として承認

※ 各回、必要に応じ上記以外の議題についても協議

コミュニティ・スクールを基盤にして「社会に開かれた教育課程」を実現している取組事例

コミュニティ・スクールを基盤とした萩大島ならではの小中一貫教育の推進（山口県萩市立大島小中学校）

学校が小中一貫教育校としてスタートするにあたり、9年間の系統性・連続性を強化した「萩大島地域のひと、もの、こと」を生かした実効性のある学校・地域連携カリキュラムを、コミュニティ・スクールを基盤に児童生徒を中心に、教職員・保護者・地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって開発した。

学校・地域連携カリキュラムで児童生徒に身に付けさせたい資質能力を学校運営協議会、保護者懇談会、学校だよりや“コミスク通信”等で共有する。

学校運営協議会では、カリキュラム作成の土台となる萩大島の強みと課題を洗い出すSWOT分析（環境分析）や、強みを生かした学習内容の抽出まで、児童生徒、教職員、保護者、地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって熟議を行った。



地域のSWOT分析の様子 生徒がカリキュラム編成に参加

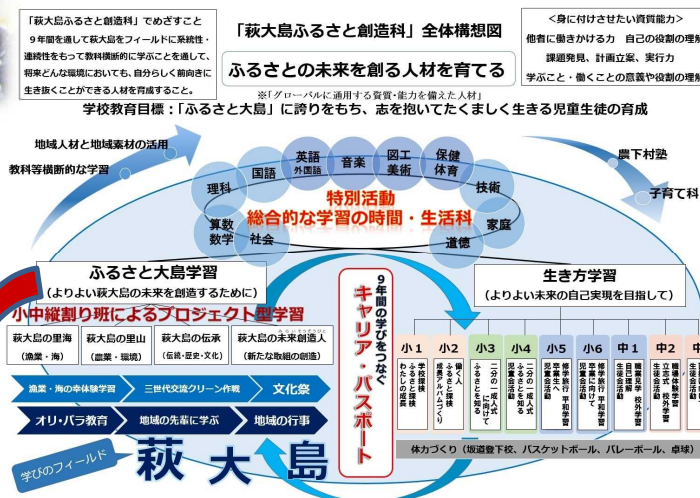
【萩市立大島小中学校 学校運営協議会】

- 委員数：14名 ○年間開催日数：5回（教職員も含む）（+ 参観日等案内）
- 構成員：町内会長1、婦人会長1、主任児童委員1、社会福祉協議会長1、公民館長1、教職員5、保育園長1、小中PTA会長2、萩市役所大島出張所長1（令和元年度実績）

平成30年度に作成を始めた「学校・地域連携カリキュラム」。日頃の授業や行事において、地域との連携を図ってきた学習内容や地域の方々と共に学ぶことが、児童生徒にとってより大きな教育効果に繋がる学習内容を、児童生徒、教職員、保護者や地域の方々で一覧表に整理して、実践を重ねています。

- 例1) 道徳の授業に地域住民が参加し、児童生徒と共に考え、議論する学習
- 例2) 中学校の技術・家庭科（技術科）の物づくりの授業で、地域の建築士が講師として指導

9年間の全教育課程をキャリア教育の視点から捉え直し「萩大島の未来を創る人材を育てる」ことを目標に掲げた「萩大島ふるさと創造科」を構想した。



伝承チームが作成したPRポスター

ふるさと大島学習～萩大島魅力化プロジェクト～

【身につける力】 主体性・関わる力・粘り強さ



考察

- 児童生徒が、カリキュラムの構想段階から関わることで、学習への主体性が醸成され、学びに向かう一人ひとりの意志が引き出される。
- 学校と地域が連携して行う教育活動のためのカリキュラムには、児童生徒への「保護者や地域の願い」が込められている。
- そのカリキュラムで目指すべきゴール(児童生徒の姿)を明確にし、児童生徒、教職員、保護者、地域で共有することが大きな成果に繋がる。
- 地域に接し、地域に育まれる経験は、児童生徒に地域に対する愛着と誇りを醸成し、自分たちの手で地域の魅力を創る行動(志)を引き出す。
- コミュニティ・スクールの機能を生かしたカリキュラム編成の過程そのものが「教育課程を社会に開くこと」になる。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動による学校の働き方改革の推進（岡山県浅口市）

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上**など、**学校の働き方改革を推進**

方針・目標の設定

取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

働き方改革への効果

鴨方東小学校

業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置
- 校務分享の新体制化 など

時間改善

- 時間管理のカエル5
- 職員会議・終礼改善
- 勤務時間の記録 など

環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築 など

寄島小学校

チームによる対応

- チームリーダー教員を中心に取組を企画・検討し、学校運営協議会を活用して、評価・改善を推進

① 業務内容の棚卸し

- ▶ **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に**

(例) 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討
→ できる改善から速やかに着手



熟議の様子

② 教育活動の再整理・再認識

- ▶ **熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

(例) 見直し：一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更
充実：教職員チームによる地域の危険箇所等のパトロールを強化

③ 地域と連携・協働した活動の実践

- ▶ **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

(例) コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に対して地域の立場からサポート
→ 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの。より積極的な改善も可能**となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）

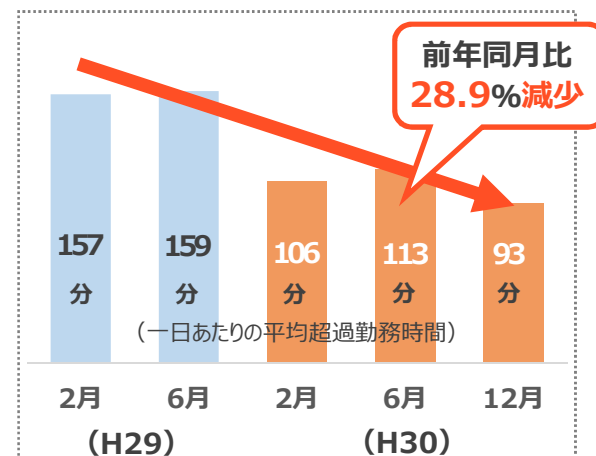
「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

（鴨方東小学校資料より作成）

教員の一日あたりの**超過勤務時間が減少**



（鴨方東小学校資料より作成）

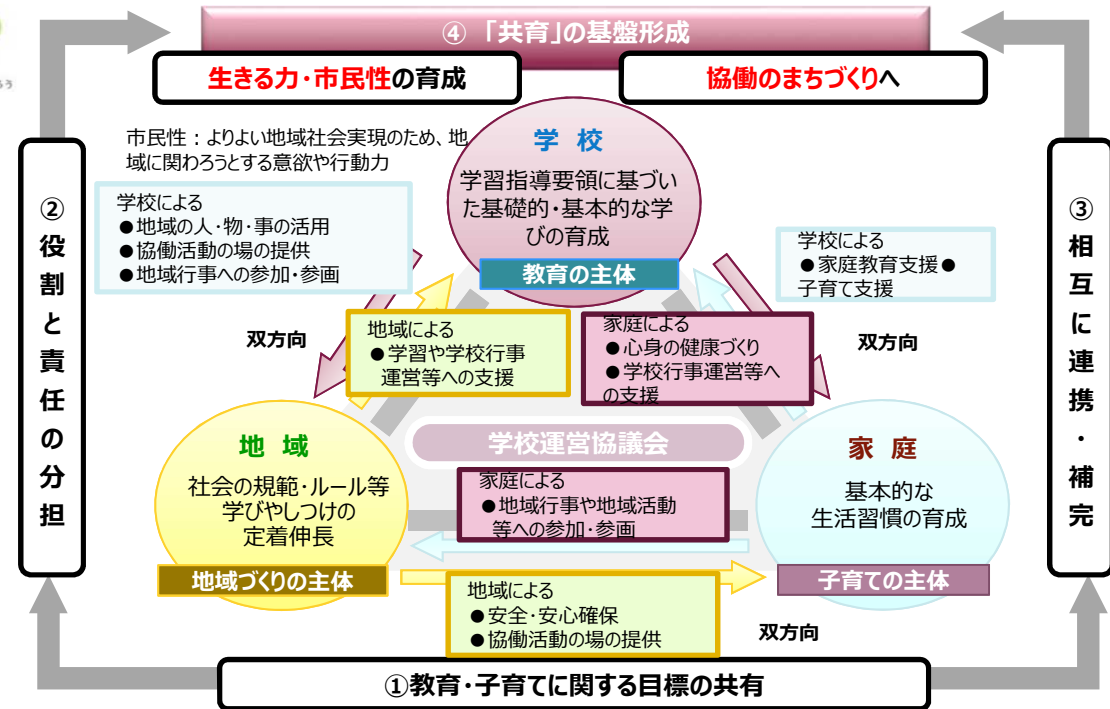
コミュニティ・スクールが生徒指導上の成果につながった事例（福岡県春日市）

春日市の取組概要・経緯

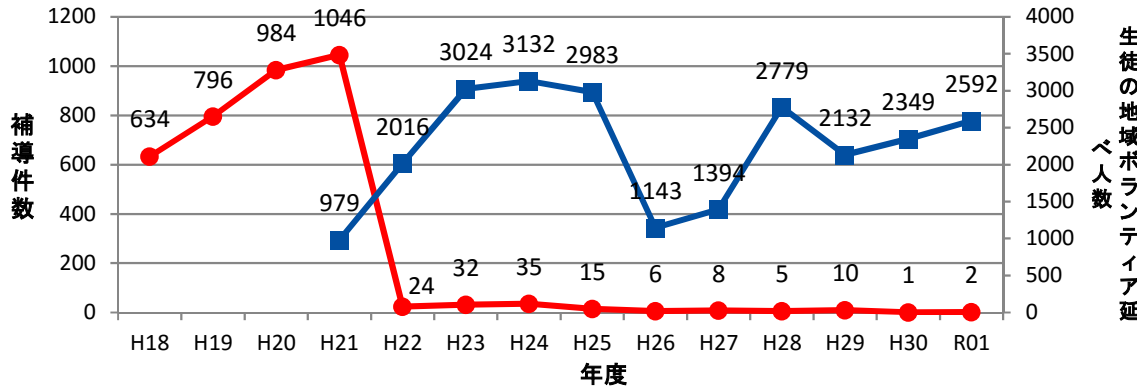
- ◆ 春日市では平成17年度に九州で初導入（18校中3校）、以降**学校の自主性を尊重**し、希望する学校から順次導入し、平成22年に全校導入完了。
- ◆ **学校・家庭・地域の三者の双方向の関係構築による「共育」**を特徴とし、学校への支援活動、地域への貢献活動だけでなく三者による協働活動を重視。
- ◆ コミュニティ・スクールの推進と同時に、住民による自律したまちづくりを実現するため**自治会改革を実施**し、学校を支える体制が強化。また、学校予算編成や執行権限等の**学校への権限委譲**や**学校の業務負担軽減**（研究指定の休止等）にも着手。

春日西中学校の取組概要・経緯

- ◆ 当時、補導件数の多さや生徒の問題行動等が課題になっており、学校は対応に苦勞する一方、学校と地域の信頼関係もそれほど強くはない状況。
- ◆ 平成18年度に法律に基づくコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会において、**学校の困りごと等を包み隠さず話し、どういった学校・生徒にしたいか、そのためにどの様にしていけばよいか等、議論を重ねた。**
- ◆ 地域の側も、**率直な情報を出す学校の姿勢に本気度を感じ**、保護者・地域・教員・警察が連携した夜間パトロール等を開始。結果として**補導件数は激減。**
- ◆ この成果には、教育課程の内外において、生徒が地域の行事等にボランティアとして積極的に参加できる仕組みを確立し、子供が主体性を発揮できる場面を創出したことにより、**子供の自尊感情や自己有用感が高まり、社会性・規範意識等の伸長に寄与したことも影響。**



生徒指導上の課題を学校・家庭・地域で解決（補導件数の激減・生徒による地域ボランティア増）



卒業した大学生の声

「中学時代地域ぐるみで何気なく楽しく行っていた活動が、全て今の自分に繋がっていることに気づいた。地域に育ててもらった自分が、今度は地域の人の側になって小中学校の子供たちと活動していきたい。そして、自分と関わった子供たちの中から今度はこちらの側に来てくれる、そのようなサイクルをつくりたい。」
 （地域での多様な体験による成長、人づくりのサイクルへの気づきと行動）【H29 地域とともにある学校づくり推進フォーラム（東京）での登壇発言より】

生徒の声

「地域にお世話になっている、そのお返しをしたいという思いからボランティア活動をしている」
 （地域への感謝の心、ボランティア精神の萌芽）
 「地域との関わりの中で、相手のことを考えることができるようになったり、周りのことに気づく力がついた」
 （相手を思いやる心、気づく力の伸長）

地域の声

「子供は地域の大切なパートナー、地域に欠かせない存在」
 （地域住民の生徒を見る目線の変化、温かなまじり）

コミュニティ・スクールの成果

- ◆ 学校と地域が対話を通じて、目標を共有し、課題を解決する姿へ
 - ・ 学校、家庭、地域の対等な議論、それぞれの役割等の整理
 - ・ 夜間パトロールや地域学校協働本部といった事業展開
 - ・ 教育課程内外での生徒の地域ボランティア体制の確立

- ◆ 子供が変わり、学校が変わり、まちも変わった
 - ・ 補導件数の「激減」、そして、学校や地域の体制が変わっても落ち着いた状態を「維持」
 - ・ 生徒の地域ボランティア等による自尊感情の高まり
 - ・ 安全、安心なまちづくり

特定のテーマに重点を置いたコミュニティ・スクールの導入事例（熊本県）

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施

背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、「**防災**」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元**市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練**や**避難所運営シミュレーション**等の実施



関係者の声

(学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」

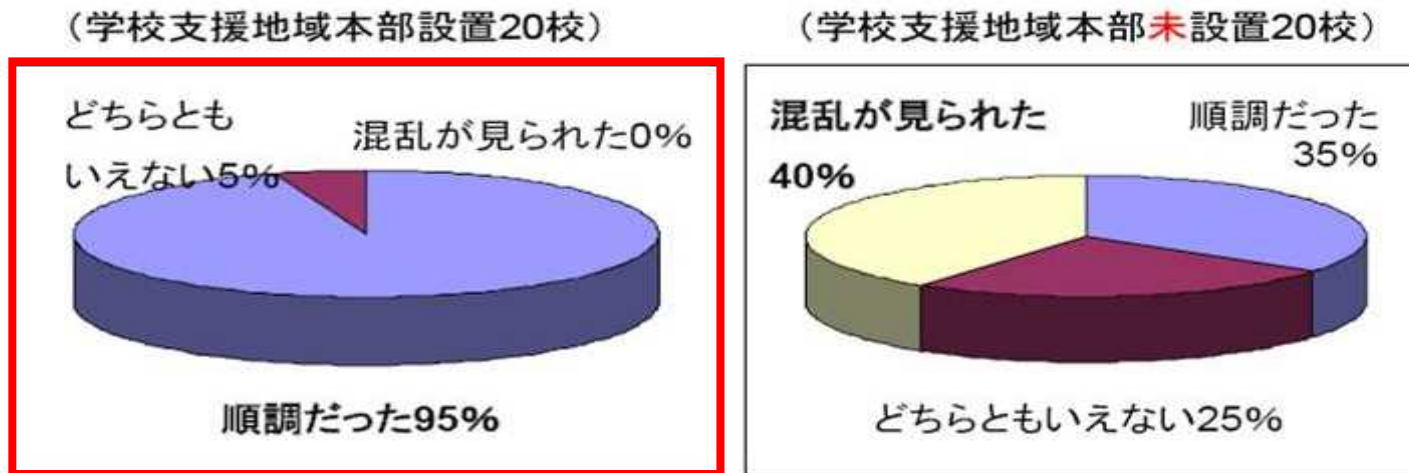
(地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」

(生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ C S 導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校(100%)
- ◆ 避難所指定の協定締結数
40校（R2年8月時点）

地域学校協働本部等の震災時の様子

◆ 東日本大震災時、避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。(校長) (宮城県)



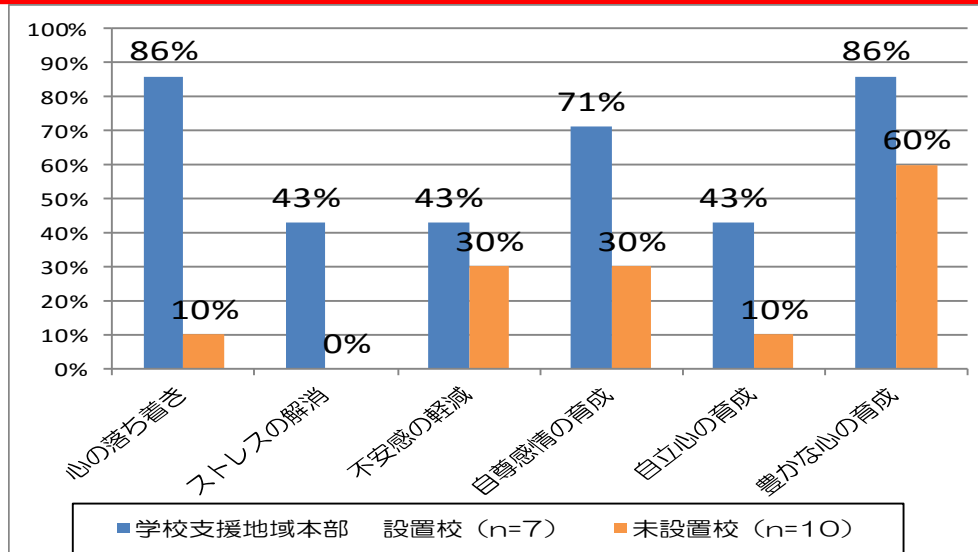
(東日本大震災後の宮城県内の小中学校長40名へのアンケート調査：文部科学省調べ)

◆ 平成28年熊本地震における地域学校協働本部（学校支援地域本部）の設置による被災後の効果

● 平成28年熊本地震時においても、学校支援地域本部設置校では、地域住民、学校教職員、児童生徒の結束力が高まっていたため、避難所の運営がスムーズであったとの声を聞いている。 (熊本県教育委員会へのヒアリングより：文部科学省調べ)

- 学校支援地域本部の設置校では、未設置校と比べて、地震後に地域のボランティア等と連携・協働（学校支援活動）した取組を実施し、子供たちの行動面に与える効果が高かった。

※ 地域のボランティア等と連携・協働（学校支援活動）した取組を実施して、各学校で見受けられた子供たちの行動面に与える効果について「大変効果が得られた・ある程度効果が得られた」と回答した学校の割合（地震後1年半を経過した時点）



(熊本地震後で震央となった益城町と周辺6町村の小中学校18校へのアンケート調査：文部科学省調べ)

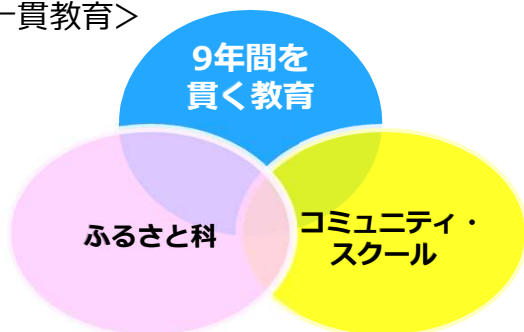
地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的取組事例（岩手県大槌町）

小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と学校の課題解決に向けた体制の構築

東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

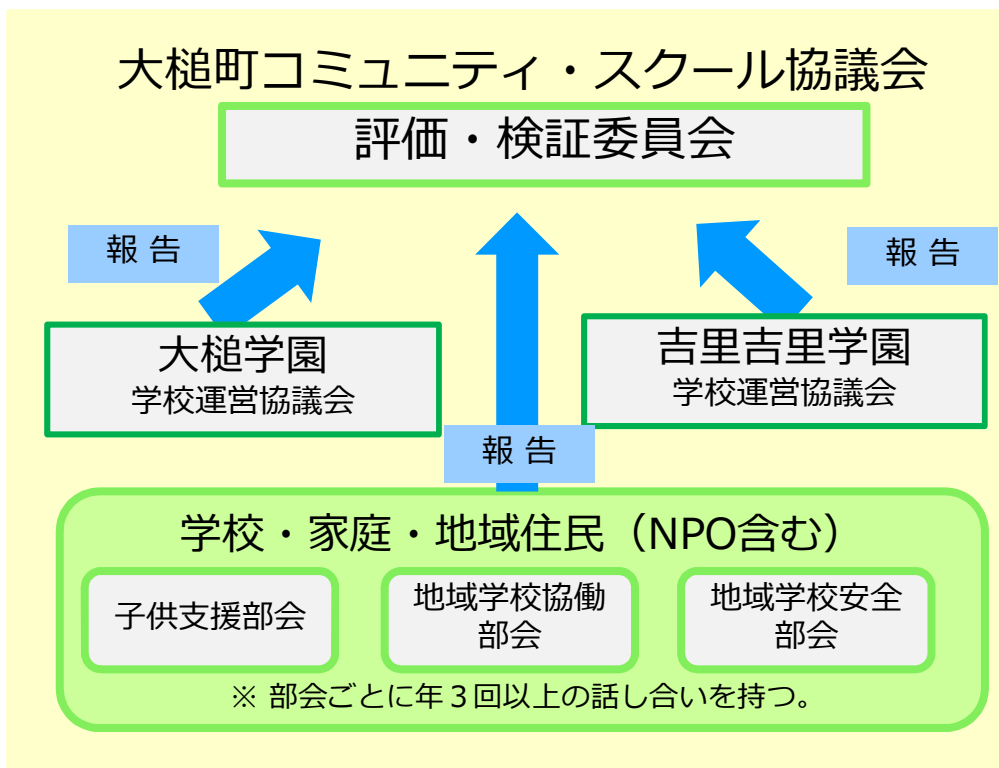
- 教育環境の復興
 - 安心して学べる新しい学校の建設
 - 9年間の継続性を持った心のケア
- 学校だけでは解決できない課題解決への取組
 - 学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

<大槌町の小中一貫教育>



・次代を背負って立つ子供たちを育て、魅力的な地域・学校づくりを推進するため小中一貫教育の取組として「ふるさと科」を全学年に設置。
 ・生活科と特別活動の一部、総合的な学習の時間の全てを充てて実施

- ① 地域への愛着を育む学び
 - ・地域の歴史や特産、郷土の文化等の学習
- ② 生き方・進路指導を充実させる力を育む学び
 - ・職場体験活動、沿岸地区の仮設店舗での体験学習の実施等
- ③ 防災教育を中心とした学び
 - ・「いきる・かかわる・そなえる」防災学習



委員会名 部会名	主な活動内容（協議内容）	主なメンバー
評価・検証委員会	○学校運営協議会の報告 ○各部会の今年度の方針 ○目標設定・効果測定について	学校運営協議会長、PTA会長・副会長、教育委員、各学校長、各部長、教育委員会等
子供支援部会	○放課後や長期休業の子どもの居場所づくりや学習支援について	教員、保護者、地域住民、保健福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、NPO等
地域学校協働部会	○「ふるさと科」の推進について ○地域ボランティアについて	教員、保護者、地域住民、学校支援地域コーディネーター、商工会、教育委員会、NPO等
地域学校安全部会	○通学路交通安全プログラムの実施 ○学校安全計画の検討	教員、保護者、警察、消防署、消防団、三陸国道事務所、沿岸広域振興局道路整備課、大槌町役場職員、教育委員会等

本取組が復興に向かい日々変化する地域のコミュニティのつながりとなり、家庭・地域の教育力と生活環境の向上を図っていくことが期待できる。

地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的取組事例（東京都杉並区）

コーディネーターを軸として、学校・地域・保護者が一体となった学校支援（杉並区立杉並第一小学校）

活動概要・目的

- 杉並第一小学校を支援するために設置された、地域の人たちの学校応援団
- 学校と地域をつなぐコーディネーターが中心となって地域から信頼される「力のある学校」づくりの支援
- 「わが街阿佐谷、ふるさと杉」を意識し、学校・地域・保護者が一体となって多様な学校支援活動や放課後支援活動を行う仕組みを構築

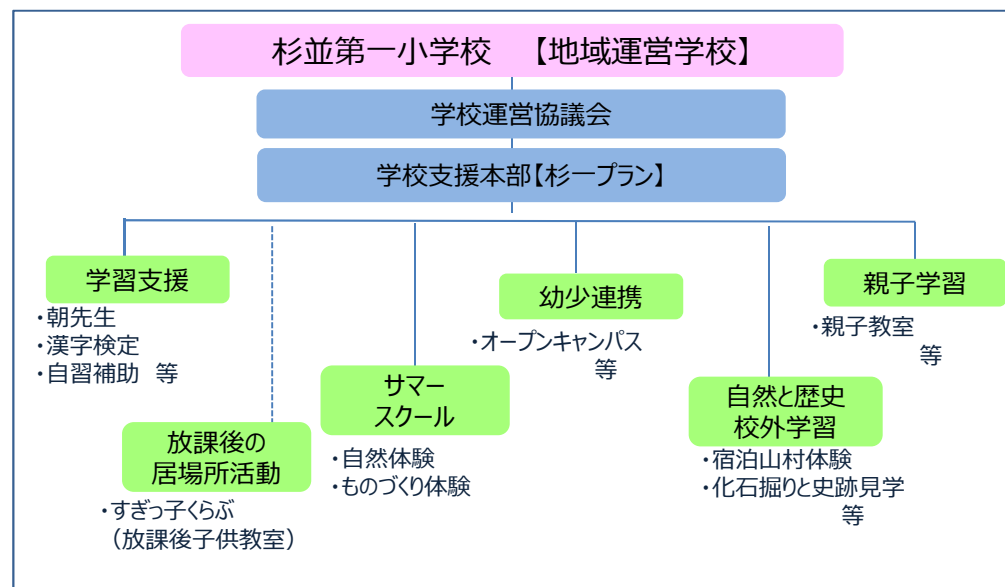
活動における工夫・ポイント

コーディネーターが中心となり各活動を推進

- 『朝先生』・・・授業開始前の朝の時間に地域住民が全クラスの朝学習に参画し、担任と協力しつつ、計算チャレンジや百人一首等の学習支援活動を実施。
- 「すぎっくらぶ」・・・放課後子供教室。約200名の子供の居場所となり、日本の昔遊び、路地裏遊び等を実施。スタッフは地域の住民で授業中の様子なども把握できるようスタッフと先生とのコミュニケーションを密にとっている。

活動における成果

- 「地域」を「杉一小の子供たちのために活動している人たち」「杉一小の教育活動に興味・関心をもっている人たち」と捉え、「地域」におけるネットワークをより充実させることで、学校をサポートする「地域」を育成することができた。
- 「朝先生」について、児童からは「色々なことを教えてくれる」「いてくれて安心する」という声が聞かれ、教員からは「落ち着いた状態で始業できる」「多面的な児童理解ができる」といった声が挙がっている。また、令和3年現在では活動の内容が深まり、支援活動ではなく、朝先生自身が主体性を持ち、多様な工夫をして取り組んでいる。このことが、更に教職員からの信頼を得ることにつながっている。
- 「朝先生」の力も向上しており、活動を通して「意欲」「やりがい」が増している。



【朝先生と百人一首】



【すぎっくらぶの様子】

コミュニティ・スクールにおいて児童生徒が意見を述べる機会を取り入れた事例（山口県）

山口県では、学校運営にあたり、当事者である児童生徒自身の意見や考えを取り入れることは重要であると考えており、学校運営協議会の熟議の場に児童生徒が参加する取組を推進している。例えば高等学校では、学校運営協議会において生徒が学校生活や学習活動についてのプレゼンテーションをするなどの取組が増えてきており、小・中学校においても、児童生徒の意見を熟議に反映させる取組を行っている学校がある。



高等学校における取組（山口県立山口高等学校）



中学校における取組（萩市立萩西中学校）

【 学校運営協議会において、生徒が参加することの効果 】

学校運営協議会において、委員と生徒・教職員とが互いに意見を交わすことで、

- 生徒を含めた参加者全員の当事者意識が高まるとともに、生徒の主体性が育まれることが期待される。
- 地域の大人が学校のために真剣に考える姿を目にしたり、大人の考えに触れたりすることで、生徒の自己の在り方や生き方を考える機会にもなっている。

オンラインでの学校運営協議会の開催 (三鷹の森学園コミュニティ・スクール委員会／東京都三鷹市)

※令和2年6月作成

取組の概要や経緯

- ◆ 三鷹の森学園コミュニティ・スクール委員会は、3校（1中学校・2小学校）の学校運営協議会で、23名の学校運営協議会委員（うち2名は地域学校協働活動推進員）と4名の事務局員の合計27名で構成されている。
- ◆ 年度当初に学園の経営方針と各学校の経営方針の承認を行う委員会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期を余儀無くされていた。しかし、経営方針の承認をできるだけ早く行うべきとの判断から、地域側からの提案により一部リモートによる委員会開催が実現した。



内容

- ◆ 各校長と学校運営協議会会長、副会長、事務局、市教育委員会担当者が小学校に集まり、その他の委員はリモートで参加。
※ 小学校への出席者も3密にならないよう対策を講じた。
- ◆ 現在各学校が行っている感染症対策や具体的な学校の対応方針が共有された。
- ◆ 協議により、学園の経営計画に新型コロナウイルス感染症対策の徹底に関して盛り込まれることになった。



ポイント

- ◆ この状況だからこそその協議を行うことができた。
- ◆ 学校運営協議会の会長が中心となりWEB会議の環境を整えるなど、新しい取組に前向きな委員が多かった。

参加者の声

- ◆ 前例にとらわれず「今できること」を委員と学校で熟慮した結果、コミュニティ・スクール委員会で「新しい生活様式」を体現する素晴らしい取組になった。
- ◆ リモートであっても、顔を見て情報・意見交換ができ、結論だけでなく、そこに至る経緯も知ることができたことで、「お互いの信頼関係」が一層深まった。

今後の方向性

- ◆ 学校運営協議会のリモート開催の試みについては、今回の感染予防対策に限らず、今後も協議・情報共有等の手段としての活用や、コミュニティ・スクールの活動に、より幅広い地域人財の参加を促す契機となる可能性が考えられる。これらの可能性を踏まえつつ、今後について模索していく。

取組の概要や経緯

- ◆ 義務教育学校である白川郷学園では、1年生から9年生までのすべての学年に地域コーディネーターが配置され、日頃から地域と学校がともに学校づくりを行ってきた。
- ◆ 学校の臨時休業中、学校では子供たちの学びを確保するためにオンライン授業を展開。
- ◆ また、学校再開時に「ふるさと学習」がスムーズに進められるよう、教職員と地域コーディネーターが打合せを進めている。



内容

- ◆ 7年生の学習について、教職員とコーディネーターが「今すぐできることはないか」「学校再開後に活かせるものはないか」と考え、『地域の担い手10分語り（動画）』と題し、地域コーディネーターが地域人材を選出し、動画を作成している。
- ◆ 作成した動画は休校中はもちろんのこと、学校再開後の朝の会や帰りの会での視聴を想定。

ポイント

- ◆ 学校に行かなくても子供たちの学びに関わることが出来る。
- ◆ コーディネーターが地域の方の自宅等を訪問して撮影するため、地域の方は関わりやすくなる。
- ◆ 地域の方の繋がりを最大限に生かした地域教材ができる。
- ◆ 地域学校協働活動への新しい関わり方のスタイルを確立し、より多くの方にその良さや意義を広めることができる。

今後の方向性

- ◆ 動画視聴後、生徒が興味をもった内容については更にインタビューや体験などの学びを進められるよう、出演者にはコーディネーターから事前に依頼済。（オンライン等での学習も可）
- ◆ 今回の状況に限らず、動画による教材収集は今後も継続し、より多くの村民に子供たちの学びに関わっていただける機会としていく。

参加者の声

- ◆ 「この状況の中で子ども達のためになるのであれば、恥ずかしいけれどやりますよ。」
- ◆ 「これまで学校とはほとんど関わりなかったけれど、こんなかたちで私たちの思いを伝えられるのであれば、とても嬉しいです。これを機に職場体験があればぜひ来てください。」

取組の概要や経緯

厚木市では、平成26年度からモデル校3校にコミュニティ・スクールを導入し、平成30年6月に全市立小・中学校36校に導入が完了した。新型コロナウイルス感染症への学校の対応として、教員による毎日の清掃・消毒を行っていたが、教員の負担を減らすため、学校運営協議会やPTA本部、学校の呼び掛けに応じた保護者や地域住民による清掃・消毒活動が始まった。

内容

厚木市の全市立小学校23校の半数以上において、保護者・地域住民による清掃・消毒が行われている。多くの場合、全児童が帰った放課後に実施しており、作業の参加者はPTAの保護者や地域住民など。



○鳶尾小学校で、手洗い場や玄関などを清掃・消毒する地域住民の方々



ポイント

「共有」「熟議」「協働」の実現！

- 学校運営協議会で、教員の負担軽減という課題を「共有」し、「熟議」した結果、地域と学校が「協働」して、清掃・消毒活動に積極的に取り組んでいる。
- 活動の実施に当たっては、学校側から希望がある場合と、保護者や地域住民が自発的に手を挙げる場合とが見られる。
- 学校運営協議会の導入により、学校と地域住民との距離が近くなり、地域学校協働活動についても相談や連携がしやすくなっている。

今後の方向性

- 参加者の感染リスクが心配されるため、感染症対策を徹底するように呼び掛けながら、活動していく。「無理のない範囲で、学校の先生と一緒に学校を綺麗にする」という趣旨が、広く行き渡ることが大切であり、学校運営協議会などを通じて、共通意識を地域に広げていく。

参加者の声（鳶尾小学校）

- 教職員：ボランティアの方々のお陰で、子どもたちは毎日清潔な環境で安心して学習できている。地域の方々に深く感謝するとともに、活動中の挨拶や何気ない会話を通して、地域との絆がさらに深まっていくことが嬉しい。
- 地域住民：普段、学校と接触する機会が少ないが、活動を通して、多くの地域の方が学校に馴染むことができ、絆を深められた/階段や水回りの清掃や消毒など、短時間ではあるが、役に立てればうれしい/非常事態の中で少しでも子どもたちのため、先生方の負担軽減の支援になれば嬉しい。地域と学校が一つになって進むことが大切だと思う。



Withコロナ、Afterコロナ社会における地域学校協働活動の取組事例（兵庫県三田市）

学校の休校や講座・イベントの自粛等が続く中で、地域の様々な人材が連携・協働し、工夫された取組を実施することで、子供たちの様々な体験・学習の機会を提供（オンラインを活用した地域学校協働活動）

「こうみん未来塾」 （市全域を対象とした取組）

取組の概要

大学・高等学校・博物館、企業や地域人材など、市のあらゆる人材と協働し、子どもたちに「本物に触れる」体験講座を実施（三田市の偉人“蘭学者 川本幸民”にちなんで名付けられた）

工夫

「こうみん未来塾“おうちでこうみん”」と題し、講師等の協力により、プログラムの一部を自宅でも体験できるツールとして動画や教材を作成し、市のホームページで紹介

内容

- ◆講師自作の動画
- ◆ペーパークラフト
- ◆プログラミングツール
- ◆博物館所蔵の貴重映像



など、幅広い分野の多彩なコンテンツを集約して掲載
※著作物については制作者等の承諾を得て紹介

関係者の声

【保護者】

「子どもの興味の幅が広がることが期待できる。」

【講師】

「講座やイベントを自粛する中でも、プログラムを知ってもらえる機会になった。」
「子どもの学ぶ機会・体験する機会を提供する新たな手法が見いだせた。」



「放課後子ども教室」 （各学校区での取組）

取組の概要

各学校区の地域が主体となって、学習支援や将棋・スポーツなどの地域の先生講座や、地域を巻き込んだ交流イベントを実施

工夫

「放課後子ども教室“おうちで寺子屋”」と題し、地域の方が作成した活動プログラムの一部等を市のホームページで紹介
地域の放課後子ども教室独自のホームページを立ち上げ

内容

- ◆算数が楽しく取り組めるプリント
- ◆親子クッキングレシピ
- ◆将棋の問題
- ◆家でできるトレーニング動画

など、自宅に取り組めるコンテンツを紹介
※著作物については制作者等の承諾を得て紹介



関係者の声

【保護者】

「いろんなコンテンツがあって子どもの興味の幅が広がり、親子で取り組めば会話もはずむので助かっている。地域の人々の温かさを感じる。」

【地域の支援者】

「様々な活動を自粛するなか、子どもや保護者のために少しでもできることがあって、活動者自身が元気をもらっている。」

P 2

中間まとめ

P 4

制度関連

P 17

導入状況等

P 25

各種データ関連

P 50

各地の事例

P 64

文部科学省の取組

P 72

総論関連

P 86

社会教育関連資料

P 92

総務省関連資料

様々な課題を解決するためのプラットフォームとしてのコミュニティ・スクール

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題

→ 学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性がある

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

学校の課題

ICT機器の効果的な活用

1人1台端末の整備が進んできたが、生徒一人一人の操作のフォローやプログラミング教育に課題がある



子供の課題

児童生徒の問題行動等

不登校や非行など、学校外での児童生徒の問題行動等に、学校だけでは十分に対処できていない



地域の課題

人口減少・地域コミュニティの継続が困難

子供たちが故郷を知る機会、地元の人と関わる機会の減少、地域住民同士が関わる場の減少



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

（事例）埼玉県ふじみ野市

学校運営協議会での議論を踏まえ、学校応援団として、**企業退職者や研究者などの協力**により、**プログラミング教育へのアドバイスや支援**を受けて効果的な授業を実施

（事例）福岡県春日市

学校の困りごとを包み隠さず地域と共有し、どのような学校・生徒にしていきたいか熟議。**保護者・地域・学校・警察が協力**して夜間パトロールなどを実施し、問題行動等が激減

（事例）鳥取県南部町

幼稚園・保育所から中学までの**10年間を通したカリキュラム**「まち未来科」を設定、**自然や文化など地域人財との協働**により子供たちの**ふるさとへの愛着**や**社会への参画力**、人間関係調整力を育成

コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の一体的推進に係る文部科学省の取組

各地域における活動の支援

地域と学校の連携・協働体制の構築の支援及び 地域学校協働活動の実施の支援

- 地域における地域学校協働本部の設置、学校運営協議会制度の導入に対する財政支援を実施
- 地域と学校の連携・協働体制構築事業（補助事業）

各地域の取組の推進に向けた相談・アドバイス

- 実際にコミュニティ・スクールの立ち上げに携わった経験者や地域学校協働活動の実践者等による相談対応、アドバイス
- CSマイスターの派遣



コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の質の向上・改善に向けた取組

取組成果、好事例等の普及・展開

- 地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催
- 優れた地域学校協働活動に係る文部科学大臣表彰（隔年）
- HP「学校と地域でつくる学びの未来」
- パンフレット、手引き等の作成

取組の効果を測る仕組の開発、調査研究

- ポートフォリオモデルの作成
- 実態調査による取組成果等の把握
- 設置の少ない学校種における学校運営協議会や地域学校協働本部に関する調査研究

背景・課題

学校における働き方改革の推進や不登校、いじめ、感染症対策、防災など**学校や地域が抱える社会的課題の解決**を目指すとともに、「**社会に開かれた教育課程の実現**」に向けた基盤として、「**学校と地域が連携・協働**」し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日閣議決定)

5. 4つの原動力を支える基盤づくり
(4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等
(共助・共生社会づくり)

地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を促進するとともに、…(略)

事業内容

(1) 地域と学校の連携・協働体制の構築

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」を**一体的に推進**する。
- 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
- コミュニティ・スクールの円滑な導入のためには都道府県教育委員会等から、学校や地域への積極的な働きかけが必要であることから、**都道府県等へのアドバイザーの配置等により、伴走支援体制を構築**する。

(2) 地域学校協働活動推進員等の配置・機能強化・資質向上

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動において中核を担う「**地域学校協働活動推進員等**」の**人材の充実が重要**であるため、**配置促進や機能強化等を図る**とともに、総合調整役として、地域と学校の連携協働に関わる幅広い知識や技能を身につける必要があることから、**研修や実践者同士の交流等により、更なる資質向上を図る**。

(3) 地域学校協働活動の実施

- 学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、**学習支援や体験活動などの取組を実施**するとともに、学校と地域が連携・協働し「**学校における働き方改革**」を踏まえた活動に取り組む。

概要

補助対象：都道府県・指定都市・中核市

補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 件数・単価：10,000箇所（本部）×78万円
(ただし、都道府県・指定都市・中核市(以下「都道府県等」)が行う場合は国1/3、都道府県等2/3)

補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
②地域学校協働活動推進員を配置すること

<事業イメージ>

地域学校協働活動推進員を中心に、保護者や地域住民等の参画を得て、様々な関係者が緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



地域学校協働活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を**必須の活動と位置づけ、重点的に補助**を行う。

補助を行う地域学校協働活動

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
- 例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
 - ①登下校に関する対応
 - ②放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
 - ③児童生徒の休み時間における対応
 - ④校内清掃
 - ⑤部活動の補助
- 地域における**学習支援・体験活動**（放課後等における学習支援活動等）

事業実施により期待される効果

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制が構築され、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組む地域が増加。
- 学校における働き方改革の推進や学校・地域が抱える課題の解消、「社会に開かれた教育課程」の実現。
- 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

CSマイスターの派遣について

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマイスター」として委嘱。
- 各地の先進的な事例や関係法令などを踏まえた説明等を必要とする地域に対して、CSマイスターを派遣し、講話や助言を行うとともに、CSの導入や地域学校協働本部の整備、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図る教育委員会等に対する継続的な助言及び支援、その他コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るために必要な支援を行うもの。

令和3年度CSマイスター名簿（36名）

青井 静	香川県飯山中学校区地域学校協働本部コーディネーター ※	高木 和久	びわこ学院大学 非常勤講師
赤松 梨江子	徳島県東みよし町立三加茂中学校 事務室長	高野 睦	秋田県由利本荘市立西目中学校 校長 ※
朝倉 美由紀	埼玉県ふじみ野市立大井小学校 校長 ※	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
新谷 さゆり	岐阜県白川村教育委員会事務局 社会教育主事	玉利 勇二	社会福祉法人スマイリング・パーク 顧問・統括施設長
安齋 宏之	福島県本宮市立本宮まゆみ小学校 校長	出口 寿久	北海道科学大学 教授
井上 尚子	東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会 会長職務代理者	取釜 宏行	一般社団法人まなびのみなと 代表理事 ※
今泉 良正	一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟 理事長	西 孝一郎	京都光華女子大学 准教授
大谷 裕美子	ゆめ☆まなびネット 代表	西 祐樹	福岡県春日市財政課 主任 ※
大山 賢一	新潟薬科大学 非常勤講師	西村 久仁夫	一般社団法人コムスクえひめ 代表理事
翁長 有希	一般社団法人沖縄キャリア教育支援企業ネットワーク 理事 ※	布川 元	山形県大石田町教育委員会 元教育長
梶原 敏明	大分県玖珠町教育委員会 教育長	野澤 令照	宮城教育大学 学長付特任教授
風岡 治	愛知教育大学 教授	福田 範史	鳥取県南部町教育委員会 教育長 ※
岸 裕司	スクール・コミュニティ研究会 代表	前川 浩一	長野県大町市立美麻小中学校 地域学校協働コーディネーター
黒瀬 忠行	高知県佐川町立黒岩小学校 校長	増淵 広美	神奈川県立総合教育センター教育相談部教育相談課 教育相談専門員
小西 哲也	山口県地域連携教育推進協議会 顧問	宮田 幸治	広島県府中市教育委員会学校教育課 主幹
小見 まいこ	NPO法人みらいずworks 代表理事	森 保之	福岡教育大学教職大学院 副学長 教授
鈴木 廣志	栃木市地域政策課 栃木公民館係 社会教育指導員	安田 隆人	岡山県浅口市立寄島小学校 校長 ※
相田 康弘	山口県教育庁義務教育課 主幹	四柳 千夏子	一般社団法人みたかSCサポートネット 代表理事

CSマイスター派遣実績

- 令和元年度 延べ595箇所
- 令和2年度 延べ339箇所

(※は新規)

2021年度文部科学省「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」の開催予定

地域とともにある学校づくりに向けて取組の充実や普及を図るために、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催。関係者同士のネットワークを構築するとともに、取組を全国に広げ、全ての子供たちの教育活動の質の向上を図る。

会場	日時	手法・場所	テーマ・内容	主催 委託先：株式会社Edo
愛知	8月26日（木）	WEB配信 ※会場参加は中止	学校と地域の絆で築く子どもの未来 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～	・文部科学省 ・愛知県教育委員会
三鷹市	11月6日（土）	WEB配信 ※会場参加は中止	コミュニティ・スクールから始まる スクール・コミュニティの創造 ※「全国コミュニティ・スクール研究大会」との共同開催	・文部科学省 ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・三鷹市教育委員会
石巻市	11月19日（金）	マルホンまきあーとテラス (WEB配信併用)	「復興」から「創生」へ ～地域と共に築く子どもたちの輝く未来～	・文部科学省 ・宮城県教育委員会 ・石巻市教育委員会
九州・沖縄	1月21日（金）	WEB配信	社会に開かれた教育課程の実現に向けて ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～	・文部科学省 ・福岡県教育委員会 ・佐賀県教育委員会 ・長崎県教育委員会 ・熊本県教育委員会 ・大分県教育委員会 ・宮崎県教育委員会 ・鹿児島県教育委員会 ・沖縄県教育委員会

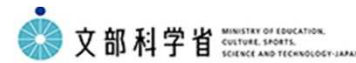
<参考> R2年度実績

日時	会場	テーマ	手法
11月5日（木）	愛媛会場	これからの学校づくりと地域づくり 「社会に開かれた教育課程」から	WEB配信
12月21日（月）	東京会場	これからの学校と地域 CSマイスター大集合！知る・学ぶ、そしてやってみる！	WEB配信
2月26日（金）	栃木会場	多様化する社会に求められるコミュニティ・スクールの未来像 ※「全国コミュニティ・スクール研究大会」との共同開催	WEB配信

「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページ

これまでより掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になれる方（自治体、学校関係者、保護者・地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

学校と地域でつくる 学びの未来 School Home Community



文字 **標準** **拡大** 背景色 **標準** **黒** **青**

よくある質問 ▶ 初めての方へ ▶ サイトマップ ▶ SNS ▶ お問い合わせ

自治体の方

学校教職員の方

地域学校協働活動推進員
(コーディネーター)の方

保護者・地域の方

企業・団体の方

ホーム

国の取組

全国取組事例

企業等による教育プログラム

関連資料・パンフレット

地域みんなの力で 子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、
教育と子供たちの明日へ心を寄せる
すべての方々に支えられています。



一時停止



未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは“学び未来”で検索



◇ これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進していくための基本的な考え方について分かりやすく解説しています。



◇ 学校運営協議会設置の手引き （令和元年度版）

コミュニティ・スクール導入を目指す教育委員会事務局や学校管理職向けのガイドブックです。

導入にあたって必要な準備や運営のポイント等を詳しく解説しています。



◇ 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（参考の手引）

教育委員会における、地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進といった事項について、様々な地域における先進的な事例の紹介も交えて示しています。



P 2

中間まとめ

P 4

制度関連

P 17

導入状況等

P 25

各種データ関連

P 50

各地の事例

P 64

文部科学省の取組

P 72

総論関連

P 86

社会教育関連資料

P 92

総務省関連資料

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革を進める。

学習指導要領総則の構造とカリキュラム・マネジメントのイメージ

教育課程の構造や、新しい時代に求められる資質・能力の在り方、アクティブ・ラーニングの考え方等について、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解を深めることができるよう、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から学習指導要領の要であり、教育課程に関する基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。

何ができるようになるか

- 小学校教育の基本

何が身に付いたか

- 学習評価を通じた学習指導の改善

子供の発達を
どのように支援するか

- 児童の発達の支援
- 特別な配慮を必要とする生徒への指導

何を学ぶか

- 教育課程の編成

どのように学ぶか

- 教育課程の実施

実施するために何が必要か

- 学校の指導体制の充実
- 家庭・地域との連携・協働

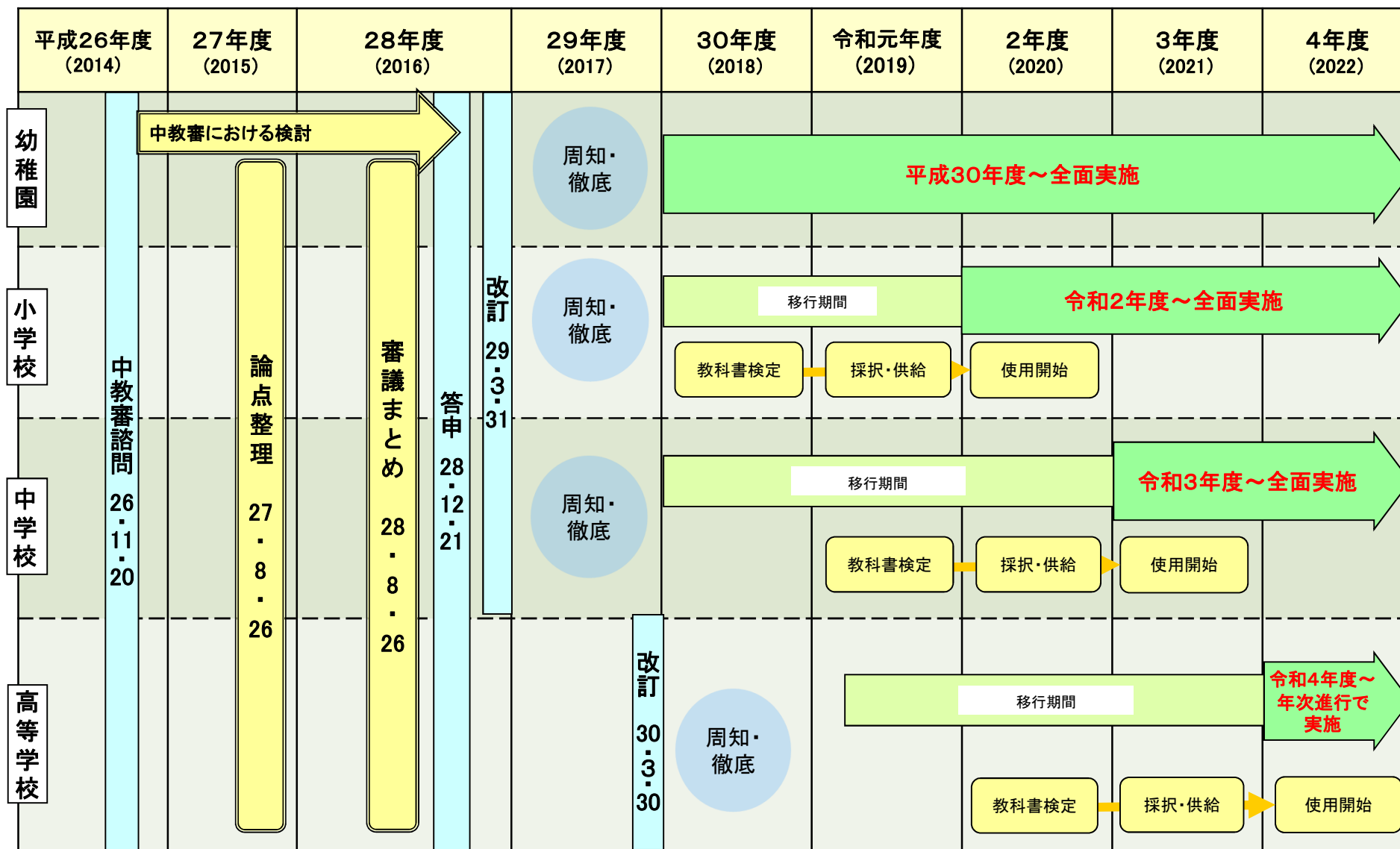
これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
 特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（2019年1月25日中央教育審議会）【抜粋】

第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、**学校における働き方改革が急務**。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方の中で、**教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない**。**学校における働き方改革の目的**は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、**自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること**。
- **志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならない**ものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、**地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化**により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。
- 業務の明確化・適正化は、**社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化**するもの。
学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
 ～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)

日本型学校教育の成り立ちと成果，直面する課題と新たな動きについて

教育振興基本計画の理念
 (自立・協働・創造)
 の継承

学校における
 働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
 実現

新学習指導要領の
 着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆ 全ての子どもたちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割
- ◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子どもたちの成長を支えていく
- ◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ生かしていく
- ◆ 教育政策のPDCAサイクルの着実な推進

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会の拡大、教師同士の役割の適切な分担
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

(4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子どもたちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子どもたちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- 首長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

(6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

第1章 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識

- 高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験などを持つ生徒が在籍している現状を踏まえた教育活動が極めて重要
- 高校生の学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、高校生の学習意欲を喚起するためのものへと転換することが必要
- 大学入学や就職等の出口のみを目標とすることなく、他分野に関する理解や、新たなことを学び、挑戦する意欲を育むための学びが不可欠
- 産業構造や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様を踏まえた高等学校教育の在り方の検討が必要

第2章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

- 学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、社会性・人間性を育むといった社会的機能をも有するという高等学校の多面的な役割・在り方を再認識
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生徒が長期間登校できない状況下において、ICTも最大限活用した学習保障の必要性が顕在化
- 遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥らず、最適な組合せによって、全ての生徒の可能性を引き出す学びの実現が必要

これらの前提を踏まえ、以下の方策を実施

第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【1. 各学科に共通して取り組むべき方策】

(1) 現代的な諸課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成

- 国内外の大学、企業、地元市町村等の関係機関と連携した高度かつ多様な学びの提供

(2) 地域の実態に応じた多様な高等学校教育の実現

- 中山間地域・離島等に立地する小規模高等学校が教育課程の共通化・相互互換を図ることで、地理的制約を超えて教育資源を効果的に活用
- 都道府県は、地元市町村等との丁寧な意見交換を通じて公立高等学校の在り方を検討。その際、総合教育政策会議を活用した首長部局との連携も有効

(3) 各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）

- 各設置者が、各高等学校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義

(4) 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針（スクール・ポリシー）の策定

- 各高等学校は、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するため、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」（仮称）を策定・公表

(5) 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した学びの実現

- 各高等学校の目的を踏まえ、地域社会や高等教育機関等との連携・協働を推進（例：地元市町村等との協働体制であるコンソーシアムの構築）

第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【2. 学科の特質に応じた教育活動の充実強化】

(1) 普通科改革

- 各設置者の判断により、「普通教育を主とする学科」として、下記のような特色・魅力ある学科の設置を可能化

【学際的な学びに重点的に取り組む学科】

- …SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴って生じる諸課題に着目し、国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する資質・能力を育成
- …国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関等との連携・協働により、大学教育の先取り履修や高大連携講座の仕組みの構築などを実施

【地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科】

- …地元市町村を中心とする地域社会の有する課題・魅力に着目し、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する資質・能力を育成
- …地元の市町村、高等教育機関、企業・経済団体等との連携・協働により、フィールドワークや事例研究、社会人講座などを実施

【その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科】 …上記2学科を参照しつつ育成を目指す資質・能力を設定し、関係機関との連携・協働した教育を実施

(2) 専門学科改革

- 産業界を核として地域の産官学が一体となって、将来の地域産業界・高等学校段階での人材育成の在り方を検討し、それに基づく教育課程を開発・実践
- 産業教育施設・設備の計画的な整備、これを支える財政的措置の充実、地元企業の施設の活用等の工夫による最先端の施設・設備に触れる機会を創出

(3) 新しい時代に求められる総合学科の在り方

- 多様な科目開設を実現するために、ICTも活用して他校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用や、外部人材の活用を推進

第4章 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証

【1. 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応】

- 制度創設時と異なり勤労青年に限らず多様な生徒が在籍している定時制・通信制課程の現状を踏まえ、多様な生徒のニーズにきめ細かく対応するため、SC・SSW等の専門スタッフの充実、関係機関との連携促進、ICTの効果的な活用、少年院在院者への高等学校教育機会の提供等を推進

【2. 高等学校通信教育の質保証方策】

(1) 教育課程の編成・実施の適正化

- 各年度における添削指導・面接指導・試験の年間計画等を「通信教育実施計画」(仮称)として策定・明示することを義務付け
- 面接指導は少人数で行うことを基幹とすることや、集中スクーリングにおいて1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等に対する観点別学習状況の評価の実施、試験の実施時間・時期を適切に設定することなどを明確化

(3) 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

- 養護教諭、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進を図るとともに、きめ細かく指導・支援を実現するための教諭等の人数を明確化

(4) 主体的な学校運営改善の徹底

- 法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底とともに、「自己点検チェックシート」(仮称)に基づく自己点検の実施・公表
- 教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付け。ICTを基盤とした先端技術の効果的な活用に向けた実証研究を実施

(2) サテライト施設の教育水準の確保

- 実施校の責任下におけるサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底、面接指導等実施施設の共通の基準に関して実施校と同等の教育環境を確保

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正（令和3年3月31日）等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに**以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。**
 - (a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより**育成を目指す資質・能力に関する方針**
 - (b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**
 - (c) **入学者の受け入れに関する方針**

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努める**こととする。

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。

- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。

- (a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備**するものとする。
- (b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**するものとする。
- (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

（※）令和4年4月1日から施行

3 高等学校通信教育の質保証【高等学校通信教育規程等の一部改正、ガイドライン・通知事項】

① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクーリングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

② サテライト施設の教育水準の確保

◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- ・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
- ・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参酌して、適切性を確認する。

③ 主体的な学校運営改善の徹底

◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

◆ 教育活動等の情報の公表

・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行

4 多様な学習ニーズへの対応【学校教育法施行規則、高等学校単位制教育規程等の一部改正】

◆ **学校間連携制度の対象拡大** ・学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を加える。

◆ **少年院の矯正教育の単位認定** ・少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

(※) 令和3年4月1日から施行

◆ **単位制課程における教育課程の情報の公表** ・単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

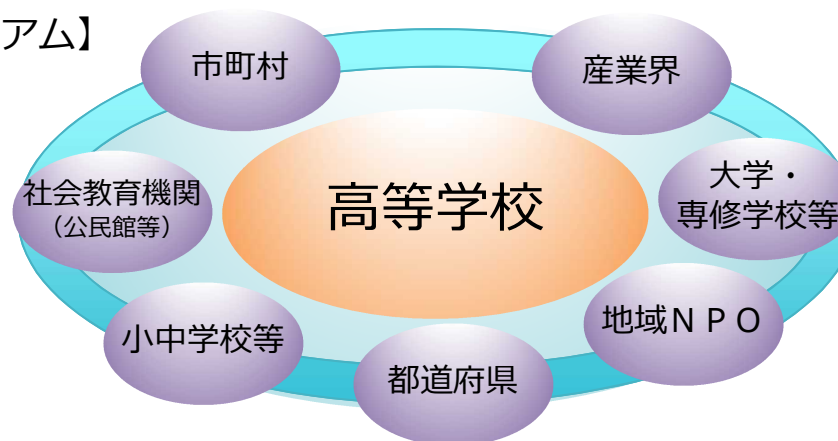
令和4年度概算要求額 0.5億円
 (前年度予算額 2.2億円)



文部科学省

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

【コンソーシアム】



- ◆ 地域との協働による活動を学校の教育活動として明確化
- ◆ 専門人材の配置等、校内体制の構築
- ◆ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ◆ 将来の地域ビジョン・求める人材像を共有し、地域協働に資する学習カリキュラムを開発

【プロフェッショナル型】

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進

〔 ※専門学科を中心に実施
 (指定校数 4校) 〕

【地域魅力化型】

地域課題の解決等を通じた学習カリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

〔 ※普通科を中心に実施
 (指定校数 6校) 〕

【グローバル型】

グローバルな視点を持って地域を支えるリーダーを育成

〔 ※全学科を対象に実施
 (指定校数 4校) 〕

【PDCAサイクル構築のための調査研究】

成果指標等の作成検証等による地域との協働による教育改革のPDCAサイクルの構築，成果普及のための全国サミット等を実施

対象校種	国公立の高等学校	委託先	学校設置者等
箇所数 単価 期間	14箇所 (R2指定) 220～370万円程度/箇所 3年	委託対象経費	カリキュラム開発に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)

1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

社会的包摂の実現

- ・地域の多様な人たちが相互に理解し合い共生できる環境をつくっていく上で、社会教育は極めて重要な役割を果たすことが期待されている。
- ・様々な理由で困難を抱える人たちに対し、知識や技能を習得する機会を充実するなど、社会教育における学習機会の拡充が重要。

人生100年時代と生涯学習・社会教育

- ・マルチステージの人生においては、必要な時に必要な学びを通じ成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められる。また、職場や職種の転換を経験する機会も増える可能性が高まるため、必要な資質・能力等を更新できる学びの場が重要。
- ・時間的・空間的な制約を超えた学びなど、新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になる。
⇒新しい技術を活用した学びの利点を最大限生かし、取組を更に充実・発展していくことが求められる。

Society 5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育

- ・ICT機器を利用できる者とできない者の格差（デジタル・ディバイド）の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。

地域活性化の推進

- ・地域における豊かな学びを推進するためには、多様な主体が連携・協働し共に学び合うことが求められる。

子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進

- ・子供・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要。社会教育・学校教育という区分を超えて充実を図るべき。

2. 新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりや充実に向けて

新しい時代の学びの在り方

- ・いわゆる講義形式で知識をインプットする「学び」だけでなく、疑問を持ち、課題を見つけ、考えを発信し、他者と共に考え、新たな考えを創造するといったことも「学び」の重要な要素となる。
- ・様々な背景を有する多様な世代の人たちがつながり、共に学び合うことにより、新たなアイデアが生まれ課題解決につながることや、他者を理解し、受け入れ、共生する社会の実現につながることを期待される。
- ・新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組合せで学びが更に豊かなものになる。

「命を守る」生涯学習・社会教育

- ・新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり課題解決に向けて共に学び合ったりする機会の充実は、あらゆる人々の「命を守る」ことに直結する。
- ・「誰一人として取り残さない」包摂的な社会の実現のため、様々な人たちに必要な学びの機会を設けることが重要。
⇒学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要。

推進のための方策

- ① 学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用
- ② 新しい技術を活用した「つながり」の拡大
- ③ 学びと活動の循環・拡大
- ④ 個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進
- ⑤ 各地の優れた取組の支援と全国展開

「議論の整理」3つのキーワード

1 「命を守る」生涯学習・社会教育

- ☞ 新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり課題解決に向けて共に学び合ったりする機会の充実は、あらゆる人々の「命を守る」ことに直結。
- ☞ 「誰一人として取り残さない」包摂的な社会の実現のため、様々な人たちに必要な学びの機会を設けることが重要。
- ☞ 学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要。

2 ICT活用、デジタル・ディバイド解消

- ☞ 新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組合せにより、多様な交流や人と人とのつながりを広げる可能性があるなど、学びが更に豊かなものに。
- ☞ インターネットが生活のオプションではなく生きていくための情報を得る命綱にもなり得る時代において、ICT機器を利用できる者とできない者の格差（デジタル・ディバイド）の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。

3 子供・若者の地域・社会への主体的な参画

- ☞ 子供・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要。
社会教育・学校教育という区分的な区分を超えて充実を図るべき。

P 2

中間まとめ

P 4

制度関連

P 17

導入状況等

P 25

各種データ関連

P 50

各地の事例

P 64

文部科学省の取組

P 72

総論関連

P 86

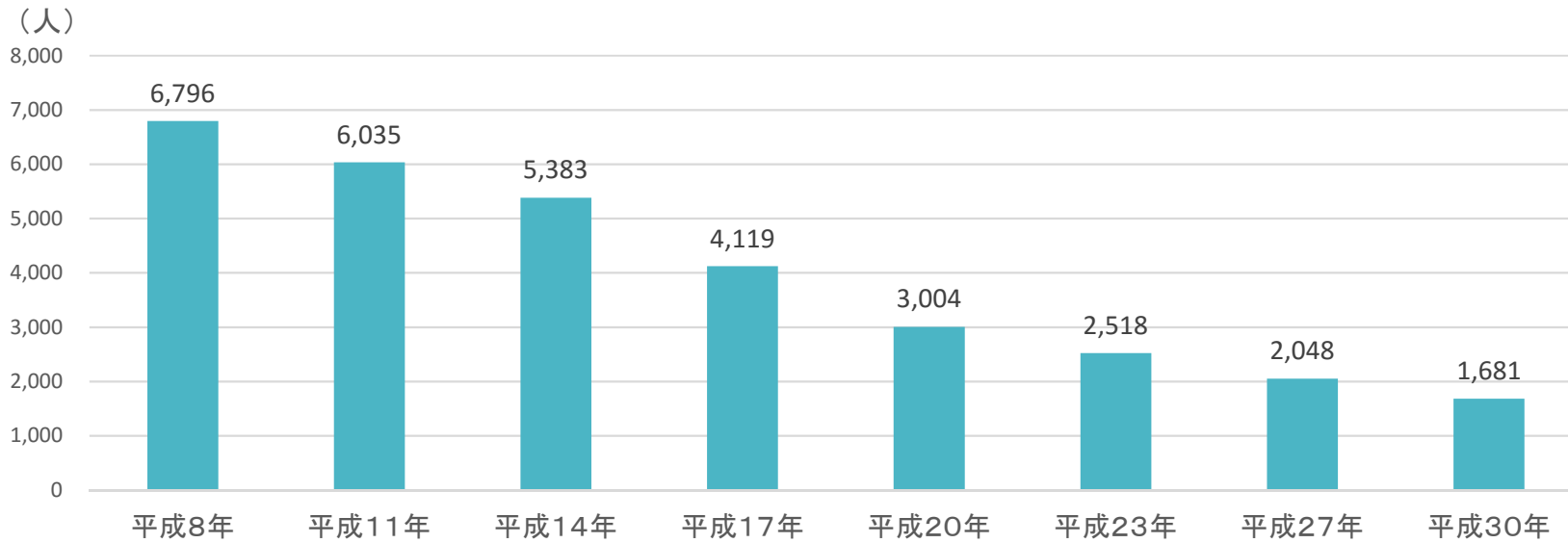
社会教育関連資料

P 92

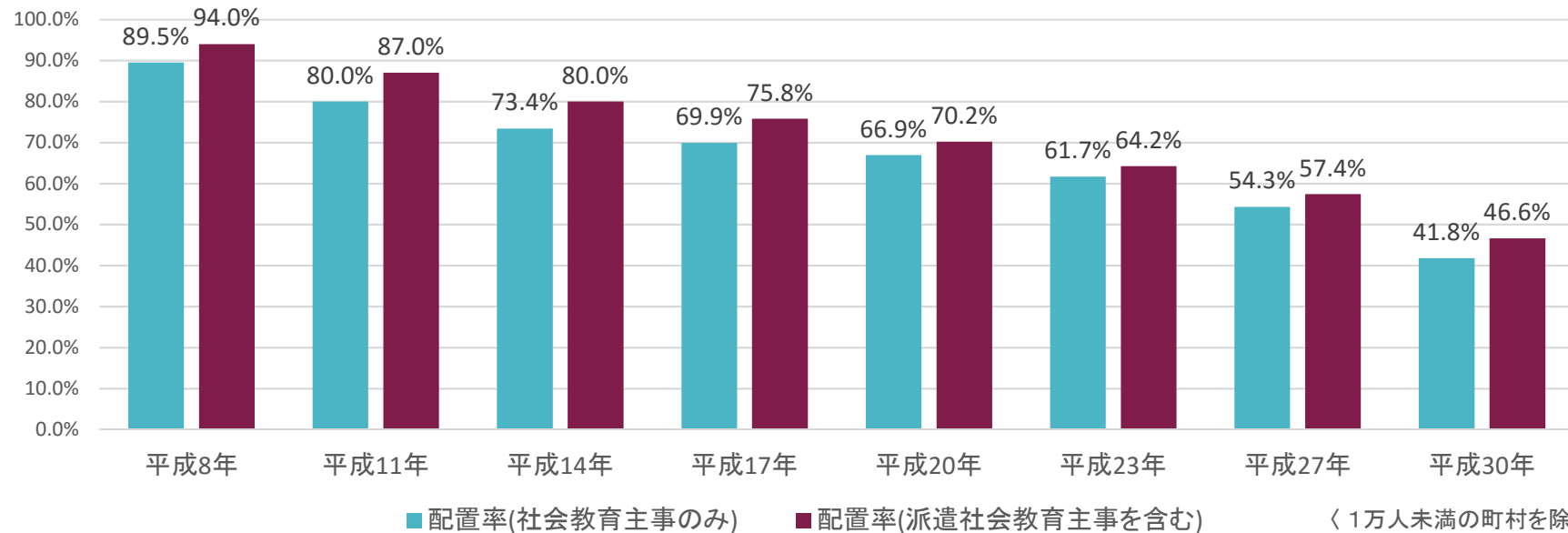
総務省関連資料

社会教育主事の配置状況

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移



(出典)社会教育調査

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】 社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

- 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。
- 「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に係る検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	必修



科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	必修

<計24単位>

3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項, 第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、令和2年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。



社会教育士

社会教育士について



文部科学省

1. 社会教育士とは

○ **社会教育の専門的職員**（社会教育主事）になるための講習や養成課程の修了者に与えられる「**称号**」

※ 社会教育主事は、社会教育法に基づき教育委員会に置くこととされている職、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることが職務

○ 社会教育主事講習等規程（省令）の一部改正により、**令和2年度からスタート**



2. なぜ社会教育士が創設されたのか

社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について

平成29年8月
社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会

課題

地域コミュニティ変質への対応
社会教育主事の求められる役割の変化

今後の社会教育主事に必要な資質・能力の整理

○ **地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ**、地域の力を引き出すとともに、地域活動の組織化支援を行うことで、**地域住民の学習ニーズに応えていく**が必要である。そのため、**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力**などを身につけておくことが必要不可欠である。

発令がなければ「社会教育主事」は名乗れない 社会教育主事資格の活用

○ **社会全体における学習の充実と質の向上を図る観点からは、社会教育主事資格が教育委員会における社会教育主事の任用資格として活用されるのにとどまらず**、社会教育活動に携わる上で社会教育主事と同等の資質・能力を有することを示す汎用性のある資格として広く社会で活用され、有資格者が教育委員会から社会教育主事として**発令を受けずとも社会の各分野で教育活動に携わり活躍**できることが望ましい。

社会教育主事講習等規程の改正

平成30年2月28日公布
令和2年4月1日施行

改正後

「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の新設等

○ 社会教育主事が**人づくりや地域づくりに中核的な役割を担う**ことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程の**科目の改善**を図る。 **コーディネート能力等の習得**

社会教育士制度の創設 講習等学習成果の更なる活用

○ 社会教育主事講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習等の修了者は「**社会教育士**」と称することができる。

3. 社会教育士に期待される役割

社会教育の専門的知識 ×
コーディネート能力
ファシリテーション能力
プレゼンテーション能力

○ 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、**NPOや企業等の多様な主体と連携・協働**して、社会教育施設における活動のみならず、**環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待**される。



4. 様々な分野での活用・活躍が期待

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ~抜粋~ 令和3年1月26日中央教育審議会（答申）

多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

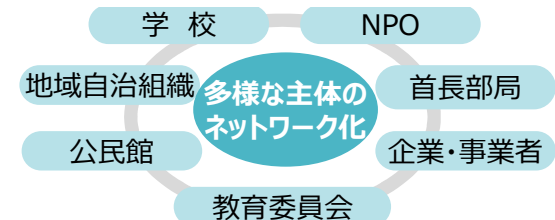
● 教師、事務職員等が社会教育士の称号を取得し、地域の教育資源を有効に活用して、「**社会に開かれた教育課程**」をより効果的に実現する**学校教育活動を行うこと**や、公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、**学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施**することなど、様々な場面での活用が考えられる。

まち・ひと・しごと創生基本方針2021 令和3年6月18日閣議決定

地方創生を担う「ひとづくり」のための多様な主体の連携

● **社会教育士について、関係省庁と連携し、まちづくりや観光、福祉、SDGsなど幅広い分野における活躍事例やその成果を具体的に示す効果的な情報提供を行うとともに、受講機会の拡充及び交流する機会やネットワークを形成する場を設けることで、行政や学校、NPO、民間企業等、様々な場面での活躍を促進**する。

社会教育士の期待される役割・能力



社会教育士としての活躍の場

学校

地方創生

社会教育有資格教員の活用 ～地域連携教員（栃木県）～

「地域連携教員」制度の概要

学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の観点から効果的・効率的に展開し、**子供たちの生きる力の育成と地域に根ざした特色ある学校づくりを推進**するため、平成26年度から**県内すべての公立学校に地域連携教員を配置**。

その際、**社会教育主事有資格者の教員を積極的に活用**している。



社会教育主事有資格者の計画的な養成

有資格者の公立学校への全校配置を目指し、計画的に養成している。

- ・教員籍職員のうち、有資格者数：1,166名（2019年10月現在）
- ・2019年度の社会教育主事講習受講者数：76名

【社会教育主事有資格教員として期待される役割】

- 学校・家庭・地域との連携のための校内のコーディネート
 - ・ボランティアや様々な機関との連携、活動の企画・運営
- 社会教育の手法を生かした支援
 - ・校内研修やPTA研修会、家庭教育学級での参加体験型の学習を取り入れた研修
- 教育情報の収集と発信
 - ・地域の課題やニーズの把握・分析、学校からの情報発信
- 地域における社会教育活動
 - ・地域のボランティアグループへの参画 等

地域連携教員への支援

○研修の実施

地域連携教員の役割や活動の進め方、ネットワークづくり等の研修を実施。

○地域連携教員のための手引書の作成

理論編・実践編をまとめ、県HPにも掲載。

○地域連携教員活動支援事業資料（リーフレット）の作成

事業概要、直近の国の動向や調査結果、県内の活動事例等を掲載し、校内研修資料等として活用。

P 2

中間まとめ

P 4

制度関連

P 17

導入状況等

P 25

各種データ関連

P 50

各地の事例

P 64

文部科学省の取組

P 72

総論関連

P 86

社会教育関連資料

P 92

総務省関連資料

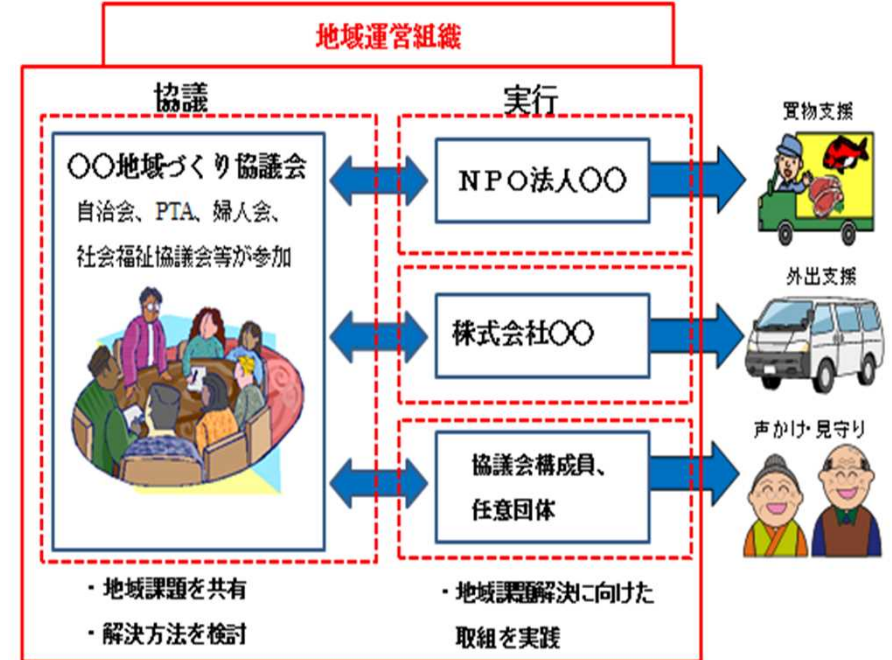
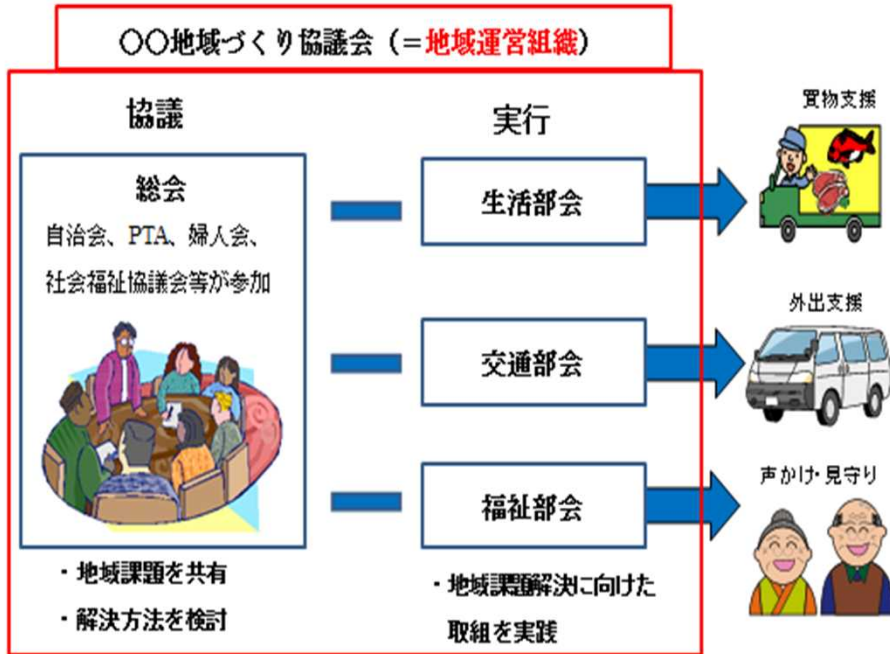
地域運営組織について

地域運営組織とは

- 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

(協議機能と実行機能を同一の組織が合わせもつパターン)

(協議機能と実行機能を別組織が担いつつ両者が連携するパターン)



<参考：令和3年3月4日 参・予算委員会における総務大臣答弁>

- 自治会等のコミュニティ組織は、地域における共助の担い手として、防災や環境美化等の様々な活動に取り組む重要な役割を担っている。他方で、人口減少や高齢化により、担い手が減少し、継続的に活動するための組織的基盤の強化が課題となっている。
- 自治会等の地縁的なつながりを基盤として、見守りや買物支援、配食などの共助活動を実践する、いわゆる「地域運営組織」の形成や運営を、総務省として、地方財政措置などを通じて支援をしている。
- 総務省としては、引き続き、地域の状況に応じ、きめ細やかな共助の取組が進められるよう、コミュニティ組織の活動基盤の強化に向け、取り組んでまいります。

地域運営組織の活動実態とKPI

活動実態 (令和2年度 総務省調査 (全市区町村 (1,741団体) 対象 うち1,729市区町村が回答))

- 組織数 : 令和2年度の組織数は全国で5,783組織あり、令和元年度 (5,236組織) から547組織増加 (10.4%増) し、平成28年度に比べて約2倍に増加
また、地域運営組織が形成されている市区町村は802市区町村あり、令和元年度 (742市区町村) から60市区町村増加 (8.1%増)

■:地域運営組織の形成数の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
組織数	3,071	4,177	4,787	5,236	5,783

- 組織形態 : 法人格を持たない任意団体が約92%、NPO法人が約5%、認可地縁団体が約2%
- 活動拠点 : 活動拠点を有している組織が約90%、このうち約75%が公共施設を使用
- 活動内容 : 高齢者交流サービス (51.9%)、声かけ・見守りサービス (41.2%)、体験交流事業 (34.1%)、公的施設の維持管理 (26.6%) など多様
(複数回答)
- 収入 : 生活支援などの自主事業の実施等による収入 (※) の確保に取り組む地域運営組織の割合:47.0%
※会費、補助金、寄付金等以外の収入
- 課題 : 人材 (担い手、リーダー、事務局) の不足、活動資金の不足、当事者意識や活動への理解不足など
- コロナ拡大による影響 : 活動自粛等による組織内のコミュニケーション・連携不足 (55.7%)、感染症対策に係る支出の増加 (51.8%)、外部との学び合い不足 (34.3%) など
(複数回答)

『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』 (令和元年12月20日閣議決定) 重要業績評価指標 (KPI)

- 住民の活動組織 (地域運営組織) の形成数 : 7,000団体 (2024年度)
- 生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む地域運営組織の割合 : 60% (2024年度)

地域運営組織の取り組みに対する支援

地域運営組織に関する調査研究等

○地域運営組織に関する調査研究等

- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等



○実態把握調査

地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握することを目的として、全国の地方公共団体及び地域運営組織を対象としたアンケート調査の実施

地域運営組織等に関する地方財政措置

1. 地域の暮らしを支える住民共助の仕組みづくり【市町村】

(「高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくり」から項目名変更)

(1) 地域運営組織の運営支援

①運営支援に関する経費（運営交付金等）・・・普通交付税

（（2）と合計で標準団体で700万円）

②形成支援に関する経費（施設改修、ワークショップ開催等）・・・特別交付税

（措置率1/2・財政力補正）

(2) 高齢者等の暮らしを守る取り組みへの支援

地域における住民同士の支え合いによる生活支援の取り組み（高齢者交流、声かけ見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費・・・普通交付税

※（1）①及び（2）において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる（措置率1/2・財政力補正）

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費（研修、設備導入、販路開拓等）・・・特別交付税（措置率1/2・財政力補正）

地域運営組織の事例

＜高齢者等支援・地域資源活用＞

特定非営利活動法人

きらりよしじまネットワーク(山形県川西町)

高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。

コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



＜声かけ・見守り＞

特定非営利活動法人

ほほえみの郷トイトイ(山口県山口市)

移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。

移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



地域運営組織の学校運営に対する関わり

事例1：田井地区振興協議会（島根県雲南市）

団体概要

○地域の振興・発展を目的に平成17年に設立。地域づくり、生涯学習、地域福祉の3つの柱を中心に、様々な活動に取り組んでいる。

地域運営組織の学校運営への関わり方等

- 同地域運営組織は地域の代表的性格として、学校、PTA、地元企業、社協及び市の市長部局の関係者ととも、小学校の学校運営協議会に参画。
- 地域学校協働活動では、学校敷地の草刈り等の環境整備、読み聞かせボランティア、児童が地域に向いて農業を行う農業体験、児童が高齢者施設を訪ねる高齢者サロンなどがある。
- 当地域運営組織の運営団体として、自治会等のほかにPTAが参画している。
- 組織が学校運営に関わる効果として、子ども達にとって地域への理解が増すことや、保護者世代が地域に参画するきっかけとなることが挙げられる。
- 同地域運営組織の事務局員が市の地域コーディネーターを兼務することで、学校との連携が図りやすくなっている。引き続き、学校やコミュニティ・スクールにおいては、地域の特色をいかした教育や、地域との密接な連携が推進されることが重要である。

事例2：恩田地域づくり協議会（山口県宇部市）

団体概要

○「人と人をつないで、みんなが笑顔で安心して暮らせるまち」をつくることを目的に昭和57年に設立。地域に密着し地域に貢献する団体として、①安全な恩田、②安心な恩田、③明るく元気な恩田、④美しく心豊かな恩田の4つの目標を掲げ、関係団体がそれぞれの立場で活動。

地域運営組織の学校運営への関わり方等

- 同地域運営組織は地域の代表的性格として、学校及びPTAの関係者とともに、小学校の学校運営協議会に参画している。
- 地域学校協働本部の役割は同地域運営組織が担ってきた中、同市では全地区に社会教育推進委員会が設置されたことに伴い、同地区においても社会教育推進委員会が発足。今後の組織体制は検討中。
- 地域学校協働活動では、登下校やプール授業時の見守り活動、ミシンの使い方を教える家庭科での授業サポート、学校敷地の草取りやペンキ塗りといった環境整備などがある。
- 当地域運営組織の運営団体として、自治会等のほかにPTAが参画している。
- 組織が学校運営に関わる効果として、三世代の交流の場が生まれることが挙げられる。
- 学校運営と地域の関わりの中で、児童や生徒が地域と関わり合う時間をいかに確保するか、学校との連携においていかに地域と教職員全体とが目的を共有するかなどが課題として挙げられる。

地域運営組織の学校運営に対する関わり

事例3：集落活動センター「チーム稲生」（高知県南国市）※稲生：いなぶ

団体概要

○地域住民の健康増進を目的として平成26年に設立。誰でも気軽に集まれる「場」を整備し、地域住民同士の横のつながりを強化することで、孤独死の防止や災害時の対応、さらに農業部門の人手不足の解消、また地区役員の世代交代などがスムーズに行われる地域づくりを目指す。

※「センター紹介」(高知県Webページ)参照

地域運営組織の学校運営への関わり方等

- 同地区では、平成17年より小学校PTAと地域(コミュニティ)が一緒になって児童を育むPTCA(※)活動に取り組んでおり、その中で同地域運営組織も参画している。
- 稲生小学校では現時点で学校運営協議会が導入されていないが、同地域運営組織は、活動場所が小学校と地理的に近いことをいかし、小学校と普段から密接に意思疎通を行いながら、防災活動、本の読み聞かせ、さつまいもの収穫、児童の発表会の場づくりなどを活発に行っている。
- 地域と小学校の協働により、小学校の児童と地域運営組織の関係者の双方にとっての発表や活動の場としていかされている。
- 地域住民が参加する合同防災活動を小学校の授業参観日に合わせて実施するなど、小学校の行事をきっかけに地域住民の参画を促すように工夫している。

※PTCA活動:PTAに地域を意味するC(コミュニティ)が加わり、学校・家庭・地域社会が連携して、子どもの教育に関わる取組のこと。